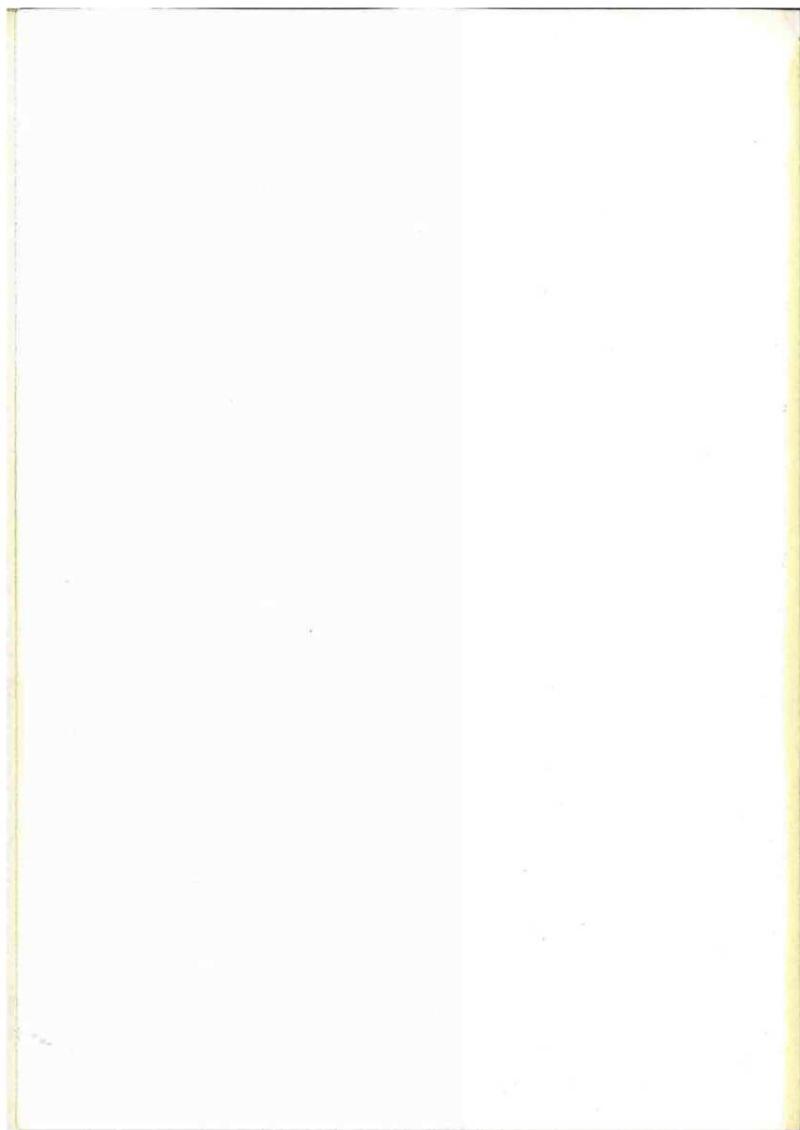


柳之御所遺跡

第Ⅰ期保存整備事業報告書

2010

岩手県教育委員会



序

平泉町に所在する柳之御所遺跡は、平安時代末期の約100年間にわたり北方の王者として繁栄を誇った奥州藤原氏の残した遺跡であり、当時の平泉の核をなしていた遺跡の一つであります。

本遺跡は、昭和63年から^財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター、平泉町教育委員会が実施した一級河川北上川上流改修一関遊水地事業及び国道4号改修平泉バイパス建設事業に伴う緊急発掘調査により、大規模な掘立柱建物跡・園池跡・堀跡などが確認され、また、おびただしい量のかわらけや墨画資料、各種木製品など、質・量ともに卓越した遺物が出土いたしました。これらの豊富な遺構・遺物により、本遺跡が『吾妻鏡』にみられる「平泉館」であることを、多くの歴史家が指摘するに至っております。このような経過のなかで、遺跡に対する建設省（現国土交通省）のひとかたならぬ御理解により、平成5年には遺跡の永久保存が決定し、平成9年3月には『柳之御所遺跡』として国の史跡に指定されました。

岩手県では、本遺跡を史跡公園として整備し、この遺跡を後世に伝えるとともに広く活用していきたいと考え、平成10年度から本格的な発掘調査を実施してきました。そして、それらの成果を基に平成17年度から史跡公園に係る整備工事を開始し、史跡公園は平成22年の春に公開の予定としております。整備内容や検討経過はこれまで折に触れて公開するよう努めて参りましたが、本報告書は、その整備内容について改めて広く公開することを目的として刊行するものです。

最後に、ご指導・ご協力を賜りました平泉遺跡群調査整備指導委員会の先生方、文化庁記念物課、^財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター、平泉町教育委員会、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所をはじめ関係各位に深く感謝申し上げますとともに、本書が平泉文化研究発展の一助になれば幸いです。

平成22年3月

岩手県教育委員会
教育長 法 貴 敬

例　　言

1. 本書は、岩手県教育委員会が実施した史跡柳之御所遺跡の第Ⅰ期史跡保存整備事業の報告書である。今回は平成21年12月までに実施したものを主な対象とし、整備事業の一部は、改めて報告する予定である。
2. 本事業は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課が主体となり、(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターの協力を得て実施した。
3. 本書の編集・執筆は岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課柳之御所担当、文化財保存計画協会が担当した。
4. 事業の一部については、平泉遺跡群調査整備指導委員会等で公表してきたが、本書の内容が優先するものである。
5. 本事業に係る諸記録は、岩手県教育委員会が保管している。

目 次

序

例言

目次

I 序 論

1. 遺跡の概要.....	1
2. 発掘調査の概要.....	3

II 保存整備事業の概要

1. 用地の取得について.....	29
2. 保存整備計画について.....	30
3. 「平泉遺跡群調査整備指導委員会」について.....	32

III 保存整備工事の内容

1. 保存整備事業内容.....	38
(1) 整備基本構想と仮整備.....	38
(2) 整備基本計画及び整備実施計画の策定.....	38
(3) 柳之御所遺跡整備に係る基本的方向性及び整備の基本方針.....	40
(4) 基本方針の具体化.....	41
(5) 整備課題への対応.....	42
(6) 遺跡環境の保護.....	51
2. 保存整備事業の詳細.....	53
(1) 遺構保護と地形の復元.....	53
(2) 堀遺構の復元.....	54
(3) 園池の復元.....	56
(4) 植栽の考え方.....	63
(5) 建造物等の復元.....	69
(6) 井戸遺構・汚物廐棄穴遺構の復元.....	74
(7) 庭・広場・道遺構の復元.....	76
(8) その他の整備.....	78

IV 管理・運営の今後の課題.....

81

図版目次

- 図版1 竣工写真（園池・堀）
- 図版2 竣工写真2
- 図版3 工事写真1
- 図版4 工事写真2
- 図版5 工事写真3
- 図版6 工事写真4
- 図版7 工事写真5
- 図版8 遺構写真1
- 図版9 遺構写真2

挿図目次

図1 柳之御所遺跡調査範囲図	17
図2 堀内部地区遺構配置図	18
図3 28SB2平面・断面図	19
図4 28SB4平面・断面図	20
図5 23SB2平面・断面図	21
図6 23SB3・31SB7平面・断面図	22
図7 52SB18・52SB26平面・断面図	23
図8 55SB8・31SB5平面・断面図	24
図9 55SB6平面・断面図	25
図10 23SB1平面・断面図	26
図11 55SX2平面・断面図	27
図12 23SG1平面・断面図	28
図13 土地公有化事業用地取得全体図	30
図14 「基本計画」における全体整備計画図	39
図15 平成22年公開時動線図	43
図16 実施計画の整備対象遺構	45
図17 時期別遺構変遷図	46
図18 遺構表示方法の検討	47
図19 堀内部の機能区分想定図	48
図20 建物復元の参考とした出土遺物	49
図21 修景盛土設置前・設置後の図、騒音低減効果グラフ	49
図22 今回の推薦資産と緩衝地帯の地図	51
図23 修景盛土イメージ図	52
図24 「実施計画」における地形復元図	54
図25 整備平面図 1/3000	55

図26 盛土模式図	55
図27 堀造構の概念図	56
図28 整備平面図 1／2000	57
図29 整備断面図 1／400	57
図30 池造構検討平面図	58
図31 景石及び護岸石の石質	59
図32 水位検討図	60
図33 池整備模式図	61
図34 池整備平面図 1／800	62
図35 池底整備詳細図 1／40	62
図36 護岸整備詳細図 1／40	62
図37 給水施設詳細図 1／100	62
図38 排水施設詳細図 1／100	63
図39 植栽検討に伴うゾーニング図 1／4000	64
図40 景観検討図 1／4000	64
図41 役木（池際の木・流枝松）	65
図42 単植に用いられる樹木の樹形	66
図42 植栽参考資料1	66
図43 植栽参考資料2	66
図45 植栽配置図	68
図46 28SB 2 復元検討図	70
図47 28SB 2 復元検討CG	70
図48 28SB 4 復元検討図	71
図49 28SB 4 復元検討CG	71
図50 暫定表示平面・断面図	72
図51 表示B平面図	72
図52 表示B断面・詳細図	73
図53 表示C平面図	73
図54 板塀復元参考資料	74
図55 「実施計画」における板塀復元図	74
図56 井戸井桁の復元参考資料	75
図57 井戸復元図	75
図58 汚物廃棄穴造構復元図	76
図59 鋼装範囲・区分図・断面図	77
図60 地形模型断面図	78
図61 解説板設置位置図	79
図62 解説板小図	79
図63 ロープ柵断面図	80

表 目 次

表1	柳之御所遺跡調査履歴	15
表2	公有地化事業用地取得一覧表	29
表3	整備事業費総括表	32
表4	平泉遺跡群調査整備指導委員会名簿	33
表5	平泉遺跡群調査整備指導委員会協議事項	34
表6	平泉遺跡群調査指導委員会名簿	37
表7	柳之御所遺跡整備検討委員会名簿	37
表8	考古学研究機関の整備に係る調査研究協力者会議名簿	37
表9	整備の各段階	42
表10	類例庭園の園池周辺の仕上げ	60
表11	花粉分析の結果確認された植物	65
表12	平安時代後期に植栽された植物	65
表13	平安時代後期の園池・中島に植栽された植物の種類と配置	65
表14	平安時代後期の役木と植物名	65
表15	平安時代末期～鎌倉時代の植栽単位	66
表16	出土木材の樹種確認	69
表17	柱径の検討	69

I 序論

1 遺跡の概要

(1) 柳之御所遺跡の位置

柳之御所遺跡は岩手県西磐井郡平泉町平泉字柳御所に所在する。平泉町は、岩手県南部の北上川中流域に位置し、一関市や奥州市と境を接している。面積6,375km²、人口約8,600人の町で、町内には特別史跡中尊寺など、多くの文化遺産が残されている。町内は南北に北上川が流れ、西側と東側とが川により区切られている。

柳之御所遺跡は、背後（北東側）には高館の丘陵、東に北上川、西から南にかけて猫間が淵と呼称される低地によって区切られた河岸段丘上に立地する。遺跡内の標高は南側で25.3m、中心部で27m、北側で32mであり、北東側が高く、南西側に低く傾斜している。発掘調査等が開始される以前には宅地や畠地として利用された平坦な地形であった。北東側が北上川に接しているため、遺跡の一部は浸食により破壊されたものと考えられるが、本来どの程度の範囲まで遺跡が存在していたのか、当時の北上川の河道がどの場所であったかは不明である。

地形図上の位置では国土地理院発行の五万分の一地形図「一関」(NJ-54-14-15)の図幅内にある。遺跡の経度・緯度は北緯38度59分28秒、東経141度7分35秒（日本測地系）である。

平泉町には、柳之御所遺跡と関連する遺跡が多く残されている。柳之御所遺跡に隣接して、北東の丘陵に高館跡、南西には伽羅御所跡があり、調査面積が少なく不明な点が多いが、同時の造構や遺物が確認されている。猫間が淵を挟んで南側には特別史跡無量光院跡が所在する。平泉町内では、平坦な地形の範囲のほぼ全域が当該時期の遺跡として確認されているような状況である。

平泉町内では、観自在王院跡や毛越寺、中尊寺、無量光院跡などの寺院跡の調査のみでなく、志羅山遺跡や泉屋遺跡などで確認された道路造構をはじめ町割りに間連する造構や、倉跡や瓦や陶器の窯跡など、当該時期の多くの遺構が調査されている。これらの調査により、当時の平泉を構成する多くの要素が示されており、柳之御所遺跡も重要な構成要素のひとつである。

(2) 柳之御所遺跡の保存の経緯

柳之御所遺跡が所在する平泉町や隣接する一関市など岩手県南部は北上川中流域にあたる。この地域は、洪水が起こりやすく水害の常襲地域であった。特に、昭和22年（1947）と昭和23年（1948）に連続してカスリン、アイオンの両台風による水害は、当該地域に大きな被害を与えていた。そのため、建設省（現在の国土交通省）は北上川に洪水を築く一関遊水地事業と、あわせて国道4号バイパスを併置する計画を示し、そのルートは平泉町内にもかかるものであった。

この計画を受け、昭和47年（1972）に建設省から平泉町教育委員会に分布調査が依頼され、昭和49年（1974）に町教育委員会から依頼を受けた岩手県教育委員会によって、分布調査が行われた。その後、昭和56年（1981）に再度分布調査が行われ、昭和57年（1982）より平泉町教育委員会によって範囲確認調査が行われた。これらの調査によっても、12世紀代とみられる造構、遺物が出土しているが、部分的な調査であり、全容をつかむには至らなかった。なお、一関遊水地事業の工事は、昭和55年（1980）から開始されている。

これらの範囲確認調査の結果を受け、昭和63年（1988）より本格的に岩手県埋蔵文化財センターが発掘調査が開始することとなり、平泉町教育委員会も平成元年（1989）より同事業に係る発掘調査を開始している。調査は遺跡南端部から開始され、6カ年の計画で行われることになった。また、調査に先立って平泉遺跡群調査指導委員会（委員長 藤島亥治郎）を設置し、指導助言を得ながら調査にあたっている。

発掘調査は、遺跡の南端部の堀跡周辺から調査が開始された。調査では開始初年度から、堀跡や膨大な量のかわらけが確認され、大きな注目を集めることとなった。調査の進展に伴い、圓池跡や大型の掘立柱建物跡が検出され、遺跡の重要性が明らかとなつた。調査概要については（2）で後述するが、平成4年（1992）には平泉遺跡群調査指導委員会において、遺跡の性格を吾妻鏡に記載される「平泉館」に比定する意見が出されるに至った。また、これらの一関遊水地事業に係る発掘調査と併せて、平成4年（1992）より岩手県教育委員会、平泉町教育委員会が遺跡の範囲確認調査を開始し、事業予定地外での遺跡の内容の把握に努めた。

これらの発掘調査の進展に伴い、遺跡の重要性が明らかになり、関連学会から遺跡の保存が求められ始めた（平泉文化研究会1992、1993）。保存運動は、関連学会のみでなく大きな動きとなり、中尊寺など関連団体からも20万人もの署名が集められるなど、注目を集めることとなった。ただし、これらの遺跡に対する保存運動の高まりがある一方で、水害に悩まされてきた当該地域における治水的重要性も指摘されており、それらをいかに解決していくか大きな課題となつた。また、同時に、保存運動とともに歴史学などの研究者から多くの意見が出され、平泉を対象とする研究が深まつたことも重要な成果のひとつである。

遺跡の性格が示されつつある中で、その重要性が明らかになり、建設省（現国土交通省）と岩手県知事などによる遺跡保存と治水対策に関わる協議が行われることになった。その後、平成5年（1993）11月に、工事計画の変更という判断が行われ、遺跡の保存と治水事業との両立を図るとの基本方針が合意されることになった。当初の計画の範囲では、遺跡中心部を堤防とバイパスが通る予定であり、北上川の河道との兼ね合いから変更は難しいとされていたが、北上川の河道を、より東側に移す工事を行い、遺跡全体を保護するとの事業変更計画が示され、遺跡保存と治水の両立が実現された。

これらの保存の経過をたどり、柳之御所遺跡は、平成7年（1995）に国の史跡として答申を受け、平成9年（1997）3月に「柳之御所遺跡」として告示を受けた。その後、平成16年に追加指定、平成17年に猫間が淵、奥州市長者ヶ原廃寺跡、奥州市白鳥館遺跡の追加指定、併せて「柳之御所遺跡・平泉遺跡群」と指定名称を変更している。その後も「高屋」とみられる倉町遺跡や、各遺跡内についても順次追加指定を行い、遺跡の保護管理に努めている。柳之御所遺跡に隣接する範囲でも、未指定の範囲などが残されており、内容の解明や遺跡保護にむけての調査等が現在も進められている。

柳之御所遺跡を含む史跡「柳之御所遺跡・平泉遺跡群」については、平泉町により保存管理計画が策定されており、それに基づいて管理が行われている（平泉町・平泉町教育委員会2006）。なお、岩手県教育委員会でも遺跡の重要性を鑑み、本報告書で報告する史跡整備事業を平成15年より行い、「平泉遺跡群調査整備指導委員会」による指導を得ながら発掘調査と整備を進めている。

引用・参考文献

平泉町・平泉町教育委員会2006『特別史跡無量光院跡・史跡柳之御所遺跡平泉遺跡群（柳之御所遺跡）・史跡金鶴

山・史跡達谷窟保存管理計画書』平泉町文化財調査報告書第102集

平泉文化研究会1992『奥州藤原氏と柳之御所跡』吉川弘文館

2. 発掘調査の概要

(1) 調査経過（表2）

柳之御所遺跡の考古学的な調査としては昭和5年的小田島禄郎による踏査を嚆矢とするが、発掘調査としては昭和44年から始まった。その後、平成21年度までに70次にわたる調査を実施している。初期の調査ではトレンチが主体であり、内容も不明確のままであったが、奥州藤原氏の時代に所属する遺跡であるということが確実となった。一間遊水地事業や国道4号バイパス事業が計画されると、これらの成果を受け、緊急調査としてだが、大規模に発掘調査が行われるようになった。財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターと平泉町教育委員会が主体となって広大な面積を発掘調査することにより、次々と新しい事実が判明していくことになる。多大な成果を上げた一連の調査の結果、保存決定、史跡指定へと進むのであるが、これについては前項で触れたとおりである。調査は史跡指定後、岩手県教育委員会が引き継ぎ、平成10年度から3ヵ年を1サイクルとした計画的な調査を行ってきている。現在は第4次3ヵ年計画の最終年度である。

(2) 堀内部地区の調査

本書で報告する「整備事業」については柳之御所遺跡のうち堀内部地区を対象としている。その範囲の調査については、財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター、岩手県教育委員会、平泉町教育委員会の3者が行ってきたが、広大な面積の調査を行ったのは、第21・23・28・31・36・37・41・42・47～50・52・55～57・59・64・65・68～70次調査である（図2）。ここでは、堀内部地区で行われたこれららの発掘調査の概要について調査次数ごとに触れておくことにする。

第21次調査 一間遊水地事業に伴って行われた緊急発掘調査である。大規模な調査となった最初の調査となる。調査では内側の堀跡と外側の堀跡を検出・精査した。内側の堀跡は、次年度の23次調査と併せて約120mにも渡って調査された。このように広く堀跡を調査した例は以後もなく、貴重な調査となっている。これに対し外側の堀跡は約5mの調査であり、詳細な情報はあまり得られなかつた。また、内側の堀跡では2箇所の橋が確認された。南側の橋跡は南に位置する伽羅之御所跡に通じていると推定される。その橋跡の北に接して道路遺構が見つかり、北方へ延長することがわかった。

遺物は堀跡から各種の遺物が大量に出土している。トン単位のかわらけのほかに常滑や渥美といった国産の陶器や中国産の陶磁器、多様な木製品などが出土している。以後、毎年量の多少はあるものの同様のものが出土している。調査は、財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターが行い、調査面積は9,750 m²である（財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1995『柳之御所跡』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集）。

第23次調査 一間遊水地事業に伴って行われた緊急発掘調査である。21次調査の北側から県道相川・平泉線までが調査範囲である。調査では、21次調査で検出された内側の堀跡の調査を継続して行っている。県道の南側では、住宅による攪乱が多いものの数多くの柱穴や、井戸、土坑などが検出

されている。土坑の中には大形鉄製品である花瓶と火舎が出土する。県道の北側からは池跡の一部を検出した。そのほか後に中心部を区画すると判明した堀跡や大型の掘立柱建物などを調査している。調査は、財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターが行い、調査面積は7,000m²である（財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1995『柳之御所跡』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集）。

第28次調査 一間遊水地事業に伴って行われた緊急発掘調査である。23次調査から継続して調査された池跡は東西36m南北46mの馬蹄形を呈し、要所には景石を配していることが判明した。その北東隣接地には大規模な四面庇の掘立柱建物跡が集中して検出された。また、その周辺には井戸が多数存在し、輪宝と櫛とかわらけがセットで埋納された地鎮め土坑や、金槌と鑿を出した井戸、人面墨書きわらけを出した井戸なども地鎮めの可能性がある。また寝殿造系の建物を墨で描いた折敷や、「人々給絹日記」の墨書き折敷などの貴重な資料が井戸から続出している。これらから今回の調査範囲は柳之御所遺跡では中心となる範囲であると考えられるようになり、その見解は現在でも引き継がれている。調査は、財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターが行い、調査面積は4,500m²である（財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1995『柳之御所跡』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集）。

第31次調査 一間遊水地事業に伴って行われた緊急発掘調査である。池跡の西側を広く調査し、無量光院跡側の張出しに対峙する位置に宝幢遺構を検出す。2000本を越える籌木や、涅美の刻画文片、松鶴鏡、土壁や破風板などの建築部材も土坑や井戸跡から多数出土した。籌木を出土する土坑はトイレ状遺構とも呼ばれ、人の排泄物を貯留した施設ではないかと考えられた。調査後は建設省との協議で遺構の保全を計ることから、砂による埋め戻しを行っている。調査は、財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターが行い、調査面積は3,500m²である（財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集）。

第36次調査 一間遊水地事業に伴って行われた緊急発掘調査である。遺構の確認調査を中心とした調査であるため、遺構の精査はあまり行っていない。したがって、詳細な情報は少なく、不明のことが多い残る。この範囲はその後52次調査、56次調査で詳細な範囲確認が行われている。36次調査で特徴的なのは11次調査で検出された整地層の確認であり、堀内部地区北西端に広がっていることが判明している。この整地層は56次調査で再度調査することになる。調査は、財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターが行い、調査面積は4,000m²である（財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集）。

第37次調査 岩手県教育委員会による範囲確認調査である。堀内部地区の東縁（最も北上川より）を調査した。トレンチとグリッド調査が主体であるが、広い範囲を調査している。遺構の分布状況や地形の状況などを確認しているが、このあたりはおもに50次と68次で再調査することになる。調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は2,340m²である（『平泉遺跡群範囲確認調査－第37次柳之御所跡発掘調査報告書』岩手県文化財調査報告第94集）。

第41次調査 一間遊水地事業に伴って行われた緊急発掘調査である。堀内部地区の北西縁一帯を調査した。この調査も緊急調査が原因であるが、範囲確認（遺構検出中心）調査の意味合いが強い調査となっている。検出した遺構は、堀跡、掘立柱建物跡、堀跡、井戸跡、土坑などである。このうち堀

跡は内側の堀跡の延長と想定されるものであるが、断面形状が異なる点があり、同一のものか不確定要素が残る。調査は、財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターが行い、調査面積は3,800m²である（岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター1995「柳之御所跡」岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集）。

第42次調査 平泉遺跡群範囲確認調査事業にともなう調査である。28次調査で確認された大形建物跡の延長を確認し、4間×9間というこれまで最大の掘立柱建物跡と判明した。そのほか、最終的には近世に帰することになったが、大溝跡や、竪穴建物跡（調査時では「整地層」）などを検出している。37・42次にわたる範囲確認調査によって、遺跡範囲は、ほぼ段丘上ののみで収束することが明らかとなつた。

調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は1,770 m²である（岩手県教育委員会1994「平泉遺跡群範囲確認調査報告書」岩手県文化財調査報告第96集）。

第47次調査 遺跡の保存決定後に行われた内容確認調査である。岩手県教育委員会に調査主体が本格的に移行する時期にあたる。調査範囲は23次調査の東側隣接地である。検出遺構は少なく、土坑、柱穴のみである。調査は岩手県教育委員会が行い。調査面積は180m²である（岩手県教育委員会1999「柳之御所跡 - 第47・48・49次発掘調査概報 -」岩手県文化財調査報告書第104集）。

第48次調査 内容確認調査である。23次調査で検出された門の可能性が考えられた建物跡（23SB2）の再検討をおもな目的とする。建物跡は門ではなく、掘立柱建物跡と判明した。そのほか、12世紀の通常の建物と比べ、平面の傾きの軸線が北から40°ずれる大型建物を発見、近世に所属する可能性も考えられた。

調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は200m²である（岩手県教育委員会1999「柳之御所遺跡 - 第47・48・49次発掘調査概報 -」岩手県文化財調査報告書第104集）。

第49次調査 史跡指定後に行われた内容確認調査である。今年度以降、計画的に調査を行うことになり、第1次3ヵ年計画の初年度に当たる。過去の調査で検出されていた園池・中心建物群を囲む堀跡（23SA1）の確認を目的に実施した。北上川に面する東辺の堀跡の追跡を行った結果、それまで検出されていた部分から7mほど北に延長することが確認された。しかし、さらなる延長については検出されず、堀跡はこの部分で途切れていった可能性が高くなった。調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は500m²である（岩手県教育委員会1999「柳之御所遺跡 - 第47・48・49次発掘調査概報 -」岩手県文化財調査報告書第104集）。

第50次調査 年次計画による内容確認調査である。園池や大型の建物など堀で囲まれた範囲の周辺を対象に、12世紀代の遺構の広がりと密度を確認することを目的として発掘調査が行われた。その結果、12世紀代の遺構が現況の河岸縁まで分布し、柳之御所遺跡の一部が北上川の侵食で失われていることが確認された。また、堀や井戸状遺構の検出、複雑に重複する掘立柱建物などが多数検出され、複数時期にわたって遺跡が営まれたことが明らかになった。「磐前村印」と刻印された銅印と、器表面全体を漆の沁み込んだ麻布で被覆されたほぼ完形に近い白磁四耳壺が同一の井戸から出土した。地名を刻印したと推定される銅印の発見は、奥州藤原氏の統治システムを考察する上で貴重な資料として

注目された。調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は1,800m²である（岩手県教育委員会2000『柳之御所遺跡－第50次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第107集）。

第52次調査 年次計画による内容確認調査である。園池周辺域の中心建物群とは異なる範囲から、建物の輪線の異なる大型の建物が検出された。これは、時期を異にして大型の建物で構成される複数の地域が存在したことが想定され、柳之御所遺跡の遺構の変遷を考えるうえで重要な課題を提示した。中心域の移動がおこなわれた背景には、平泉あるいは奥州藤原氏内部での何らかの重要な転換期を反映している可能性も考えられる。また、柳之御所遺跡は從来まで遺跡の主体が三代秀衡の治世12世紀第三四半期にあることが指摘されてきたが、新たに12世紀初頭あるいは前葉に位置づけられる土器群が発見されたことで、当遺跡が12世紀前半代初代清衡の時期まで遡ることが明らかにされた。これは、政府「平泉館」の性格あるいは、奥州藤原氏の平泉での確立期の状況を推定させる重要な発見である。調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は2,500m²である（岩手県教育委員会2001『柳之御所遺跡－第52次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第111集）。

第55次調査 年次計画による内容確認調査である。新たに園池の北側に6間×6間の大型の総柱掘立柱建物跡の存在が明らかとなった。柳之御所遺跡の中核施設の移動が想定されるようになった。そのほかの遺構として、竪穴遺構（55SX2）や祭祀遺構が確認された。遺物は、初代清衡の時代である12世紀初め頃のかわらけがまとまって発見され、12世紀前半の遺物も一定量存在することが判明した。調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は3,100m²である（岩手県教育委員会2002『柳之御所遺跡－第55次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第113集）。

第56次調査 年次計画による内容確認調査である。堀内部地区北西部と堀内部地区を囲む2条の堀跡の追跡調査を実施した。北西部からは30数基のトイレ状遺構が集中して検出された。過去の調査で確認されたトイレ状遺構とは分布の様相が異なり、集中して見つかっている。その用途など当時の生活の様子を分析できる資料が蓄積された。また、平泉では初めてとなる中国南部の吉州窯製の陶器片も出土し、奥州藤原氏の経済基盤の豊かさを知る手がかりとなった。調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は4,000m²である（岩手県教育委員会2003『柳之御所遺跡－第56次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第117集）。

第57次調査 年次計画に基づく内容確認調査である。23次調査（平成元年度）で造り替えが確認されていた園池についての詳細な規模や造成時期の把握を主な目的とし、堀跡の追跡と門跡の確認、高館南側堀部分の遺構分布の確認もあわせて調査を実施した。調査の結果、堀跡及び門跡を確認することはできなかったが、園池の造成時期や北半部の汀線が明らかとなった。調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は4,000m²である（岩手県教育委員会2004『柳之御所遺跡－第57次発掘調査概報・猪間が瀬発掘調査報告・第1次・第2次内容確認調査総括報告書－』岩手県文化財調査報告書第118集）。

第59次調査 第3次三ヵ年計画の初年次に行われた内容確認調査である。中心建物群の規模や新旧関係の確定を主な目的として調査を行った。その結果、建物規模や遺構の切り合い関係などについて一定の見通しを得ることができた。調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は3,500m²である（岩手県教育委員会2006『柳之御所遺跡－第59次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第121集）。

第64次調査 年次計画に基づく内容確認調査である。園地を対象に、①池に架かる橋、②不明瞭だった池南西部の汀線、③園池東側への施設の広がりを確認する目的で実施した。調査の結果、①橋跡は古段階の園池跡に付隨するもので、東西方向に長軸を持ち、桁行7尺（約210cm）間隔、梁行10尺（約300cm）の4間×1間の掘立柱によるものであること、②池南西部は岸と見られる小さな盛り上がりと池底の痕跡を確認し、新段階の園池跡は中島をもつ園池であること、③削平のため残りが悪く、井戸2基、土坑2基、柱穴数基が新たに確認された。調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は2,500m²である（岩手県教育委員会2007『柳之御所遺跡－第64次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第123集）。

第65次調査 年次計画に基づく内容確認調査である。今回から2カ年にわたり、中心域の周辺の調査を行う計画である。初年度は大型建物跡が集中する中心域西と北側で、堀・櫓・門などの遮蔽施設の検出とその付近に位置する掘立柱建物跡の再確認、55SX 2の構造把握を目的とした。調査の結果、西側調査区では以前の調査で検出されていた柱穴に、ほかに新たに柱穴が確認され、5間×2間の総柱建物跡（31SB 5）であることが確認された。この建物跡は倉町遺跡（平泉町字倉町所在）で検出され、「高屋」と解釈された建物跡と類似することがわかった。目的としていた中心部を区画する堀跡などの痕跡は確認できなかったことから、造構としては中心区画の西側には明確な区画施設がなかったと想定できる。55SX 2竪穴建物跡の再調査では、柱穴規模が再検討されたものの、既往の調査所見とは大きく異なることはなかったが、その構造の特異性は解決されなかった。調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は2,500m²である（岩手県教育委員会2008『柳之御所遺跡－第65次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第125集）。

第68次調査 年次計画に基づく内容確認調査である。中心域周辺の調査の継続で、今回は東側の低地部についての状況を確認することを目的として行った。調査の結果、12世紀から近世の整地層（上位）と12世紀の可能性のある整地層（下位）を確認し、下位の整地層のさらに下層からは、10世紀頃の自然堆積層を確認した。この2面の整地層は、流水による削平を受けており、道路跡等の造構は確認していない。低地部は12世紀当時においても、周囲に比べ一段低い状況が想定され、南からの道路が延びる可能性は低いと考えられる。また、10世紀の自然堆積層の上に整地層が施されていることから、整地層の範囲内においては堀跡や運河などが存在した可能性も低いことがわかった。調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は1,200m²である（岩手県教育委員会2009『柳之御所遺跡－第68次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第127集）。

第69次調査 年次計画に基づく内容確認調査である。遺跡南端部の堀跡の状況を把握することを目的として実施した。2条の堀跡を検出したほか、外側の堀より外側に溝跡を確認した。2条の堀跡では、造構の切り合いから時期差があることを確認した。出土遺物には橋部材とみられる部材や木簡等が出土している。調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は2,500m²である（岩手県教育委員会2010『柳之御所遺跡－第69次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第130集）。

第70次調査 年次計画に基づく内容確認調査である。69次調査で検出した外側の堀跡の詳細把握を目的として行った。調査範囲は69次調査と重なる部分である。調査の結果、外側の堀跡の規模が確認でき、また堆積状況の検討から、外側の堀には少なくとも2時期あること、埋没後整地されていること、重複する溝跡（21SX 4）は3回目の堀跡の改修痕跡の可能性があることなどが指摘できた。

また、堀内部地区北端の未調査部分についても調査を行っている。ここでは、後世に大幅な削平を受けているものの、井戸跡やトイレ状遺構が集中して見つかっている。井戸跡のうち1基は確認面からの深さ4.5mもある大型である。トイレ状遺構は56次調査でみつかった集中域がさらに北側に広がることが判明した。調査は岩手県教育委員会が行い、調査面積は1,700m²である。今年度に整理作業を行っているところである。

(3) 整備事業に関わる遺構について

本書の整備事業に関わる遺構について、ここでその概略を触れておきたい。なお、実測図については一部各報告書・概報を参照されたい。なお、柳之御所遺跡の基準尺は未設定のため、便宜的に1尺=30.3cmで計算している。

28SB 2 挖立柱建物跡 5間×4間の南北棟の掘立柱建物跡である。28次調査によって調査され、59次調査で再調査が行われている建物跡である（測岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1995『柳之御所跡』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集、岩手県教育委員会2006『柳之御所遺跡－第59次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第121集）。他の建物跡とは28SB 1・28SB 3と重複しているが、いずれの建物跡の柱穴とも直接重なっていない。3間×2間の身舎に、一回り大きな庇が付設される構造をもつ。身舎の柱穴は土坑との重複でいくつか失われ、南側の庇部分の柱穴は削平により3つが失われている。柱間寸法は、桁行・梁行ともに9.5尺（288cm）の等間に復元している。したがって、桁行規模は14.39m（47.5尺）、梁行規模は11.51m（38尺）である。

掘りかたの規模は直径が平均60cm前後であり、身舎と庇のそれとは大きな違いはない。柱痕跡は残存せず、抜き取り痕が確認される柱穴が多い。建物の向きはN-2°-Eであり、ほぼ南北軸で、床面積は166m²である。建物の立地は園池周辺ではもっとも標高が高い地点に位置する。

この建物跡は、典型的な四面庇建物跡であり、規模やその立地、構造などから遺跡の中でも中心的な役割を果たした建物跡と想定している。

28SB 4 挖立柱建物跡 9間×4間の南北棟の掘立柱建物跡である。28・42次調査によって調査され、59次調査で再調査が行われている建物跡である（測岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1995『柳之御所跡』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集、岩手県教育委員会1994『平泉遺跡群範囲確認調査報告書』岩手県文化財調査報告第96集、岩手県教育委員会2006『柳之御所遺跡－第59次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第121集）。建物跡50SB 4と重複しており、柱穴の切り合いから50SB 4の方が新しいことがわかっている。

建物の構造は、6間×2間の身舎に8間×4間の庇、南側に1間×4間の孫庇が付設されていると復元した。身舎の柱間寸法は9.2尺（276cm）の等間であるが、庇の出は9.4尺（282cm）と身舎よりも若干長い。また、孫庇の出は9尺（270cm）である。したがって、全長は桁行24.9m、梁行11.2mであり、建物方位はN-2°-E、床面積は279m²である。

掘りかたの規模は身舎の直径平均が115cm、庇の直径平均が88cmと身舎の方が大きい傾向にある。身舎の内側には3個の柱穴が配されており、柱穴規模が他と変わらないため、間仕切りの柱穴と想定している。柱痕跡は残存せず、抜き取り痕が多く柱穴で確認される。

この建物跡は、柱穴の規模や床面積が大きく、現在のところ柳之御所遺跡内では2番目に規模が大きい建物跡である。構造的には四面庇建物であるが、側柱と同規模の柱穴が身舎内に配されるなど総

柱建物跡に類似するなど規模だけでなく構造も特異な建物跡である。この点で、遺跡の中でも中心的な建物跡と想定しているものである。

23SB 2 挖立柱建物跡 7間×2間の南北棟の掘立柱建物跡である。23次と48次調査によって検出された（御岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター1995『柳之御所跡』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集、岩手県教育委員会1999『柳之御所遺跡－第47・48・49次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第104集）。23次調査の時点では調査区の関係から一部しか検出しておらず、門跡と推定されていたが、48次調査で隣接地を調査し、一連の建物跡と確認したものである。建物跡との重複はないが、建物内を堀跡23SA 3が縱貫している。柱穴同士の切り合いがないため前後関係は不明である。

建物構造は、側柱のみで構成され、庇は付設されない。北側柱列に1個、西側柱列に1個の計2個の柱穴が確認されない。前者は土坑（もしくは攪乱）によって破壊されているが、後者が存在しない原因は不明である。柱間寸法は、報告書を再検討した結果、桁行が7.1尺（215cm）、梁行が10尺（303cm）に復元している。梁行の柱間が中心建物と同規模である点が特徴である。全長は桁行15.1m、梁行が6.1m、床面積は92.11m²である。建物方位は、N-3°-Eである。

柱穴の規模は、直径が平均で66.7cmであり、中心建物である28SB 2に匹敵する大きさである。柱裏跡は報告書では記載されていないが、原図より11個の柱穴で確認している（76-86pp 1、76-87pp 6、76-86pp 3、77-87pp 3、75-86pp 2、75-86pp 1、77-86pp 2、69-77pp 3、69-77pp 6、68-77pp 1、68-78pp 5）。いずれも確認面での痕跡であるが、平均規模は直径で25cmである。

この建物跡は、梁行の柱間寸法、柱穴などをみると、いずれも他の建物よりも大きく、中心建物に次ぐ規模である。この点からみると、この建物跡は庇が付設されないものの、相対的には格の高い建物跡といえる。そのため中心建物に準じた機能を想定している。

23SB 3 挖立柱建物跡 5間×2間の東西棟の掘立柱跡である。31SB 5と同様に総柱構造をもつ。14次・23次調査で調査された範囲にある。14次調査ではこの建物の一部を検出していたが、23次調査後の検討によって東西方向に拡張した一つの建物として確認したものである（平泉町教育委員会1984『柳之御所遺跡発掘調査報告書－第13-14-15-16次発掘調査概報－』岩手県平泉町文化財調査報告書第3集）。そのため、報告書には記載がないが、23次調査範囲内でもあったため、遺構名は継ぎの23SB 3とした。

14次調査の中央2×3間掘立柱建物跡、今回あらたに確認した建物跡（23SB 7とする）と重複するが、柱穴同士の切り合いはない。

建物構造をみると、内側にも外側と同規模の柱穴が配置される総柱構造である。柱間寸法は桁行が、南側柱穴列では212cm（7尺）の等間、北側の柱穴列では242cm（8尺）の等間に復元した。南北で柱間寸法が異なっているのが特徴である。梁行の柱間寸法は、212cm（7尺）等間と復元できる。したがって、全長は最大で東西12.1m、南北4.2m、床面積は50.8m²である。

この建物跡は、基本的には7尺を基本とした寸法を基準としているが、北側の柱穴列のみ8尺基準である。そのため、西側から、東に進むにつれずれが大きくなってきており、東側柱穴列では斜め方向につながる。これを一つの建物として成立するか不明であるが、中央の柱穴列もそのずれを想定した位置に柱穴が配置されるなど、規則的に設計されていることからここでは建物として認識している。

柱穴規模は掘りかたの平均が直径55cmであり、他の付属建物と類似した規模である。31SB 5とは構造が類似しているが、柱間寸法にみるずれなどに設計基準に難しさがみえる点を考慮すると、この建物

跡は中心建物に付属する建物跡という機能が想定できる。さらに、総柱構造を採用することから、さらに機能が限定できるかもしれない。

31SB 7 挖立柱建物跡 6間×3間の東西棟の掘立柱建物跡である。31次調査、55次調査で調査された建物跡である(脚注岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1995『柳之御所跡』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集、岩手県教育委員会2002『柳之御所遺跡－第55次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第113集)。55SB23と重複しているが、柱穴同士の切り合いはない。

5間×2間の身舎に、北と東の2面に幅1間の庇が付設される構造に復元している。柱間寸法は身舎桁行が7尺(212cm)等間に、梁行が7.5尺(227cm)に想定できる。庇の出はいずれも4尺(121cm)であり、身舎柱間と比べて約半分の長さである。全長は桁行が11.8m(39尺)、梁行が5.9m(19尺)であり、床面積は67.9m²、建物方位はN-1°-Eである。

柱穴の掘りかた規模は直径が平均45cmであり、中心建物2棟に比べてはるかに小さい。このため、この規模の建物跡は中心建物周辺に位置し、規模が相対的に小さい建物を中心建物に付属する建物跡と想定している。

52SB18掘立柱建物跡 5間×3間の南北棟の掘立柱建物跡である。52次調査で調査された(岩手県教育委員会2001『柳之御所遺跡－第52次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第111集)。

身舎は3間×2間であり、北・東・南側の3面に庇が付設される。調査時においては、西側にも庇が付設される構造を復元していたが、柱穴が削平もしくは存在していないため、整備では3面庇に復元している。柱間寸法は身舎桁行が7尺(212cm)、梁行が8尺(242cm)の等間であり、庇の出は6尺(182cm)と想定した。したがって、全長は桁行が10m、梁行が6.7mである。

柱穴掘りかたは、平均で直径が39cmであり、床面積は67m²である。建物方向はN-4°-Eであり、ほぼ南北軸である。

3面に庇が付設される建物跡であるが、庇の出が6尺であり、身舎柱間よりも短いものである。面積規模が小さいため、付属的な機能を有していた建物と想定している。

52SB26掘立柱建物跡 4間×3間の南北棟の掘立柱建物跡である。31次調査で一部が調査され、52次調査で1つの建物跡として認識された(脚注岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1995『柳之御所跡』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集、岩手県教育委員会2001『柳之御所遺跡－第52次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第111集)。31SB 6と重複するが、柱穴の切り合いは無いため前後関係は不明である。

建物の構造は、身舎が3間×2間であり、北と西の2面に庇が付設される。身舎の柱間寸法は、桁行・梁行とともに7尺(212cm)の等間である。庇の出は6尺(181cm)であり、身舎柱間よりも若干短い。したがって、全長は、桁行8.2m、梁行6.1mである。床面積は50m²である。建物主軸はN-0°-Eの南北軸である。

この建物跡は調査時では、四面に庇が付設される建物跡に復元していたが、北側の柱穴列は攪乱により削平を受け破壊されたと想定できるが、東と西側の柱穴列はそうした説明がつきにくい。そのため、整備では、東と南側には庇が付設されない、二面庇の建物跡と想定している。

柱穴の掘りかたは、直径が平均で39cmであり、柱痕跡が4個の柱穴で検出面の高さで確認された(67-72PP 3、67-72PP 6、52P 983)。柱痕跡の直径は、平均で17cmであり、身舎と庇とに明確な差

はない。

この建物跡も、庇の出が短く、床面積や柱穴規模も相対的に小さいもので、中心建物に従属的な機能を有していたと想定している。

55SB 8 挖立柱建物跡 6間×3間の東西棟の掘立柱建物跡である。55次調査で調査された(岩手県教育委員会2002『柳之御所遺跡－第55次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第113集)。建物跡との重複はない。

建物の構造は身舎が4間×2間であり、東西と南に庇が付設される3面庇の構造をもつ。身舎の柱間寸法は桁行が197cm(6.5尺)の等間、梁行が242.5cm(8尺)の等間に復元している。庇の出は121cm(4尺)であり、身舎柱間よりも短いのが特徴である。ここではこの部分も一応「庇」としているが、構造・機能的には異なるものかもしれない。全長は桁行10.3m、梁行6.1m、床面積は62.8m²である。建物方向はN-3°-Eであり、ほぼ正方位を向く。身舎の南側柱穴列の中央の柱穴は、後世の溝によって破壊されたため残存しない。

柱穴掘りかたの平均規模は49cmであり、すべて円形から梢円形の平面形である。柱痕跡はP1215、1197、1252、1253、1255、1263、1256、1264、1339、1243、1233の11個の柱穴から、確認面で、検出された。柱痕跡の直径は平均すると21cmであり、身舎と庇のそれとは明確な差はない。

この建物跡も柱穴規模や床面積などから、相対的に小さいもので、中心建物に付属する機能を有していたと想定している。

31SB 5 挖立柱建物跡 5間×2間の掘立柱建物と復元している。東西棟で総柱の構造をもち、南側柱列の柱穴1個が削平により消失し、計17個の柱穴で構成される。31次調査において調査されていたが65次調査であらたに9個の柱穴が発見され、一つの完結した建物跡として確認された(『柳之御所文化振興事業団埋蔵文化財センター1995『柳之御所跡』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集、岩手県教育委員会2008『柳之御所遺跡－第65次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第125集)。建物を構成する柱穴(P153)において65SA 3と重複するが新旧関係は、この柱穴がすでに完掘されていたこと、65SA 3が認識されていなかったことから65次調査時点では不明となっている。

建物規模は東西12.55m(41.5尺)、南北6.06m(20尺)で、方位はN-21°-Eである。柱間は桁行で251cm(8.3尺)の、梁行きで304cm(10尺)の等間と復元できる。柱穴の平面形は円形から梢円形を呈し、検出面での規模は長軸60~100cm(平均90cm)、深さが30~70cmである。検出された柱痕跡は直径が約30cmである。柱痕跡が一部でも確認できる柱穴にはP149・250・180・234があり、その他の多くは抜き取りと考えられる断面痕跡が残る。柱穴底面の状況をみると東西列、南北列とともに26.1m前後の標高で統一されているようであるが東西列の両端の柱穴は若干浅くなる傾向がある。南側に位置する柱穴はいずれも浅くなっているが、柱穴底面レベルはほぼ一定であることから、南側柱列付近は削平が強く及んでいることがわかる。

この建物跡の柱穴は規則的には通常のものよりも大きく、梁行柱間寸法が10尺と広いことから中心建物群に準じる規模と想定できる。また、柱穴の深さもあることからある程度高さのある建物が推定できる。加えて遺跡内では数少ない総柱構造を採用することから、通常の建物跡とは異なった機能・性格(倉庫)が想定される。

55SB 6 挖立柱建物跡 6間×6間の総柱構造をもつ掘立柱建物跡と復元した。平面形態が正方形を示すが、南北の長さの方が若干長いので便宜的に南北棟と想定した。55次調査で検出された遺構で

ある（岩手県教育委員会2002『柳之御所遺跡－第55次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第113集）。建物との重複をみると、55SB 5と重なり、柱穴の切り合い関係から55SB 5のほうが古いことが確認されている。

本書では、6間×6間の範囲を1棟の建物として捉えたが、2棟以上の建物が複合している可能性もある（双堂）。柱間寸法は、桁行が、北側から順に、300cm（10尺）・330cm（11尺）・330cm（11尺）・360cm（12尺）・330cm（11尺）・330cm（11尺）であり、梁行は西から300cm（10尺）、300cm（10尺）、330cm（11尺）、270cm（9尺）、300cm（10尺）、330cm（11尺）に復元している。梁行・桁行とも10尺を超える柱間であることが特徴的である。とくに桁行には12尺という最大の柱間が存在する。9・10・11・12尺の4つの異なる柱間寸法が混在する。全長は、南北方向が19.8m、東西方向が18.3mであり、床面積は362m²である。

柱穴の掘りかた規模の平均は、直径が75cmある。外周の柱穴は内側の柱穴よりも小さい傾向がある。ほとんどの柱穴で抜き取りが確認されている。外周以外の柱穴はいずれも同規模であるため床束ではなく、通常の柱であったと推定される。

この建物跡は、10尺と広い柱間寸法を採用していることや、その床面積の大きさなどから中心的な機能を持った建物跡と考えられる。また、あまりにも規模が大きな建物跡であることや、柱間寸法などから構造的に2棟の建物に分離する可能性もある。桁側の柱間寸法が複数あるのはその証左かもしれないが、先にも触れたように本書ではこれまで通り1棟の建物跡として捉えている。

23SB 1 挖立柱建物跡 5間×2間の東西棟の掘立柱建物に、8間×1間の南北軸の廊状の建物が付設されるものである。この廊状の建物はさら北側で西に1間分折れて延長することが確認されているが、さらなる延長は削平のため不明である。したがって、現状の形態は、完結した1棟の建物跡ではない。23次・28次調査で検出されたが、報告書では23SB 1と28SB 9の2棟の建物として認識されていた（*前*岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1995『柳之御所跡』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集）。その後、59次調査によって再調査されて検討が進み、本書では廊状施設+建物跡という1棟の建物跡として捉えている。南側部分（建物付近）は、西側を調査しても、想定される位置に柱穴がないため、西側には広がらないことが確認されている（岩手県教育委員会2006『柳之御所遺跡－第59次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第121集）。したがって、延長の可能性があるのは北側の廊部分のみであり、仲田の復元案のように延長して28SB 3に付設される可能性もある（仲田茂司1999「平泉・柳之御所跡の復元試案」『考古学に学ぶ－遺構と遺物－』同志社大学考古学シリーズVII）。

建物部分は5間×2間の側柱のみの構造である。柱間寸法は、桁行・梁行とも8.3尺（251cm）の等間に復元した。全長は、桁方向が12.6m、梁方向が5mである。廊状施設部分には想定される位置に柱穴が7個存在しないが、うち6個は後世の擾乱のために破壊されたと考えられる。廊状施設の柱間寸法は、桁行・梁行とともに8.3尺（251cm）を基本とするが、北側から2間～4間分の間、1間分のみ7尺（212cm）の柱間をもつ。全長は桁方向が19.7m、梁方向が、現状で5mである。建物の軸方向はN-1°-Eである。

柱穴の掘りかた規模は平均で70cmであるが（59次調査時点）、23次調査時点から一回り大きくなっている（崩落）。建物跡の柱穴には礎板が8個確認されている。小野が指摘するように、中世の東日本では廊（中門廊）が付設される建物跡には礎板が入れられる例が多くあり（小野正敏2004「中世武士の館、その建物系譜と景観」『中世の系譜』高志書院）、柳之御所遺跡内からも東側に廊状の施設が付設される52SB25などでも礎板が確認されている。したがって、この建物跡は廊が付設される大型の建物跡（中

心建物の一つとして)の可能性も残る。現状では削平されている範囲が広いことから推定することは困難であるが、遺跡の性格を決める重要な遺構であるといえよう。

55SX 2 穫穴建物跡 堀内部地区ほぼ中央部、28SB 4の北側に位置する。南北12.5m、東西13.4mの規模を有する竪穴建物である。55次調査で調査を行った遺構である。

平面形は凸型を呈する部分と東側に方形の部分とが合わさった形態をもつ。床面の柱穴を基準にすると方位はN-2° - Eである。北側の張り出しあは約3.5m、東側の張り出しあは約6m × 5mである。北側は55S A 1と重複あるいは近接するが、その付近は削平や12世紀以前の堆積土があるため不明瞭である。北側の張り出しあは途中で段差をもち、北壁から1.7mの付近で二つの部分に分けられる。北壁よりの部分の方が浅い。東側の張り出しあ部分も凸型の部分より一段高くなっている、構造的に異なっていることが想定される。

床面までの深さは検出面から約80cmである。床面の状況は中央部分がゆるやかにくほんでいることが観察されたが、今回あらたに床面の一部を断ち割ることによって貼り床と判断している。

床面には柱穴が計32個設置されている。今回あらたに1個が追加されたが調査は行っていない。柱穴は総柱状に配置される。これらの柱穴が重複する場合が2箇所で確認される(P29と10、P22と23)。平面形はいずれも円形～楕円形を呈する。規模はP 1・9・20・21が長径100～110cm、その他が長径50～70cmである。床面からの深さはP 1・9・20・21が100～110cmであり、平面と同値である。その他は60～80cmと前者よりも浅い。このうち前者の柱穴は中央部に配置され、かつ規模が他よりも大きいことからこの建物の主柱穴を構成する柱穴と考えられる。南北方向の柱間寸法は西から2列目をみると、北から242・182・182・272・182・121cm(8・6・6・9・6・4尺)、東西方向は北から4行目をみると、182・272・182・182・182cm(6・9・6・6・6・6尺)と復元でき、6尺を多用する。主柱穴間は9尺と大きい。東西と南北の総長は1,182cm(39尺)と等しい値となっている。

柱あたりは多くの柱穴で床面上に確認されるが、P 1・15・20・26・27・28の6個のみは検出面、断面においても柱痕跡が確認されない。確認された柱痕跡は断面から計測するP 1・9・20・21では30～40cm、平面では約50cm、その他の柱穴では約20cmとなり、前者は柳之御所遺跡から計測された柱痕跡のなかではもっとも太い。柱穴底面の状況は多くの柱穴ではおおむね標高25.50m前後で統一されるが、主柱穴と想定される4個の柱穴は25.20m前後と深く、逆に北部の張り出しあ部分の柱穴(P 2・3)は26.50m前後と浅い。このような状況はP 1・9・20・21が主柱穴を構成することを裏付けるかもしれない。

柱穴の底面状況と、底面の状況、柱穴の重複等を考慮すると、凸型の部分を基本構造とし、北と東に張り出しあが付設される構造とができる。東部の張り出しあは柱穴の新旧関係から後に拡張された可能性がある。上部構造は柱の配置から凸型部中央に配置される4個の大型主柱穴を中心とすることが推定される。

これらの構造を持つ遺構は、同時期のものでは他になく、機能を推定するには類例を待つほかはない。ただ、中心建物群に接して存在することから重要度の高い建物であったことは予想できる。

23SG 1 園池跡 堀内部地区の中央やや南西寄りの場所に位置する池跡である。柳之御所遺跡では、現在「園池」と呼称している遺構である。23次調査で検出され、以後28・31次調査にわたって調査された。その後、整備に関わって、57次・59次・64次と3カ年にわたる再調査が行われた。のべ6ヶ年に及ぶ調査が行われた遺構となる(御岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1995『柳之御所跡』岩手県文化

振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集、岩手県教育委員会2004『柳之御所遺跡－第57次発掘調査概報・廬間が源发掘調査報告・第1次・第2次内容確認調査査括報告書－』岩手県文化財調査報告書第118集、岩手県教育委員会2007『柳之御所遺跡－第64次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第123集)。

園池は3時期の変遷をたどることが確認されている。古い方から順にⅠ・Ⅱ・Ⅲ期としている。Ⅰ期は、調査は、トレンチ調査が主体のため、全容が判明しているわけではない。現状では、南北に細長い形状を呈し、全長が42m、最大幅が23mと推定している。中島を有さない形態である。23・28次調査時点で確認されていたが、範囲が推定できるようになったのは57次調査以降である。Ⅰ期の時期設定の捉え方は23次調査以降概ね変更はない。

範囲については、現時点での推定であり、西側にさらに延長する可能性もあり確定できていない。Ⅰ期の園池は基本的には地山を掘りこんでつくられているが、汀線付近では盛土地業が行われている場所もある。池底は地山面を平坦に成形しており、その上に部分的であるが薄い堆積層が残存している。Ⅰ期園池存続時の堆積土であろう。また、この時期の園池には景石や礫敷きの痕跡は確認されていない。西側に排水溝31SD58が連結している。現状では西側に30m程延びる。幅は1m、深さは最大0.7mの掘りかたに、側板を幅0.5mに据えて暗渠としている。導水施設の可能性も考えられるが、現時点では、底面の標高差や堀との高さの違いなどから、排水溝と捉えている。橋跡も確認されている。64SX1は北よりの地点、岸が狭い位置にある。5間×1間の大きさで、ほぼ東西方向にある。柱間は、梁行が11尺、桁行が7尺等間に復元できる。柱痕跡は確認できる柱穴もあり、およそ7～9寸であることがわかっている。導水施設は見つかっていない。

Ⅱ期は、中島を有する園池に復元している。園池南西部は後世の削平によって破壊されており、現状では残存していない。しかし、部分的に盛土の痕跡や、地山がグライ化した痕跡、一部に岸の立ち上がりなどが確認できることから全周する園池を推定している。平面形は南北に細長く、全長42m、最大幅35mである。Ⅰ期園池の堆積土の直上に盛土を行って、基盤が形成されていることを確認している。したがって、地山が露出する部分は一部にあるが、基本的には池底から岸にかけて盛土になる。調査時では直径10～20cm前後の円礫が部分的に残されていたが、基本的に全面に円礫が葺かれていたと推定している。この疊群は盛土の中に設置されている。また、景石が中島の北側を中心配されており、原位置を保っていないものが多いが、なかには原位置を保つ景石もある。池底にはまたいくつかの石組みが確認できる。とくに北側にある石組みは湧水点の可能性を考えている。

中島は南北25m、東西12mと園池の大きさにくらべて相対的に大きいのが特徴であるが、中島上には園池の存続時期の遺構は確認していない。排水溝は園池南側に連結する31SD59を想定しているが確実なものではない。なお、23・28次や57次調査の報告書では、Ⅱ期の園池はいくつかの溝が複合した状態の遺構を想定しているが、59・64次調査の結果、その状態は現在のⅢ期に相当する。したがって、Ⅱ期という名称は23・28・57次調査時とは対応していない。

Ⅲ期は、単にⅡ期園池が廃絶した後の状態をさしている。したがって、池ではなく、単に窪んだ状態を示しているかもしれない。不確実な状態であるが、これはⅢ期の時期決定が難しく、12世紀に存続している可能性を否定しきれないことや、南端部が人为的に塞がれていることから遺構として便宜的に設定しているからである。

各時期の年代は出土遺物や遺構との重複関係から決定するが、主要な建物跡とは直接重複していないため時期決定にはなお不確実さを残している。しかし、出土遺物だけでみるとⅢ期以外は12世紀後半以降の年代が想定できる。

表1 柳之御所発掘調査履歴

次数	年	調査機関	内 容
	昭和5	岩手県考古学の先駆者小島鳥飼氏による踏査。(採集遺物は県立博物館所蔵)	
1次	昭和44	平泉遺跡調査会 柳之御所遺跡初の発掘調査調査時はAトレチ、玉石敷き面と2mの溝を検出する。	
2次		平泉遺跡調査会 調査時はBトレチ(Aの東側)	
3次		平泉遺跡調査会 調査時はCトレチ、かわらけ溜まりと近世以降の暗渠	
4次		平泉遺跡調査会 調査時は1トレチで猫間が渓の堤防状張出し部の西側を調査	
5次	昭和45	平泉遺跡調査会 調査時は2トレチで猫間が渓の堤防状張出し部の北側、溝1条と多量のかわらけ。	
6次		平泉遺跡調査会 調査時は3トレチ、柱穴中に礫石や鍵盤をもつ大型の掘立柱建物1棟は2×4間以上。	
7次		平泉遺跡調査会 調査時は4トレチ、重複する掘立柱遺物と多量のかわらけ。	
8次	昭和46	平泉遺跡調査会 3トレチの拡張	
9次		平泉遺跡調査会 Cトレチの拡張	
10次	昭和47	平泉遺跡調査会 西側の大堀の東側接地で、柱穴中に礫石をもつ大型の掘立柱建物1棟、3×3間以上。	
11次	昭和57	平泉町教育委員会 内容確認調査を開始。重複する3間四面の掘立柱建物や井戸、土坑、道路網溝など多数の遺構を検出する。	
12次		平泉町教育委員会 内容確認調査1回四面掘立柱建物(堂)と区画溝、底部穿孔かわらけが2か所にセットで発見。	
13次		平泉町教育委員会 内容確認調査 木枠をもつ深さ3mの井戸から瓦700片	
14次	昭和58	平泉町教育委員会 内査確認調査 掘立柱建物3棟と柱穴を検出	
15次		平泉町教育委員会 内容確認調査 13次の西陽接地で堀の最初の調査、瓦の端片が多数出土	
16次		平泉町教育委員会 内容確認調査 高館南麓の緩斜面地にトレチを入れ、上段、中段、下段の3段に整形	
17次	昭和59	平泉町教育委員会 内容確認調査 遺物堆積層が深く地山を確認できず、後に調査区は柵と判明。	
18次	昭和61	平泉町教育委員会 宅地開発に伴う事前調査 掘立柱建物3棟、土坑34基、溝3条を検出	
19次	昭和62	平泉町教育委員会 内容確認調査 高館南麓の緩斜面地にトレチを入れ12世紀末上層に中世後半期の遺物包含層を確認。	
20次		平泉町教育委員会 宅地開発に伴う事前調査 第19次のトレチを拡張する。16世紀代の明瞭な黒褐色遺物包含層を検出	
21次	昭和63	県埋文センター 堤防バイパス開通 柳之御所は二重の堀で囲まれ、伽羅ノ御所へは堀に橋が架けられていることが判明	
22次		平泉町教育委員会 宅地開発に伴う事前調査 小範囲の調査で窪路が2条見つかる。平泉遺跡群発掘調査指導委員会が発足。	
23次		県埋文センター 堤防バイパス開通 第22次の北側全面調査で、堀や大型の掘立柱建物、池の一部を検出。	
24次	平成1	平泉町教育委員会 堤防バイパス開通 高館南東麓の緩斜面地の調査 3段に分かれた12世紀代の生活面が構成されて掘立柱建物13棟を検出。満美大甕と常清大甕と須恵器系甕、満美製埴輪文甕、秋草紋埴輪文鏡が見つかる。	
25次		平泉町教育委員会 堤防バイパス開通 掘立柱建物3棟、土坑10基、井戸3基を検出。	
26次		平泉町教育委員会 鉄塔建設に伴う事前調査 水田造成のため遺構遺物は発見されず	
27次		平泉町教育委員会 堤防バイパス開通 掘立柱建物11棟、溝21条、土坑70基、井戸8基を検出。財團文青鋼製品や常清三筋壺。	
28次	平成2	県埋文センター 堤防バイパス開通 北側には大規模な掘立柱建物と井戸を多数確認。輪宝と甕とかわらけがセッテの地鎮め土坑や、金鏡と蓋を出した井戸、人面墨書きかわらけを出した井戸などを地鎮めの可能性がある。また縦縞造系の建物を墨で描いた板絵や「人々絵絞日記」の墨書きなど貴重な資料が井戸から続出している。	
29次		平泉町教育委員会 堤防バイパス開通 池の調査。北側には大規模な掘立柱建物と井戸を多数確認。輪宝と甕とかわらけがセッテの地鎮め土坑や、金鏡と蓋を出した井戸、人面墨書きかわらけを出した井戸などを地鎮めの可能性がある。また縦縞造系の建物を墨で描いた板絵や「人々絵絞日記」の墨書きなど貴重な資料が井戸から続出している。	
30次		平泉町教育委員会 堤防バイパス開通 池の調査。北側には大規模な掘立柱建物と井戸を多数確認。輪宝と甕とかわらけがセッテの地鎮め土坑や、金鏡と蓋を出した井戸、人面墨書きかわらけを出した井戸などを地鎮めの可能性がある。また縦縞造系の建物を墨で描いた板絵や「人々絵絞日記」の墨書きなど貴重な資料が井戸から続出している。	
31次	平成3	県埋文センター 堤防バイパス開通 池の調査を広く調査し、無量光院の堤防状張出しに對峙する位置に宝篋印塔を検出する。2000本を超えるちゅう木や、満美の刻画文片、松鶴鏡、土壁や破風板などの建築部材も多数出土	
32次		平泉町教育委員会 宅地開発に伴う事前調査 堀外部地区の小規模調査で、3基の土坑と2条の溝を検出。	
33次		平泉町教育委員会 宅地開発に伴う事前調査 堀外部地区の北西端の小規模調査で、南に下る緩斜面地。常清甕を出土する。	
34次		平泉町教育委員会 宅地開発に伴う事前調査 堀内部地区の小規模調査、全面擾乱を受けている。	
35次		平泉町教育委員会 堤防バイパス開通 整地層は3層確認	
36次		県埋文センター 堤防バイパス開通 遺構の確認調査と一部の遺構を掘削する。	
37次	平成4	岩手県教育委員会 内容確認調査 堀内部地区の最も北上川よりを調査し、大型の建物の存在を確認する。	
38次		平泉町教育委員会 内容確認調査 上幅7m深さ2mの堀を検出、その北側からも堀を検出	
39次		平泉町教育委員会 内容確認調査 岩手県埋蔵文化財センターが21次調査で検出した堀の北延長部確認のため	

次数	年	調査機関	内 容
40次	平成4	平泉町教育委員会	内容確認調査 7か所をトレンチ調査し、24次と25次で発見の区画溝の延長が確認された。
41次		県埋文センター	堤防バイパス間連 堀跡1条、掘立柱建物跡3棟、礎跡1条、井戸状遺構5基、土坑 7基を発見する。
42次		岩手県教育委員会	内容確認調査 4間×9間の最大規模の掘立柱建物跡
43次		平泉町教育委員会	内容確認調査 堀の凹みと横御の材が多数出土し、かわらけ少數
44次	平成5	平泉町教育委員会	内容確認調査 整地層と多数の柱穴を検出しているが建物に復元できていない。遺物は多數出土。
45次		平泉町教育委員会	宅地開発に伴う事前調査 12世紀は柱穴46個、井戸跡1基、土坑1基、溝跡2条。
46次		平泉町教育委員会	平泉町教育委員会 宅地開発に伴う事前調査 12世紀の堀跡1条の近世末期の墓10基を検出する。
47次	平成8	岩手県教育委員会	内容確認調査 柱穴、溝が検出される
48次	平成9	岩手県教育委員会	内容確認調査 12世紀の通常の建物と比べ、平面の傾きの軸線が北から40°ずれる大型建物を発見。
49次	平成10	岩手県教育委員会	内容確認調査 史跡整備のための内容確認調査を開始。4×9間の大型建物の隣接地を調査新たに堀跡を検出。
50次	平成11	岩手県教育委員会	内容確認調査 調査区は28SB 4東側。白磁の四耳壺、印章が出土。
51次		平泉町教育委員会	宅地開発に伴う事前調査 調査区南西側の構1条は近世以降で奥州道中の北側道路側溝。
52次		岩手県教育委員会	内容確認調査 第1次3ヵ年計画3年次
53次	平成12	平泉町教育委員会	事前調査
54次		平泉町教育委員会	事前調査
55次	平成13	岩手県教育委員会	内容確認調査 中心城北側の調査、整穴建物、大型柱建物を調査
56次	平成14	岩手県教育委員会	内容確認調査 堀内部地区北西部の調査、堀跡も調査を行う
57次	平成15	岩手県教育委員会	内容確認調査 猫間が窓、池跡の調査
58次		平泉町教育委員会	事前調査
59次		岩手県教育委員会	内容確認調査 中心建物群の再調査
60次		平泉町教育委員会	事前調査
61次	平成16	平泉町教育委員会	事前調査
62次		平泉町教育委員会	事前調査
63次		平泉町教育委員会	事前調査
64次	平成17	岩手県教育委員会	内容確認調査 池跡の再調査
65次		岩手県教育委員会	内容確認調査 中心城西側、北側の調査
66次	平成18	平泉町教育委員会	事前調査
67次		岩手県教育委員会	試掘調査
68次	平成19	岩手県教育委員会	内容確認調査 中心城東側の調査
69次	平成20	岩手県教育委員会	内容確認調査 道跡南端での堀跡の調査
70次	平成21	岩手県教育委員会	内容確認調査 道跡南端で外側の堀跡の調査、堀内部北端で井戸・トイレ状遺構の調査

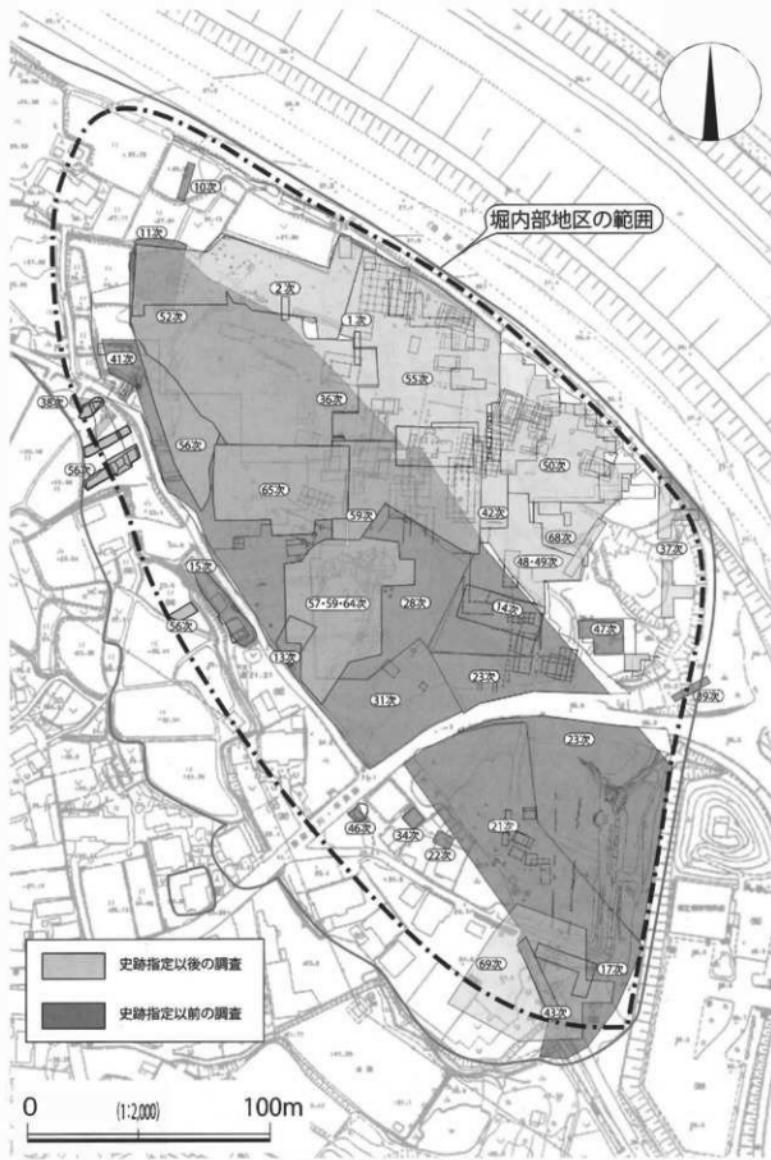


図1 柳之御所調査範囲図



図2 堤内部地区遺構配置図1500分の1

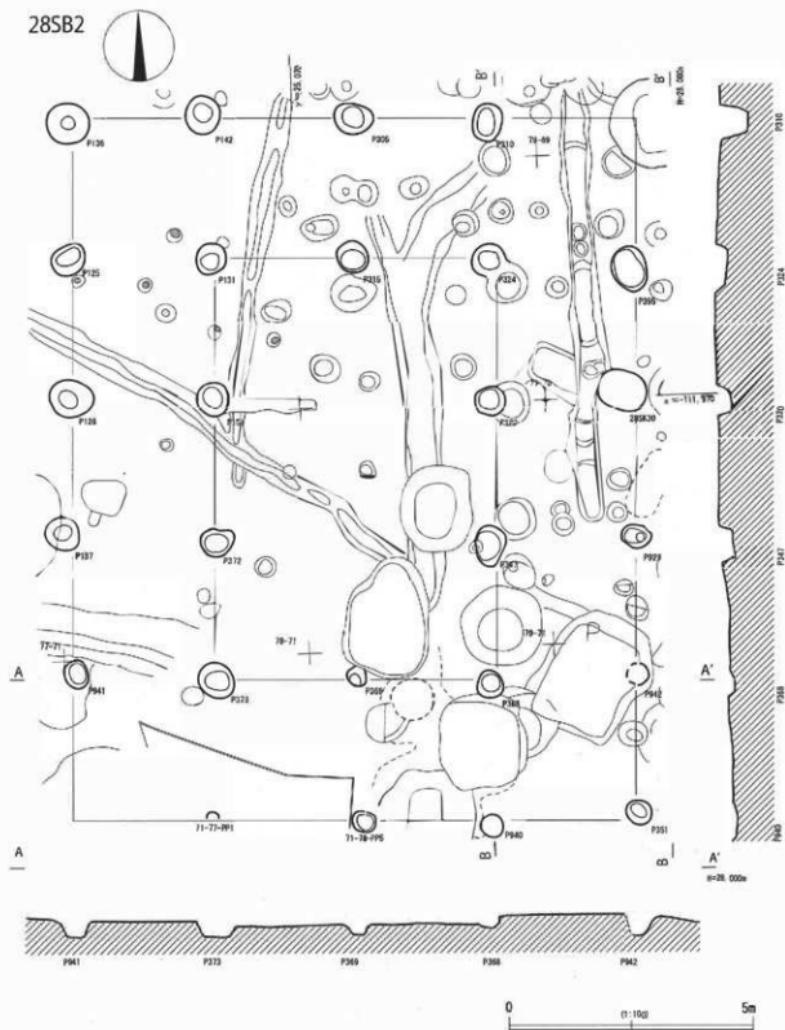


図3 28SB2 平面・断面図

28SB4

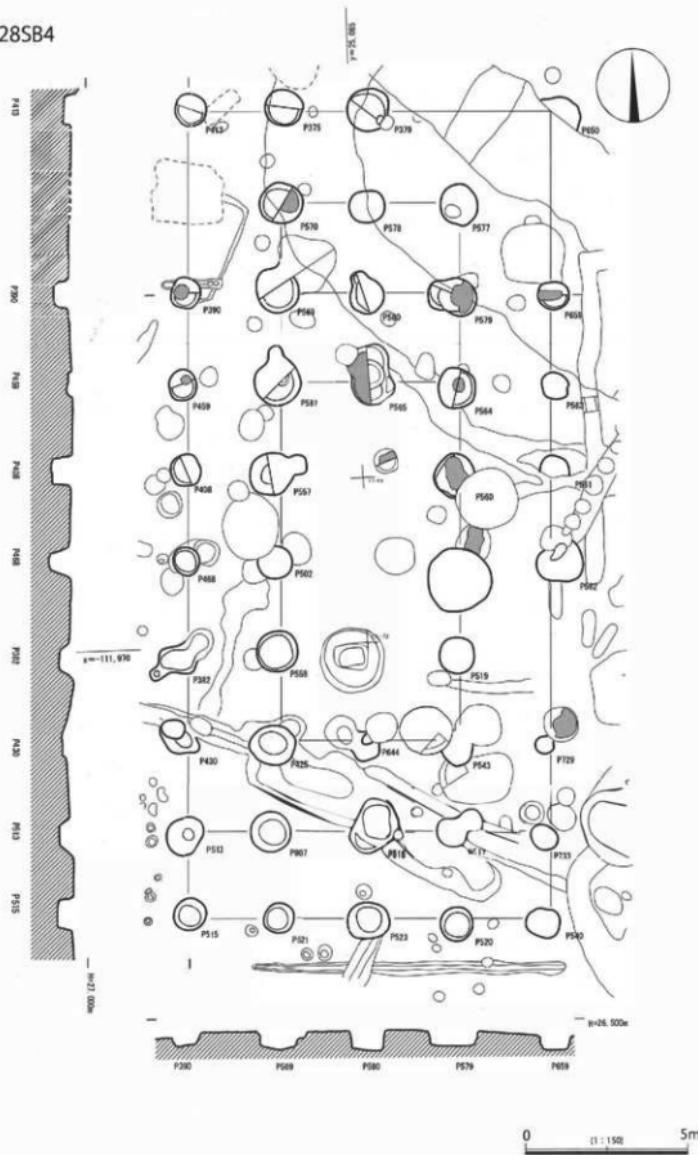


図4 28SB4 平面・断面図

23SB2

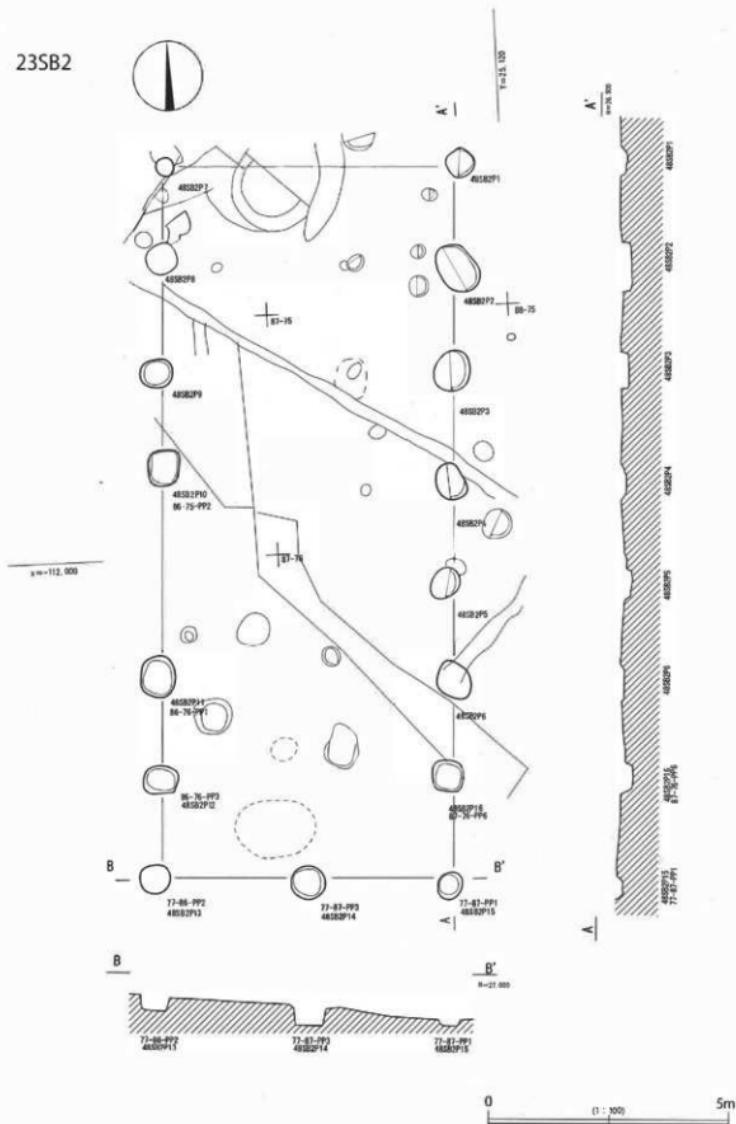


图 5 23SB2 平面·断面图

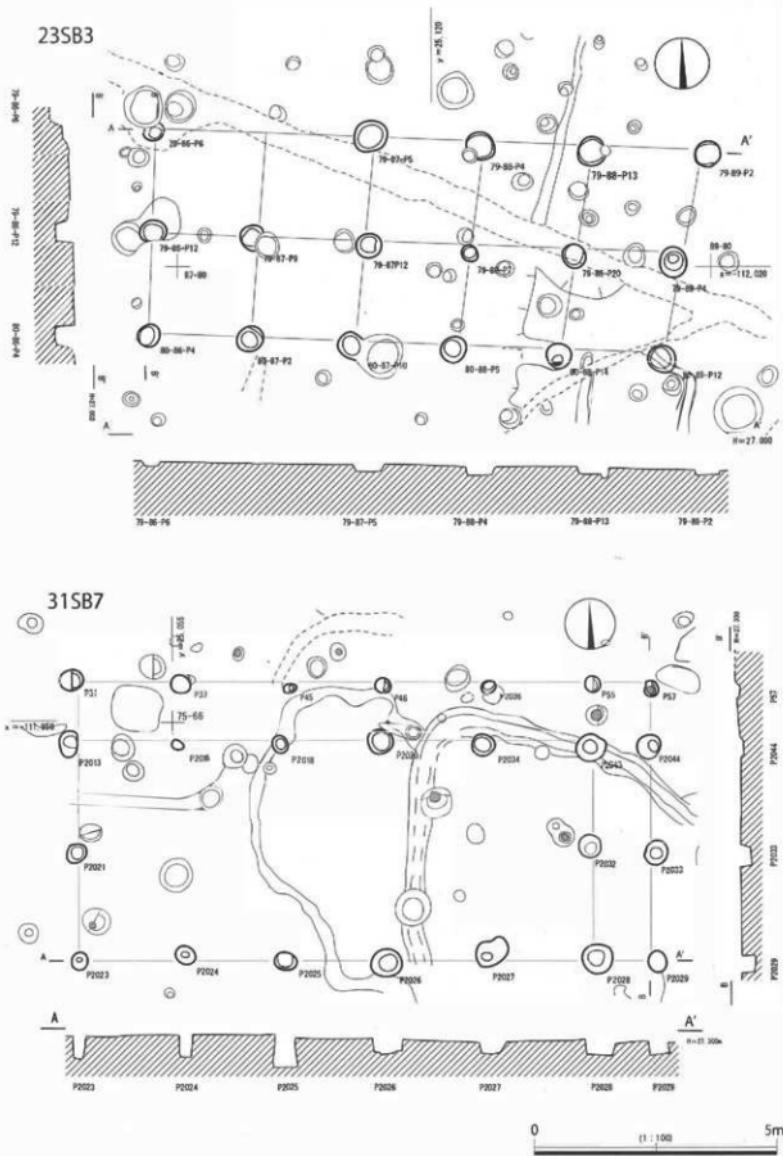


図 6 23SB 3・31SB 7 平面・断面図

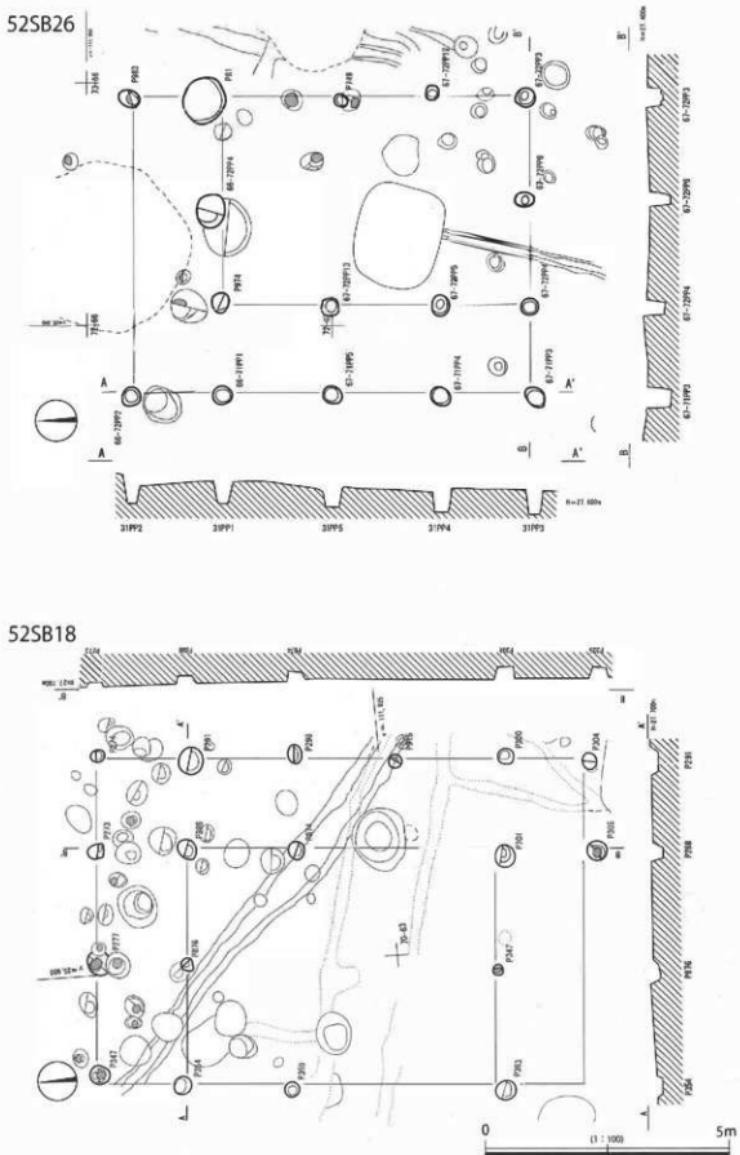


図 7 52SB18・52SB26 平面・断面図

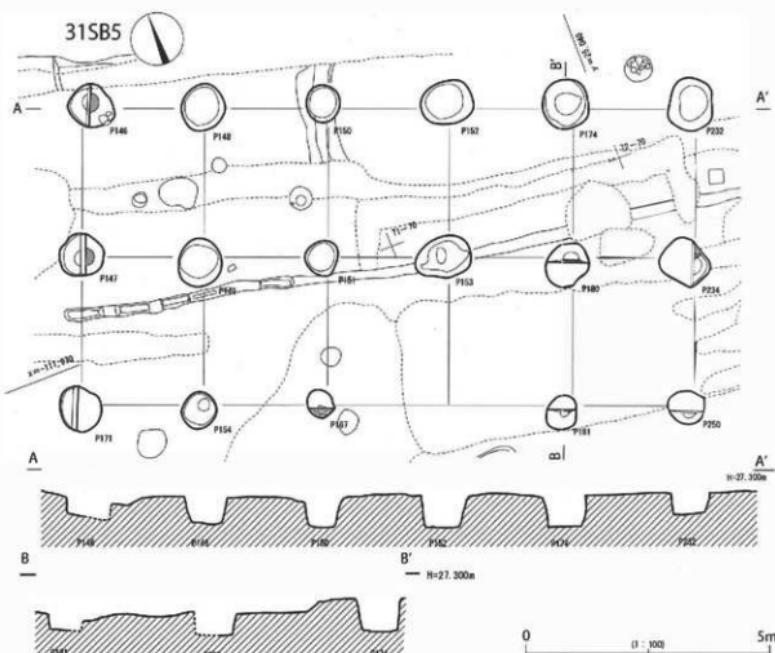
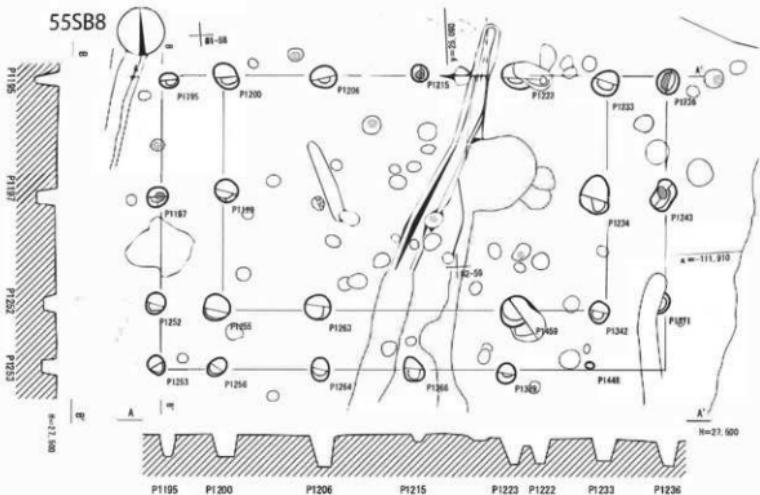


図 8 55SB8・31SB5 平面・断面図

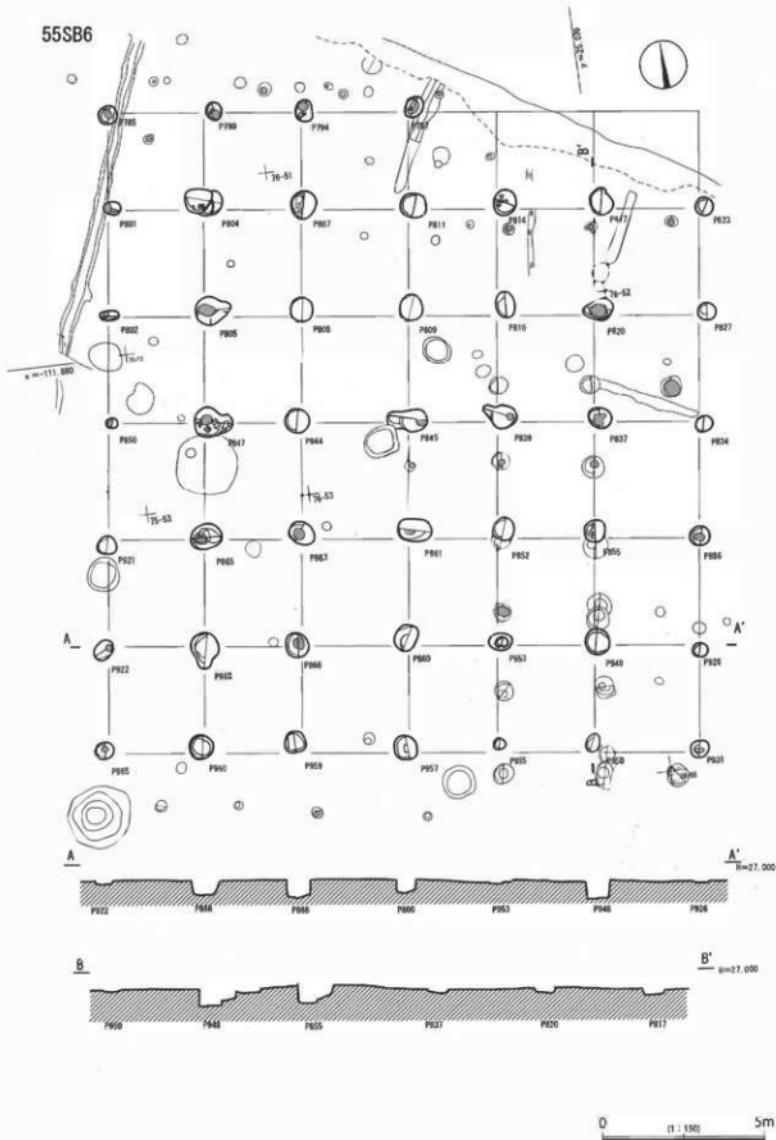


図 9 55SB6 平面・断面図

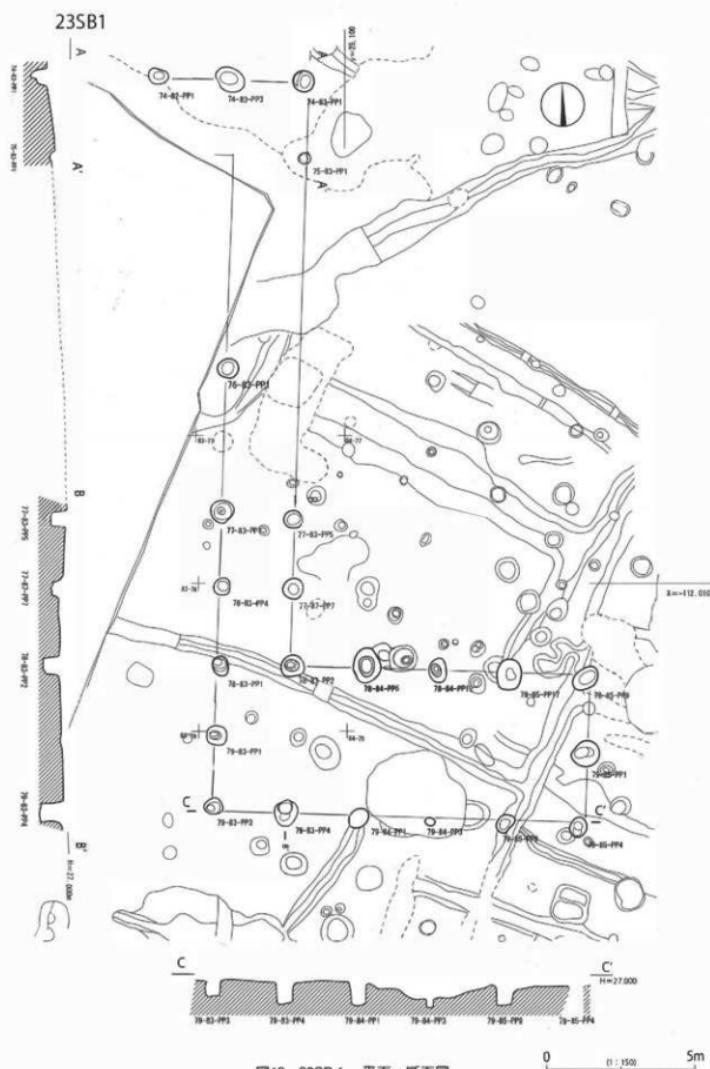


图10 23SB1 平面·断面图

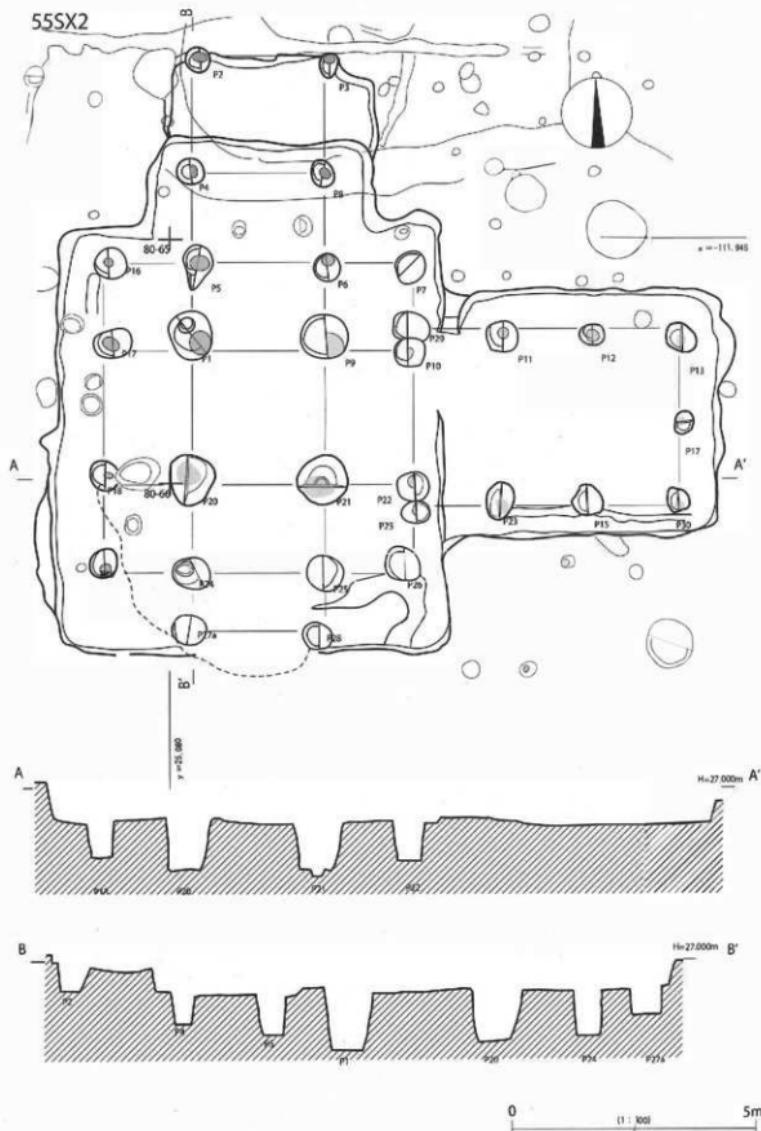


図11 55SX2 平面・断面図

23SG1

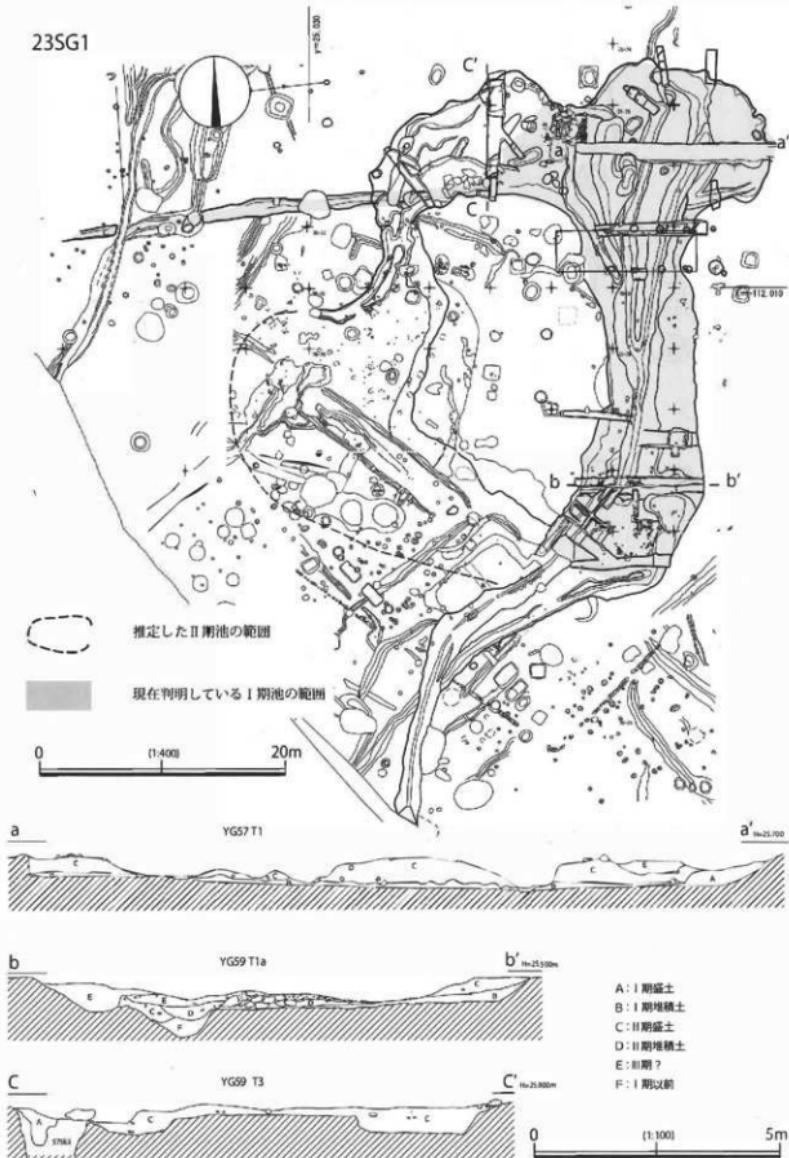


図12 23SG 1 平面・断面図

II 保存整備事業の概要

1. 用地の取得について

(1) 史跡地とバイパス用地との交換

平成5年の遺跡保存の決定により、堤防・バイパスルートを変更し、柳之御所遺跡の国史跡の指定が見込まれたことから、新たな堤防・バイパスルートの用地が必要となった。そこで、新たな堤防・バイパスルート用地の取得について、建設省（現国土交通省）、岩手県、平泉町の三者が協議を重ねた。その結果、平成9年7月25日付「一級河川北上川上流改修一閑遊水地事業及び一般国道4号改修事業（平泉バイパス）に必要な土地の取得並びに史跡柳之御所遺跡等の土地の取得に関する実施協定書」が締結され、岩手県が建設省（現国土交通省）の代行者として、堤防・バイパス事業に必要な新たな用地を先行取得し、県が先行取得した用地を、建設省（現国土交通省）が所有する史跡地となった計画変更前の堤防・バイパス用地と等価交換するということが定められた。そこで、岩手県は平成9年度に、新たな堤防・バイパス建設予定地の取得業務を行い、20万5,784.21m²の用地を、10億9,340万9040円で取得した。翌年の平成10年度には岩手県と建設省（現国土交通省）との間で、岩手県が取得した堤防・バイパス建設用地と建設省（現国土交通省）が所有する柳之御所遺跡等の7万5,407.52m²、価格10億9,338万1,192円との等価交換が行なわれ、史跡の保存・整備事業等に活用できる用地が確保された。

(2) 岩手県による公有地化

史跡内の民有地34,459m²（H20.3.28追加指定分含む）については、平成13年度より岩手県が土地公有化事業を行い、直接買上げにより史跡地の取得を行ってきた。この土地公有化事業は、事業費の80%が国庫補助となっており、平成26年度まで継続する予定である。また、用地取得業務を岩手県土地開発公社に委託している。現在までの経過と今後の予定は下の表のとおりである。

表2 公有地化事業用地取得一覧表

年 度	取 得 面 積 (m ²)				事 業 費 (円)				
	宅 地	田 ・ 地	雜 種 地 等	其 他	合 計	土 地 買 上 費	建 物 移 転 等 補 償 金	用 地 取 得 費 等 委 託 料	旅 費 等 其 他 経 費
H13	622.13	4,562.00	190.00	5,374.13	65,459,848	47,711,906	9,730,350	1250,213	124,152,317
H14	230.27	2,145.28	217.00	2,592.55	30,129,059	1,132,821	2,356,200	1,321,920	34,940,000
H15	103.00	1,037.81	113.00	1,253.81	32,298,225	8,139,725	8,491,350	42,500	122,229,800
H16	1,350.27	0.00	0.00	1,350.27	39,967,992	70,870,784	8,286,600	53,000	119,178,376
H17	1,134.05	1,848.49	350.57	3,333.11	53,427,381	123,856,651	11,750,903	76,000	189,110,935
H18	1,072.81	0.00	48.00	1120.81	33,408,259	103,962,171	10,796,100	55,470	148,222,000
H19	1,074.80	397.00	0.00	1471.8	33,848,900	40,492,028	6,077,400	41,672	80,460,000
H20	661.61	5522.00	0.00	6183.61	69,245,952	31,631,679	7,449,750	66,619	108,394,000
H21	774.65	2,305.00	0.00	3079.65	42,739,374	24,842,388	5,197,462	66,000	72,845,224
合 計	7,023.59	17,817.58	918.57	25,759.74	400,524,990	525,898,153	70,136,115	297,394	999,532,652
H22～ H26 (予定)	5,203.85	3,385.89	109.00	8698.74	186,627,540	287,291,000	44,686,489	360,000	518,965,029



図13 土地公有化事業用地取得全体図

2. 保存整備計画について

(1) 事業の経過

平成8年度に「柳之御所遺跡整備基本構想」に作成し、平成13年度には世界遺産登録に係りこれを改定した。この間、平成11年度から12年度にかけて、遺跡中心域の植栽や簡易解説板の設置などの、仮の整備を行った。その後、平成14年度に「柳之御所遺跡整備基本計画」を策定し、平成15年度に「柳之御所遺跡整備実施計画」を策定した。これらの計画を基に、平成16年度から、具体的な整備の実施を開始した。平成21年度までの整備で、史跡公園を開園するに相応の施設が完成する見通しとなつたため、平成22年度の公開予定とした。以下、各年度の整備内容について記載する。

平成16年度 実施設計〔設計等〕（委託先：㈱文化財保存計画協会）

測量調査、地質調査

平成17年度 実施設計〔設計・工事監理〕（委託先：㈱文化財保存計画協会）

その1工事 〔期間H17. 7. 1～H17. 11. 22〕（施行業者：㈱千葉工務店）

保護盛土 7,700m³

その2工事 〔期間H17. 10. 6～H18. 3. 13〕（施行業者：㈱千葉工務店）

保護盛土 8,600m³

平成18年度 実施設計〔設計・工事監理〕（委託先：㈱文化財保存計画協会）

その1工事 〔期間H18. 6. 20～H18. 12. 17〕（施行業者：㈱千葉工務店）

保護盛土 11,800m³、法面工、張芝 3,313m²、植栽移植（低木）118本、

排水工

- その2工事 [期間H18. 10. 17～H19. 3. 15] (施行業者:株平野組)
園池復元、保護盛土 470m³、法面工、張芝 2,490m²、種子吹付1,180m²、排水工
- 平成19年度 実施設計〔設計・工事監理〕(委託先:株文化財保存計画協会)
その1工事 [期間H19. 9. 5～H20. 3. 2] (施行業者:株平野組)
史跡解説板1基、保護盛土 2,720m³、法面工、張芝 2,260m²、高木植栽 113本、植栽移植(中低木) 754株、ロープ柵 333m、給水設備、排水工
- その2工事 [期間H19. 11. 16～H20. 3. 19] (施行業者:株マルタツ)
建物表示 3棟、広場 730m²、保護盛土 1,452m³、法面工、張芝 4,940m²、高木植栽 20本、植栽移植(中低木) 410株、ロープ柵 65m、給水設備、排水工
- 平成20年度 実施設計〔設計・工事監理〕(委託先:株文化財保存計画協会)
その1工事 [期間H20. 7. 4～H20. 12. 30] (施行業者:株平野組)
建物表示 6棟、道路遺構、保護盛土 6,390m³、法面工、張芝 845m²、植栽移植(中低木) 85株、排水工
- その2工事 [期間H20. 10. 24～H21. 3. 2] (施行業者:南山愛緑化)
保護盛土 810m³、法面工、張芝 6,096m²、高木植栽 7本、植栽移植(中低木) 30株、ロープ柵 100m、排水工
- 平成21年度 実施設計〔設計・工事監理〕(委託先:株文化財保存計画協会)
工事 [期間H21. 7. 2～H22. 3. 15] (施行業者:EC南部コーポレーション(株))
建物表示 7棟、井戸跡 1基、便所状遺構(汚物廐棄穴) 1基、堀跡、道路遺構解説板 3基、地形模型、保護盛土 2,350m³、法面工、張芝 2,560m²、ロープ柵 471m、排水工
- 資料館改修工事 [期間H21. 11. 26～H22. 3. 20] (施行業者:株朝田建設)

※建物表示については、複数年にまたがって施工している。

(2) 事業費

事業費の国庫補助については、平成16年度が史跡等保存整備(一般整備)、平成17年度から21年度が史跡等総合活用推進事業(総合整備)を得ている。各年度の事業費は、表3のとおりである。

表3 整備事業費総括表

(千円／額は実績)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (見込み)	合計
実施設計・工事監理委託	13,020	17,220	25,200	20,759	17,850	24,150	118,199
測量調査等委託	6,778						6,778
施設整備 施工等		67,010	43,963	24,132	24,531	14,923	174,559
園池			44,161			498	44,659
遺構表示 建物、井戸、				4,515	3,286	15,559	23,360
舗装 道路道構、園路等				12,982	24,026	10,925	47,933
植栽 芝、低中高木			13,163	44,521	11,691	6,722	76,097
屋外解説施設 解説板、案内板				3,615		6,236	9,851
地形模型						32,246	32,246
管理活用施設 撮影等				3,536	756	293	4,585
指導委員会 旅費、報償費	2,490	3,917	3,513	3,540	3,432	3,434	20,326
計	22,288	88,147	130,000	117,600	85,572	114,986	558,593
国庫補助対象額	総合整備		88,147	130,000	117,600	85,572	114,986
	一般整備	22,288					22,288
	計	22,288	88,147	130,000	117,600	85,572	114,986
財源	国庫補助	11,144	44,073	65,000	58,800	42,786	57,493
	県費	11,144	44,074	39,000	35,000	25,600	34,000
	計	22,288	88,147	130,000	117,600	85,572	114,986
ガイダンス施設 資料館改修						12,915	12,915

3. 「平泉遺跡群調査整備指導委員会」について

岩手県教育委員会では、柳之御所遺跡の調査・整備にあたって、平泉遺跡群調査整備指導委員会の指導・助言を得ながら事業を推進している。

本指導委員会は、平成10年に岩手県教育委員会が柳之御所遺跡を計画的に調査を進めるに際して、専門的な見地から指導助言を受けるために立ち上げたものである。平成10年に「柳之御所遺跡調査研究指導委員会」として設置した。その後、平成13年度から整備事業等を推進していく必要性から、史跡整備や建築史学からの検討を行うため、「柳之御所遺跡調査整備指導委員会」と名称を改めた。また、平成15年度からは周辺に分布する関連遺跡もあわせて検討を行う必要性から、「平泉遺跡群調査整備指導委員会」と名称を改めて柳之御所のみでなく関連する周辺の遺跡の指導助言を得るとともに、各分野で個別に検討を行うため「遺構検討部会」「整備検討部会」「保存管理計画検討部会」の3つの専門部会を設置した。「平泉遺跡群調査整備指導員会」の構成委員は表の通りである（表4）。

指導委員会は当初は年2回程度であったが、整備事業等が本格化し検討内容が多くなったことから、分野ごとの専門部会を本委員会と別に開催している。ここでの検討内容の詳細と成果は、Ⅱ整備工事の内容で述べる。委員会の開催と各委員会、部会での検討内容は表の通りである（表5）。

平成10（1998）年から平成11（1999）年にかけては、整備事業の構想が本格化していなかったこともあり、発掘調査への指導が主な内容である。平成12（2000）年からは、後述する考古学研究機関構想において、研究内容や人材育成などの課題に対応するため、平泉文化研究機関推進事業への指導もあわせて受けている。

平成13（2001）年から、整備事業に本格的に取り組むこととなり、指導委員会においても整備事業への指導検討を受けることとなった。これを受け、平成15（2003）年3月に整備基本構想を、平成16（2004）年3月に実施計画を策定している。これらにより、整備の基本方針、主な整備対象時期と遺構

表4 平泉遺跡群調査整備指導委員会名簿

氏名	役職(現在)	専門分野	部会	備考	年度
入間田 宣夫	東北芸術工科大学教授	古代・中世史	整備		H10~
岡 田 広 弘	国立歴史民俗博物館名誉教授	考古学(古代史)	整備		H10~
小 野 正 敏	国立歴史民俗博物館助教授	考古学(陶磁器)	遺構		H10~
河 原 純 之	千葉大学教授	考古学		委員長	H10~
工 藤 雅 樹	福島大学名誉教授	古代史・考古学	遺構・保存	副委員長	H10~H21
齊 藤 利 夫	弘前大学教授	中世史	遺構		H10~
佐 藤 信	東京大学教授	古代史	保存・整備		H10~
田 辺 征 夫	奈良国立文化財研究所所長	考古学	遺構		H10~
清 水 擶	東京芸術大学教授	建築学	遺構		H13~
玉 井 哲 雄	国立歴史民俗博物館教授	建築学	遺構		H13~
西 村 幸 夫	東京大学教授	都市工学	保存		H13~
遠 藤 セツ子	メビウスの会代表	地元有識者	整備		H14~
清 水 真 一	東京文化財研究所	建築学	遺構		H14~
開 宮 治 良	古都平泉ガイドの会	地元有識者	整備		H14~
田 中 哲 雄	東北芸術工科大学	造園学	保存・整備		H15~
坂 井 秀 弥	奈良大学教授	考古学	遺構		H21~
牛 川 審 幸	京都橘女子大学教授(在任時)	造園学	整備		H10~H18
鳥 田 敏 男	奈良国立文化財研究所(在任時)	古代建築			H10
村 田 健 一	奈良国立文化財研究所(在任時)	古代建築			H11~H13

とを設定している。

しかし、その後の指導委員会での指導などを受け、柳之御所遺跡の遺構変遷や整備対象遺構を再度検討している。これについては、平成16(2004)年以降の指導委員会で報告し、詳細な時期設定や整備の表示方法などを平成18(2006)年から報告している。整備工事に本格的に着手した平成18(2006)年からは、多くの委員会及び専門部会を開き、その都度指導を得ている。また、この他に各分野の専門の委員のみに個別に作業部会を開催し、より詳細な指導検討を受けて事業を推進している。

なお、柳之御所遺跡に係る指導委員会はこれまで調査、整備検討などの各段階において設置しており、過去に複数の委員会が設置し指導を得ている。本格的な発掘調査の開始にあたっては、平泉町を主体として昭和63(1988)年から主に発掘調査の指導のために「平泉遺跡群調査指導委員会」が設置され(表6)、平成5年度まで年2回程度開催されている。

岩手県でも、平成8年度に策定した「柳之御所遺跡整備基本構想」の作成にあたって「柳之御所遺跡整備検討委員会を設置し(表7)、指導助言を得ている。この他に、考古学を主な対象とした研究機関の設置を検討し、「考古学研究機関の整備に係る調査研究協力者会議」を立ち上げている(表8)。この研究機関設置については、人材の育成や研究者ネットワークの形成が急務と考えられたため、平泉文化研究機関整備推進事業を展開している(岩手県教育委員会2009「平泉文化総合的研究基本計画」策定の趣旨(その1)」「平泉文化研究年報」第9号)。

表5 平泉遺跡群調査整備指導委員会 協議事項

年 次	回	日 時	内 容
平成10年度	第1回	10.10.22	柳之御所遺跡の調査計画について 柳之御所遺跡第50次調査について
平成11年度	第1回	11.5.10	平泉遺跡群開進免掘調査計画について 柳之御所遺跡第50次調査の成果について
	第2回	11.10.7	平泉遺跡群開進免掘調査計画について
平成12年度	第1回	12.5.11	柳之御所遺跡第52次調査について 平泉遺跡群開進免掘調査計画について 平泉文化研究機関推進事業について
	第2回	12.10.19	柳之御所遺跡第52次調査の成果について 平長良遺跡群開進免掘調査計画について
平成13年度	第1回	13.7.19	柳之御所遺跡第55次免掘調査計画について 柳之御所遺跡整備基本構想について 平泉遺跡群開進免掘調査計画について 平泉文化研究機関推進事業について
	第2回	13.10.25	柳之御所遺跡第55次調査の成果について 平泉遺跡群開進免掘調査計画について
平成14年度	第1回	14.7.26	柳之御所遺跡整備基本計画策定について 柳之御所遺跡第56次免掘調査計画について 平泉文化研究機関推進事業について
	第2回	15.2.13	平泉遺跡群開進免掘調査計画について 柳之御所遺跡整備基本計画について 平泉町の都市計画等について 平成14年度の平泉遺跡群開進免掘調査について
平成15年度	第1回	15.7.18	専門部門の設置について 柳之御所遺跡整備実施計画の策定について 平泉遺跡群開進免掘調査計画について 平泉文化研究機関推進事業について
	遺構部会	16.1.16	柳之御所遺跡の遺構変遷について 無量光院跡の調査状況について 平泉遺跡群の調査成果について
	第2回	16.2.19	保存管理計画について 柳之御所遺跡の遺構変遷及び整備計画について
	整備部会	16.3	整備のゾーニングと動線 整備手法の検討
平成16年度	整備部会	16.4.23	整備のゾーニングと動線 整備手法の検討
	遺構部会	16.5.21~22	柳之御所遺跡、周辺施設の検討 中心建物群の検討 柱穴、柱位置の検討
	遺構・整備部会	16.7.9~10	圓溝の検討 地形の復元 柱痕、柱間及び上部構造のイメージ 28SA1(構状施設)の検討
	第1回	16.10.28~29	柳之御所遺跡整備実施計画について 道の駅「平泉」計画について
	遺構部会	17.1.20	中心建物(28SB2、28SB4)の検討 構築部材の検討
	第2回	17.2.17~18	平泉遺跡群の発掘調査の成果について 柳之御所遺跡整備実施計画の再検討について 平成17年度の整備工事について 平泉町の整備(中尊寺大池、無量光院跡)計画等について
平成17年度	第1回	17.7.7~8	柳之御所遺跡整備計画について(整備予定遺構、中心城について) 世界遺産登録関係について
	遺構部会	17.9.8	整備課題について 遺構、遺物の検討
	第2回	17.10.13~14	圓溝や中心建物について 世界遺産登録関係について

年 次	回	日 時	内 容
平成17年度	遺構部会	18. 1. 10	柳之御所遺跡の整備に向けた遺構内容の検討 圍池変遷、整備対象遺構の年代、土壁の検討
	第 3 回	18. 2. 13~14	柳之御所遺跡整備計画について（整備対象遺構の検討） 平泉遺跡群の調査成果について 「平泉の文化遺産」に係る包括的保存管理計画について
平成18年度	遺構部会	18. 6. 21	堀跡の検討 出土遺物からみた遺跡内での行為の推定 中心城の遺構の検討
	第 1 回	18. 7. 19~20	堀跡の検討 中心城の建物群の検討（遺構の詳細、機能の検討） ガイドンス施設の検討 18年度整備工事について（圍池、全体計画） 平成18年度の発掘調査について
			園池の整備について 石敷きの襖の検討 植栽等の周辺環境について
	整備部会		遺構表示についての検討（対象遺構、関連遺構の検討） 中心城の機能の検討 整備方法（遺構表示方法、舗装）について 植栽等の周辺環境について
	遺構・整備部会	18. 10. 19	整備の考え方（遺構等の整備方法の検討） 植栽等の周辺環境について 看板等のデザイン・計画について 園池の整備について
	整備部会	19. 1. 11	平泉遺跡群の調査成果について 整備対象の施内部の機能について 遺構等の表示方法について 案内・解説盤の表示方法について 植栽計画について
	第 2 回	19. 1. 31	掘立柱建物の帰属時期の検討 堀内部地区的遺構変遷について
			平成19年度の整備工事について 堀内部出土かわらけの検討について 堀内部の遺構変遷について 堀跡の検討 出土瓦の検討について 建物表示の軒の表現について
	遺構部会	19. 3. 2	平成19年度の整備工事について 柳之御所遺跡内部地区の整備対象遺構について 堀の検討 整備建物の平面表示方法について 植栽工事、園池、看板について ガイドンス施設基本設計について 平泉遺跡群の調査計画について
平成19年度	遺構部会	19. 6. 21	柳之御所遺跡整備対象遺構、全体計画について 建物表示方法について 修景植栽について 看板等のサインについて CG作成方法、作成スケジュールについて
	第 1 回	19. 7. 18~19	柳之御所遺跡内部地区の機能について トイレ状遺構、井戸跡について 出土瓦について 植栽計画について
			出土材、木村調査について 遺構の各属性について 瓦、陶器類の検討について 建物復元基本設計作業工程について
	整備・遺構部会	19. 9. 18	今年度の調査結果と来年度の調査について
	整備・遺構部会	19. 11. 19	
	遺構部会	19. 12. 13	
	第 2 回	20. 1. 23~24	

年 次	回	日 時	内 容
平成19年度	第 2 回	20. 1. 23~24	整備対象遺構と表示方法について 植栽、修景計画について 平成20年度整備工事について 建物復元作業について 各出土遺物の検討、各建物属性の検討について
			各建物の柱穴等の属性の検討について 柳之御所遺跡の性格について 坂名部地区の機能について 各遺構の検討
	遺構部会	20. 3. 7	建物復元イメージの検討 建物分布、機能の検討 出土瓦の検討について トイレ状遺構、井戸跡について
			平成20年度整備工事について 建物復元のイメージについて 建物の暫定表示について 平成20年度整備工事について 柳之御所遺跡中心建物の検討について 建物平面表示について 植栽、看板等について
	整備・遺構部会	20. 6. 19	柳之御所遺跡坂名部地区の機能について 柳之御所における儀式等の検討について
			建物遺構表示方法について 植栽、看板等について
平成20年度	第 1 回	20. 9. 1 ~ 2	今年度の調査成果と来年度の調査について 来年度の整備工事について 堀、トイレ状遺構、井戸跡の整備について
			建物復元の検討について 柳之御所遺跡中心域の機能について 暫定ガイダンス施設の改修について 平泉文化総合研究基本計画について
	遺構部会	20. 11. 27	公開予定時の整備状況についての 柳之御所遺跡の建物復元に向けた検討について
			中心建物復元の検討 建物内での儀式等の検討 堀、トイレ状遺構、井戸跡の整備について 地形模型の検討
	第 2 回	21. 1. 21~22	今年度の調査について 堀、トイレ状遺構、井戸跡の整備について 地形模型の検討 中心建物の復元について 儀式等の内容について 暫定ガイダンス施設の改修について
			中心建物の復元について 儀式等の内容について 解説板の整備、内容について 暫定ガイダンス施設の改修について
平成21年度	遺構・整備部会	21. 5. 28	中心建物の復元について 儀式等の内容について 解説板の整備、内容について 暫定ガイダンス施設の改修について
			中心建物の復元について 儀式等の内容について 解説板の整備、内容について 暫定ガイダンス施設の改修について
	第 1 回	21. 7. 16~17	中心建物の復元について 儀式等の内容について 解説板の整備、内容について 暫定ガイダンス施設の改修について
			中心建物の復元について 儀式等の内容について 解説板の整備、内容について 暫定ガイダンス施設の改修について
	遺構・整備部会	21. 10. 1	中心建物の復元について 儀式等の内容について 解説板の整備、内容について 暫定ガイダンス施設の改修について
			中心建物の復元について 儀式等の内容について 解説板の整備、内容について 暫定ガイダンス施設の改修について
	遺構・整備部会	21. 12. 10	無量光院跡の調査状況、整備計画について 中心建物の復元について 儀式等の内容について 解説板の整備、内容について 暫定ガイダンス施設の改修について 無量光院跡の調査状況、整備計画について
			中心建物の復元について 儀式等の内容について 解説板の整備、内容について 暫定ガイダンス施設の改修について 無量光院跡の調査状況、整備計画について 今年度の調査成果と来年度の調査について
	第 2 回	22. 2. 18~19	

表6 平泉遺跡群調査指導委員会（役職は当時）

氏名	役職等	専門分野	備考	年次
藤島 支治郎	東京大学名誉教授	建築史	委員長	S63~H5
鈴木 基吉	奈良国立文化財研究所所長	建築史	委員長代理	S63~H5
板橋 澄	岩手大学名誉教授	考古学		S63~H2
草間 俊一	岩手大学名誉教授	考古学		S63~H5
矢部 良明	東京国立博物館陶磁室室長	美術史		S63~H5
清水 秀 潤	平泉町文化財調査委員	地元有識者		S63~H5
藤里 恵亮	毛越寺執事長	地元有識者		S63~H5
渡辺 定夫	東京大学教授	都市工学		S63~H5
入間田 宣夫	東北大学教授	歴史学		S63~H5
桑原 澄郎	東北歴史資料館副館長	考古学		S63~H1
牛川 審幸	奈良国立文化財研究所所長	庭園史		S63~H5
荒木 伸介	平泉郷土館館長	建築史		S63~H5
藤沼 邦彦	東北歴史資料館研究部長	考古学		H2~H3
工藤 雅樹	福島大学教授	考古学		H4~H5

表7 柳之御所遺跡整備検討委員会（役職は当時）

氏名	役職等	専門分野	備考
河原 純之	千葉大学教授	考古学	H7
工藤 雅樹	福島大学教授	考古学	H7
入間田 宣夫	東北大学教授	文献	H7
佐藤 信	東京大学助教授	文献	H7
板沼 康一	東北大学教授	建築史	H7
牛川 審幸	長岡造形大学教授	庭園史	H7
絆横 昭恵	平泉町長	地元有識者	H7

表8 考古学研究機関の整備に係る調査研究協力者会議（役職は当時）

氏名	役職等	専門分野
岡田 茂弘	国立歴史民俗博物館情報資料部長	考古学
河原 純之	千葉大学教授	考古学
金野 静一	岩手県立博物館長	民俗学
草間 俊一	岩手大学名誉教授	考古学
工藤 雅樹	福島大学教授	考古学
小林 清治	東北学院大学教授	中世史
佐藤 巧	岩手県立歴史博物館会長、東北大学名誉教授	建築史
高橋 富雄	盛岡大学学長、福島県立博物館長	古代史
富樫 泰時	弘前市蔵書奉事所所長、秋田県立歴史文化財センター所長	考古学
舩 口 隆康	櫻原考古学研究所所長	考古学
小野 正敏	国立歴史民俗博物館教授	考古学

III 保存整備工事の内容

1 保存整備事業の事業内容

1 保存整備事業内容の概要

(1) 整備基本構想と仮整備

「柳之御所遺跡整備基本構想」(以下、「旧基本構想」という。)は、その後の史跡整備計画の概略的方向性について記載したもので、平成8年度に作成されている。これは、遺跡の保存が社会的に大きな関心事となり、保存決定後はその活用面についての早急な検討が必要となっていたことによるものである。整備の基本理念として、以下の3項目があげられている。

「(1)本格的な生涯学習社会を迎え、21世紀に向けた新しい地域文化の創造に向けて、歴史遺産を広く一般に公開し、歴史的環境を体験しながら学習できる場を提供し、文化財の活用に寄与する。

(2)柳之御所遺跡を、平泉文化のシンボルであるとともに憩いの場として位置づけ、中尊寺・毛越寺・無量院光院をはじめ、他の文化財を含めた観光資源としても活用し、地域の活性化に資する。

(3)遺跡の整備は、歴史の正しい理解を促すためのものであり、学術的な調査研究の成果に基づいて行うものとする。」(「旧基本構想」6頁)

しかし、この段階で具体的な史跡整備計画が策定可能な学術情報が収集されていたとはいいがたく、そのため、内容確認のための発掘調査を継続しながら、整備について検討を進めることとなった。

また、本格的な整備に着手するためにはなお一定期間が必要と見込まれたことから、平成11年度末から平成12年度にかけて、史跡全体を盛土保護するとともに、中心域については植栽や簡易解説板の設置をおこなうなど、暫定的な整備を実施した。

平成13年に「平泉の文化遺産」がユネスコ世界遺産の暫定一覧表に登載されると、柳之御所遺跡の整備についても「平泉」全体の中で構想することが求められるようになり、また、発掘調査の成果が蓄積されてきたことから、「旧基本構想」を改定した新たな整備構想を策定した(以下、「新基本構想」という。)。その中に記された基本理念は、以下のとおりである。

(1)本格的な生涯学習社会を迎え、21世紀に向けた新しい地域文化の創造に向けて、歴史遺産を広く一般に公開し、文化財を調査研究の成果に基づき保存活用した史跡公園として整備することにより、歴史的環境を体験しながら学習できる場を提供する。

(2)柳之御所遺跡を、平泉文化を代表する遺跡であるとともに憩いの場として位置づけ、他の文化財との連携を図りながら、観光資源としての活用も考慮し、地域の活性化に資する。

(3)12世紀平泉を象徴する“水・泉”を意識しながら、安らぎと潤いをもたらす歴史の息づく街づくりに寄与する。

(4)世界遺産登録を視野に入れ、周囲の景観を含む周辺遺跡との関連を考慮しながら、より広域的な視点での文化財の保存と活用を図る。併せて、文化財に身近に接する場面を提供することにより、文化財愛護と郷土愛を育み、世界遺産登録に向けた機運の高揚を促す(「新基本構想」3頁)。

(2) 整備基本計画及び整備実施計画の策定

整備基本計画は、「新基本構想」を基に、「柳之御所遺跡整備基本計画」(以下、「基本計画」という。)

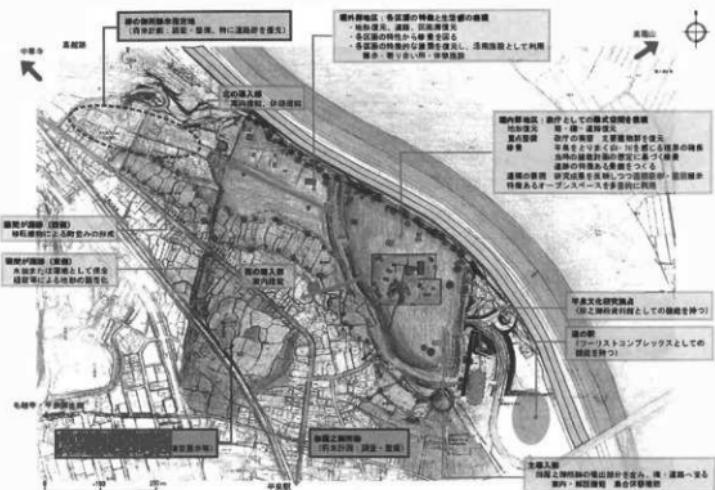


図14 「基本計画」(2003)における全体整備計画図

として平成15年3月に策定された。整備の基軸となる「第4章 計画策定の基本となる考え方」では、以下のように遺跡整備におけるまちづくりの役割が強調されている。

「柳之御所遺跡の整備は、平泉遺跡群の中で「平泉館」の実態を具現するものであり、学術的に極めて重要な意義をもつ。さらに、歴史の息づくまち・平泉の、文化財を軸としたまちづくりの核として地域社会に位置付けられる。この整備は、まちづくり活動の拠点、地域の憩いと交流の場、心の拠り所、文化的観光の拠点として、多様な意義と役割を担うものとする。」(「基本計画」6頁)

この考え方のもとに、「基本計画」においては単に柳之御所遺跡の整備内容にとどまらず、周辺の環境や関連する遺跡群についても整備に向けての基本的な考え方方が記されている。

「この遺跡群について、一体的な歴史的環境の創出を目指して各々の整備における立脚点を以下のとおり設定し、総合的な活用を図る。さらに、歴史的検証に基づく統一感のある修景等を行う。また、束稻山、金鶴山などの周辺景観を構成する山々の展望と修景を考慮する。

- 1 柳之御所遺跡 往時の実態を具現する整備を目指す
 - ・ 地形及び環境復元
 - ・ 重点範囲を定めた復元展示
 - ・ 多様な遺構の表現
- 2 無量光院跡 現在まで形態を留める遺跡として、歴史的な環境を整備する
 - ・ 園池、土壘等の復修、修景
 - ・ 橋、門等の復元展示
 - ・ 寺域の表現と柳之御所遺跡との視覚的な一体化
- 3 猫間が淵遺跡 地形及び景観上の特徴を表現する

- ・ 地形の明瞭化
 - ・ 修景
- 4 高館跡 記念物的価値とともに、景観構成上重要な環境要素として保全する
- ・ 眺望を考慮した整備
 - ・ 動線整備
- 5 伽羅之御所跡 遺跡地の適切な保存管理を実施し、将来に向けて保存する
- ・ 保存管理
 - ・ 長期的な調査の継続」
- 〔「基本計画」6頁〕

このように、柳之御所遺跡の整備は、平泉のまちづくりの全体計画及び周辺の平泉文化関連の遺跡群の整備とともに計画され、その相対的な位置付けが図られて実施されたものである。

(3) 柳之御所遺跡整備に係る基本的方向性及び整備の基本方針

「基本計画」において、上記の基本的な考え方を具体化させる形で遺跡整備の方向性として留意されているのは、以下の8項目である。

- 遺跡群としてのあり方
世界遺産登録を見据えて平泉全域での遺跡群のあり方を視野に入れた、歴史的環境と現在の生活環境の両面を考慮した整備。
- 文化ネットワークへの位置付けと地域の想いと交流の場としての活用
平泉の全町的な文化のネットワークにおける拠点として位置付け、地元の人々の交流の場として各種の機能を持たせる整備。
- 遺跡・遺構の保存
遺跡及び遺構を適切に保存管理しながら、遺跡の実態を視覚化する整備。
- 歴史的な環境の重視
当時の特徴的な地形を今日に遺していることから、地形を顕在化させつつ、修景により景観を統一するなど、歴史的な環境を保全・創出する整備。
- 遺跡の正しい理解
学術的な蓋然性を考慮して遺跡の構造と変遷を解明した、実証性のある整備。
- 歴史的空间の体験
「平泉館」としての歴史的空间を体験させるための、多面的手法を用いた整備。
- 地元参加の管理運営
各種団体や市民との連携を図り、地元参加を段階的に充実・育成していく整備。
- 平泉文化研究拠点計画
「世界遺産」登録を視野に入れた学際的・総合的な調査研究拠点を目指す整備。

以上を踏まえて、以下の10項目が基本方針として定められた。

- ・ 計画範囲は柳之御所遺跡の周辺遺跡群と現状の環境を含むものとする。
- ・ 歴史の息づくまちづくりにおける核として機能すべく、地元住民参加の管理運営を推進する。
- ・ 世界遺産としての国際的評価に値する全町的な取り組みと整合する整備とする。
- ・ 遺構を確実に保存するとともに、歴史的な地形と環境を重視する。
- ・ 柳之御所遺跡の構造と変遷過程を明らかにし、整備目標時期を明確にした表現とする。

- ・遺跡の表現は、往時の実態がより直接的に、またより豊かに体験できるものとする。
- ・歴史的検証に基づいて当時の景観を想定し、柳之御所遺跡にふさわしい修景を行う。
- ・歴史体験空間の他、地域の憩いと交流の場としての機能、文化観光対象としての性格を持たせる。
- ・整備事業は早期公開を目指して段階的な整備・公開を行う。
- ・遺跡の保存・公開・活用と併せ、北東アジア的な視点から、平泉文化を総合的に調査研究する拠点とする。」（「基本計画」5頁）

これらの基本方針は、策定段階でそれぞれの項目ごとに課題を抱えていたが、調査整備指導委員会等において検討が進められ、その後の整備工事において具体化された。

（4）基本方針の具体化

以下に、基本方針をうけて展開した「基本計画」中の具体的内容について示す。

① 柳之御所遺跡の全体

- ・自然地形を利用しつつ計画された造成地形・堀・道・溝等を整備し、地形復元を行う。（「基本計画」）
- ・「四神相応の地」と見立てた平泉の山河を見渡せる視界を確保するとともに、遺跡の特徴ある景観を創出する。
- ・無量光院跡等との関連を考慮し、三代秀衡の時期を整備目標時期の中心として設定する。
- ・柳之御所遺跡の遺構の構成に則して、堀内部地区と堀外部地区に区分し、各々に適した整備を行う。

② 堀内部地区

- ・政府としての儀式的空間を表現する。
- ・特に園池を囲む主要建物群を重点整備範囲として、性格・構造が明らかとなった建築物・構造物の復元展示を検討するとともに、儀式・政務・生活に関わる用具等を展示することで、当時の実態が体験できるものとする。
- ・主要建物群の周囲に展開する建築物等の遺構は、今後官衙機能や倉庫機能等の性格を研究・分析し、遺構と空間構成の表現を検討する。
- ・堀内部地区は外部から区画された格式の高い空間であり、この特徴あるオープンスペースを多目的に活用できるものとする。

③ 堀外部地区

- ・各区画の特徴と生活感を表現する。
- ・堀外部の諸遺構の性格を明らかにし、それぞれの特徴的な建築物を復元展示するとともに、その内部を多様な活用施設として利用する。
- ・上記活用では、出土遺物や想定される当時の実態についての展示の他、地域による運営の基地・寄合所・来訪者の休憩所等に利用する。
- ・区画外地区、未指定地区では今後の調査研究を計画的に実施し、その成果によって遺跡の表現を検討する。特に、中尊寺に向かう道路跡や当時の土地利用に関する遺構の表現は優先する。
- ・高館跡に連結するエリアであることから、高館跡との関連を考慮する。

④ 導入施設とガイダンス施設

- ・主導入部は堀内部地区の南入口、伽羅御所跡の張出し状施設から橋、道路へと至る部分とし、

ガイダンス施設として案内解説と集合休憩機能を設ける。

- ・北の導入部として、堀外部地区の指定地北側、中尊寺に向かう道路跡の脇に案内機能、休憩機能を持つ施設を設ける。
 - ・西の導入部として、無量光院とつなぐルートに案内機能を持つ施設を設ける。
- ⑤ 段階的整備と公開
- ・堀内部地区を第Ⅰ期として優先的に整備・公開し、堀外部地区を第Ⅱ期とする。
- ⑥ 平泉文化研究拠点
- ・平泉関連遺跡群とその文化に関する調査・研究を学際的・総合的に行い、成果の公開・学習と情報発信の機能を担う。」（「基本計画」7～8頁）

（5）整備課題への対応

① 整備の段階

「基本計画」では、平成15年度に「整備基本設計」の策定、平成16年度に「整備実施設計」の策定、平成17年度～19年度の3ヵ年を第Ⅰ期整備に、平成20年度～22年度の3ヵ年を第Ⅱ期整備とし、それぞれ堀内部地区、堀外部地区を対象とすることとしていた。しかし、実際には、平成15年度に「史跡柳之御所遺跡整備実施計画」（平成16年3月、以下、「実施計画」という。）を策定した。これは、ほぼ「基本設計」に相当しているが、内容に計画・検討中のものが含まれており、その後の検討による計画の具体化や変更などを想定したものであることから、「実施計画」としたものである。

また、この「実施計画」において、「基本計画」で平成19年度完了としていた第Ⅰ期整備（「実施計画」では第Ⅰ段階）を平成21年度まで延長することとし、第Ⅱ期整備（「実施計画」では第Ⅱ段階）を平成22年度以降の着手とした。

現段階では、これらの計画にさらに修正が加えられており、今年度（平成21年度）までに完了した整備は、第Ⅰ期整備内容の一部となっている。特に、構造物を含む建築遺構の整備については、復元（表示）方法等について今後さらに検討を加えた後に、整備工事に着手することとしている。

表9 整備の各段階

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
整備基本計画	基本設計	実施設計		I期整備 堀内部地区			II期整備 堀外部地区	
整備実施計画	策定	実施設計		I期整備				
現段階	実施計画策定	実施設計		地形復元、造成、堤、土壠 道路仕上げ 建物復元 橋、石垣 屋内、屋外展示	遺構実遺の検討 建物復元の検討			

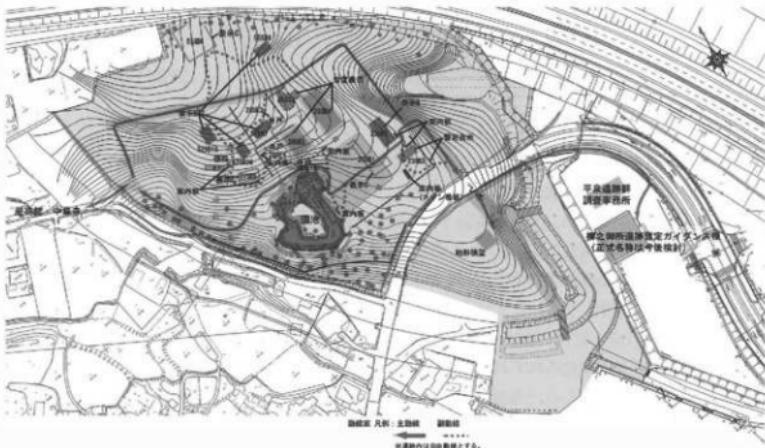


図15 平成22年(2010)公開時動線図

② ゾーニングと動線

堀内部地区及びガイダンス施設とする第Ⅰ期整備のゾーニングに際して課題とされたのは、「堀内部」の範囲、遺跡への動線及びガイダンス施設の構造及び機能である。

「実施計画」では、遺跡南西側及び北西側の民有地については整備対象範囲から除外し、一方、遺跡内を東西に通過する県道相川平泉線及び遺跡西側の町道高館線については、整備対象範囲としていた。

まず、堀と重複する町道高館線について再検討した。この町道は現に生活道路として機能しており、第Ⅰ期整備完了段階においてもその機能が継続することが明らかであったことから、整備対象から除外した。次に県道相川平泉線であるが、この道路は平成16年度に平泉町により策定された「道の駅平泉整備基本計画」(平成16年10月)においては廃止されることとされている。しかし、当初平成19年度の事業完了が予定された「道の駅」建設計画については計画が一時中断されたことから、それと連動した県道についても当面廃止されないこととなった。したがって、その後行われた第Ⅰ期整備においては、県道の存在を前提として計画が進められている。

一方で、南西側民有地については、平成18年度内の公有化が確実となった時点で整備対象範囲に追加し、南側の堀及び伽羅御所跡と連絡する橋の整備復元について検討していくこととした。

次に、動線についても「道の駅」計画の変更に伴った変更が加えられている。「実施計画」においては「道の駅」計画と整合させ、ガイダンス施設（柳之御所資料館）側から堀を越えた仮の進入動線（最終主動線は、伽羅御所側の橋）を設定したが、当面県道が残されることから、現段階では県道脇歩道を仮の進入動線として設定している。また、西の導入部とした無量光院跡との連絡通路については、その部分が整備対象地から除外され、また、計画期間内に橋が復元される見通しが得られないことから、当面は進入動線として設定しないこととした。

③ 整備対象遺構の特定について【(4) ①・②に関連して】

整備対象遺構については「実施計画」において、次のように予定した。

建物遺構表示・復元10棟（23SB1・23SB2・28SB2・28SB4・31SB7・52SB〇・55SB6・55SB8・55SX2・55SB〇）

構造物表示・復元（東門、北門、西門、櫓（堀）、生垣、井戸、橋、幡）

土木遺構復元・修復（園池、堀（内堀・外堀）、土壠、道路）

その他修景・表示（植栽、地形模型、園路）

これらの整備対象遺構は、「無量光院跡等との関連を考慮し、三代秀衡の時期を整備目標時期の中心として設定」（「基本計画」7頁）されたもので、「園池を中心とする最盛期（秀衡期）の遺構配置を仮定し、区画施設と中心建物群の復元展示を行う整備手法を念頭に各種整備要素について基本的な形状等を検討」（「実施計画」9頁）して計画されたものである。

しかしながら、「基本計画」及び「実施計画」策定時においては、堀内部地区における主要な遺構の時期変遷が必ずしも明確化されておらず、整備の基礎資料となる遺跡報告書の記載内容においても複数の変遷案がされていたため、「実施計画」の内容もそれらが十分に整理されたものとなっていなかつた。

そのため、柳之御所遺跡調査事務所（当時、現平泉遺跡群調査事務所）では、堀内部地区を中心とする遺構変遷の再検討に着手し、「平泉文化研究年報」5（2005.3）～「平泉文化研究年報」8（2008.3）誌上で報告した。当初（2005（5号）、2006（6号））は既存の報告データを基に分析検討を加え一定の結論を導き出したが（2006.3）、その結果について指導委員会からさらに再検討の指示があったことから、未報告データを加えて検討することとなった（2007（7号）、2008（8号））。

これらの検討作業を踏まえ、以下の図に示す5期の遺構変遷に基づいて、整備対象遺構を決定していくこととなった。

上記変遷についてはおおむねの絶対年代を与えることができたものの、整備対象をどの時期におき、どの遺構を整備対象とするのかについては、得られた結果が「基本計画」及び「実施計画」において想定していた内容と異なった部分もあったことから、改めて検討することとなった。これらを検討する際の与条件としては、以下の項目があげられる。

ア すでに園池については工事着手済みで、上層（2期）園池が整備対象。

イ 中心的な建物遺構については、立体復元を行うことを視野に入れる。

ウ 無量光院跡との一体化した整備内容とする。

このうち、指導委員会等において特に議論となったのは、ア及びイである。「実施計画」策定以前から、柳之御所遺跡をもっとも特徴付ける遺構は「園池に面した四面庇建物」と考えられてきていたことから、この構成と遺構の所属時期が最大の課題となった。すなわち、園池周辺の四面庇建物がⅡ期～Ⅲ期（基衝期～秀衡期前半）であるのに対し、園池の修復・表示はⅤ期（秀衡期後半）と考えられたためである。

この段階で、大きく2つの考え方が出された。

ア 四面庇建物（Ⅱ期・Ⅲ期）の復元・表示によって遺跡の特徴を表現すべきであり、園池については本来対応する下層（1期）の遺構を表現すべきものであるが、遺構保護の観点から上層（2期）の遺構を表現するものであること。

イ 修復・表示された上層（2期）園池に対応するⅤ期の中心的建物を特定して復元・表示すべきものであること。

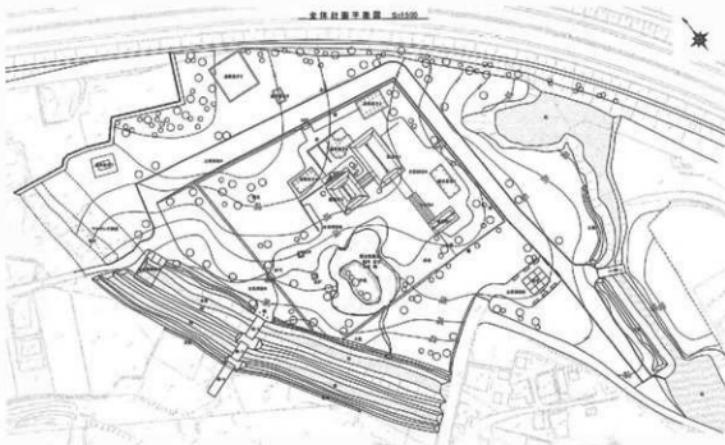


図16 実施計画(2004)の整備対象遺構

この2案のうち、イについては、中心的建物と考えられる遺構についての調査が不足していること及び園池と中心的建物の関連性についての説明が困難であることの2つの課題があることから、アの考え方を採用することが指導委員会によって決定された。また、Ⅱ期・Ⅲ期に該当しない遺構であるが、特に柳之御所遺跡を特徴付けている遺構については、当該期の遺構と異なる方法によって表示し(表示C)、整備の対象とすることとした。

なお、無量光院跡との一体的整備については、平泉町文化財センター（当時）による発掘調査の進展及び考古学的研究の成果によって、秀衡期後半（V期）に造営されたとする見解が有力となっていることから、柳之御所遺跡の整備対象時期には未造営であることを前提に整備を進めることとなった。この点に関しては、「秀衡期」の整備という観点で無量光院跡と一体化させたとしても、他の整備された又は整備が計画されている平泉遺跡群全体について、必ずしも「最盛期（秀衡期）」として統一したものでないことも考慮された。

以上の検討の結果、第Ⅰ期において整備対象としたのは以下のとおりである。

建物遺構表示（表示A）8棟（23SB2、23SB3、28SB2、28SB4、31SB7、52SB26、55SB8、55SX2）

建物遺構表示（表示B）3棟（23SB1、31SB5、55SB6）

構造物表示（東門、（堀）、井戸、汚物廐棄穴）

土木遺構復元・修復（園池（2期）、庭（広場）、堀（内堀）、道路）

その他修景・表示（植栽、地形模型、園路）

これらについては、秀衡期の前半期（Ⅲ期の最終段階、1160年ごろ）の年代を仮定した。

④ 整備対象遺構の表示方法について

遺構表示の方法については、「実施計画」において「復元展示2」の方法とすることが提案されてい

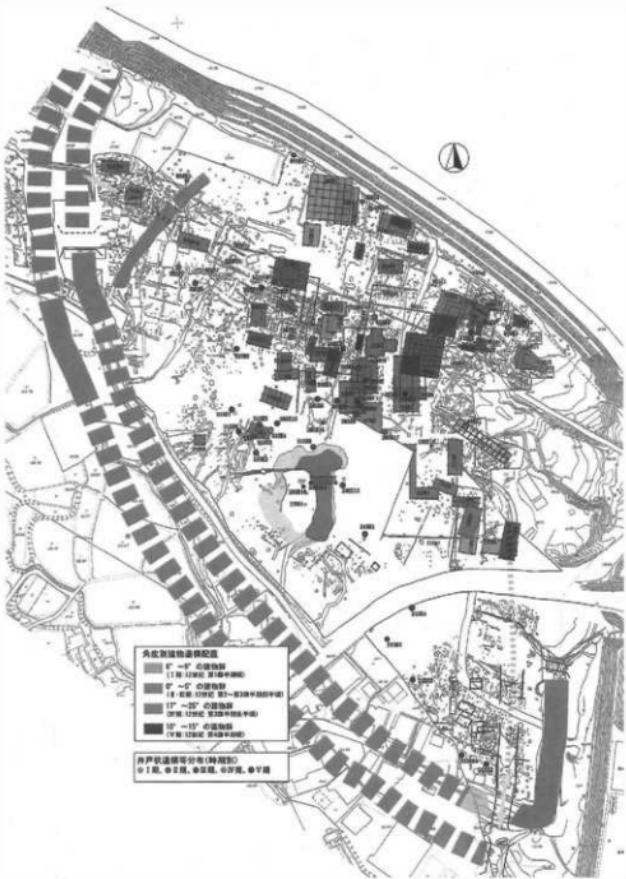


図17 時期別遺構変遷図

る。この方法は、いわゆる建物遺構等についての原寸大復元模型と遺構位置等の平面表示（柱位置等を立体化させる表示を含む）を組み合わせて表現するもので、中心範囲の直接的な理解・認識により充実した活用が可能となる一方、復元対象建築物について厳密な遺構解釈と復元検討が必要となるものである。「実施計画」ではどの表示方法をどの遺構に対して適用させるかについては、暫定的に以下のように計画されているが、「今後の遺構検討部会の成果を受け、各建物等の形状・配置等の整備対象の修正を行う。」こととした。

表示A：中心建物（23SB 1、28SB 2、28SB 4）、堀の一部、橋、轄

平面表示B：周辺建物（23SB 2、31SB 7、52SB 8、55SB 8、55SX 2）

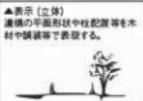
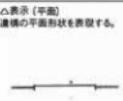
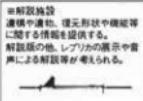
方針	対象	手 法		可能となる体験・展示	整備に向けた課題
		確定範囲	想定範囲		
A-1 復元表示1	区画施設	■復元表示 ■復元表示 ■復元表示	■復元表示 ■復元表示 ■復元表示	完整性が高い範囲 他の部分がわからない範囲 表示(立体)・機能表現	- 中核範囲の直接的な理解・認識 - 空間体験 - 充実した活用
	中心建物群	■復元表示	■復元表示	○復元的範囲 西側	- 復元建物について複密な直解性・復元検討が必要となる
	周辺建物	■復元表示	■復元表示	表示(立体)・機能表現	
A-2 復元表示2	区画施設	■復元表示 ■復元表示 ▲表示(立体)	▲表示(立体) ▲表示(立体) △表示(平面)	○復元的範囲 西側 表現しない	- 中心範囲の直接的な理解・認識 - 空間体験 - 充実した活用
	中心建物群	■復元表示	▲表示(立体)	表現しない	- 復元建物について複密な直解性・復元検討が必要となる
	周辺建物	▲表示(立体)	△表示(平面)	表現しない	
B-1 表示1	区画施設	▲表示(立体)	▲表示(立体)	表現しない	- 中心部の空間構成・領域の認識 - 中・遠景的な配置
	中心建物群	▲表示(立体)	▲表示(立体)	表現しない	- 遠景の配置を明確にする必要がある。
	周辺建物	▲表示(立体)	▲表示(立体)	表現しない	
B-2 表示2	区画施設	▲表示(立体)	▲表示(立体)	表現しない	
	中心建物群	△表示(平面)	△表示(平面)	表現しない	- 区画領域の認識 - 配置と規模
	周辺建物	△表示(平面)	△表示(平面)	表現しない	
C 解説施設	区画施設	△表示(立体)	△表示(立体)	表現しない	
	中心建物群	△表示(平面)	△表示(平面)	表現しない	- 配置と規模 - 多様な情報提供
	周辺建物	△表示(平面)	△表示(平面)	表現しない	
※各表示に対し、解説施設を充実させる					
					
					

図18 遺構表示方法の検討

平面表示C：周辺建物 (55SB 6)

遺構露出展示：堀の一部

整備に係るこれらの遺構表示の方法は、現段階においても基本的に踏襲されているが、復元表示については当面暫定的に遺構位置の平面表示（平面表示C）にとどめている。また、堀の一部について、遺構露出展示の整備表示手法を探査するか否かについては、十分な検討がなされていない。

《平成22年3月段階の整備手法》

平面表示B：23SB 2、31SB 7、55SB26、55SB 8

平面表示C：23SB 1、31SB 5、55SB 6

表示A（平面表示A）：28SB 2、23SB 3、28SB 4、55SX 2、堀の一部

⑤ 整備対象遺構の性格について [(4) ①・②]に関連して]

平成5年11月、平泉遺跡群調査指導委員会による結論を経て、柳之御所遺跡は『吾妻鏡』に記される「平泉館」に相当するとの見解が各方面で有力となり、このことを前提として「基本計画」とび「実施計画」が策定されている。「基本計画」においては「政庁としての儀式的空間を表現する」(7頁)としているが、「平泉館」とはどのような性格の施設で、その性格をどのように整備に反映させていくのかについて、指導委員会等において議論が行われている。主な内容は以下のとおりである。

ア 「平泉館」の主たる機能及びその場における行為について

主たる機能が、「政庁」、「政務の場である」という点については議論の余地がなかったものの、その具体的内容についての検討材料に乏しいことから、「政務」は「儀式」と一体であるという前提に

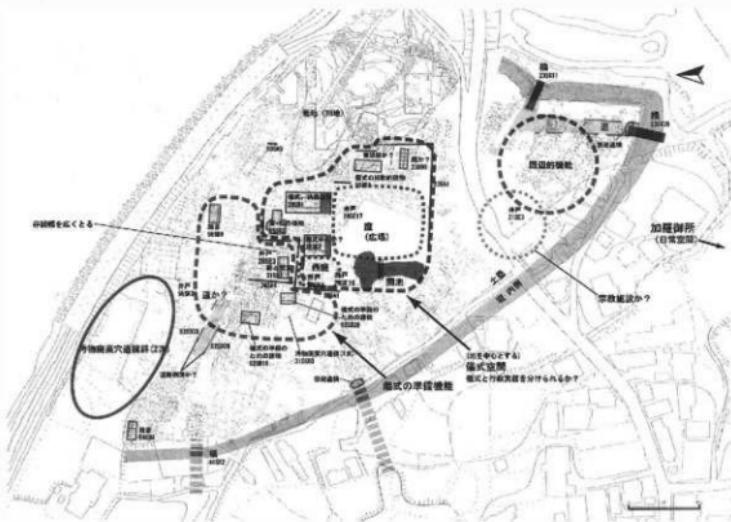


図19 堀内部の機能区分想定図

基づき、より具体的な叙述の可能性が考えられた「儀式」について、その内容及び方法について検討が加えられた。整備において直接的に考慮された項目は、以下のとおりである。

- 中心域は堀等で区画された半ば閉鎖的空間であること。
- 2棟の南北棟の南側に儀式のための広場（庭）を有すること。
- 儀式は圓池とも一体化したもので、中心建物から圓池への眺望が重視されたこと。
- イ 「平泉館」は居住を含めた場であるか

堀内部地区に「生活」の性格を強く認めようとする立場は、柳之御所遺跡が『吾妻鏡』に「平泉館」と対比して記される「加羅御所」に相当するという意見とも関連するものである。「生活」を示すものは衣食住に関わる遺構（井戸、便所遺構など）や遺物（紡績具、食膳具など）によって説明される。しかし、これらの遺構及び遺物は、必ずしも堀内部に多数の居住者が生活していたことを説明するものではないとされた。

ウ 特に中心建物（28SB2及び28SB4）の様式について、特に寝殿造の様式が認められるか否か 中心建物がどのような様式を備えたものであったかについての考古学的証拠は少なく、その方向性については必ずしも明確化したとはいがたい。特に、以下の資料等が議論の対象となった。

- 井戸（28SE2）より出土した折敷に寝殿造風の建物が描かれていること。
- 中心建物が礎石建ではなく掘立柱によって建築されていること。
- 中心建物は四面庇を有し、柱間寸法などにおいて遺構としての規格性が高いこと。
- 遺跡廃絶の段階（1189年ごろ）には土壁を用いた建物があった可能性が高いこと。
- 棟に用いたと考えられる瓦が出土していること。
- 井戸（31SE2）より出土した棟門破風板と考えられる木製品が出土していること。



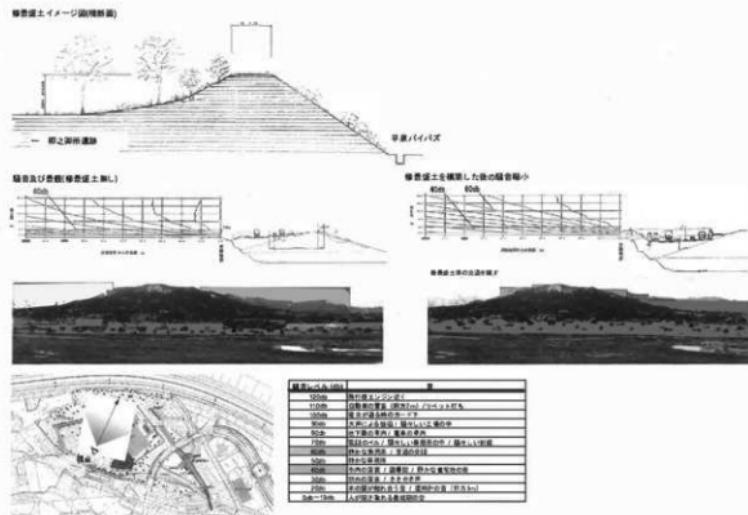
図20 建物復元の参考とした出土遺物

- 規模の大きい堀に囲まれていること。
- その他、遺構・遺物とも京都的性格を有するもの、在地的性格を有するものの両者が認められること。

これらの内容に、主として文献史学等から得られた当時の時代背景及び社会状況についての成果を加味し、2棟の中心建物については、京都的な様式によって建築され奥州藤原氏と外部者との儀式の施設である2SB2と、在地的な様式によって建築され奥州藤原氏一族内の儀式の施設である2SB4と性格規定した。

⑥ 植栽及び環境整備について

植栽の全体計画については、「遺跡の自然科学分析結果を基本に、往時の平泉の「東の川辺」に想定される植生・植栽を多面的に検討し、遺跡環境の再現を図る」(「基本計画」13頁)とされた。特に園池周辺については、出土資料のみならず、当時の絵巻物や文学作品・庭園技術書等の記述を基に詳細な検討が加えられた。



柳之御所中心の歴史的環境を保存する遺跡と平泉バイパスの間の盛土の構造

図21 修景盛土設置前・設置後図、騒音低減効果グラフ

一方で、中心建物（28SB2）を視点場として園池を眺めた場合の景観阻害要因、電柱・民家・鉄塔の構造物及び当面残されることとなった県道相川平泉線の通過車両については、それらを遮蔽するために常緑の針葉樹を植栽して修景することになった。

また、国道4号の新バイパス通過車両については、「実施計画」において「北側の4号線バイパスに向かっては緩衝植栽を施す」（9頁）とされていたが、その後、文化庁の指導によりさらなる修景が必要とされたことから、まずバイパスの路面計画高を下げ、さらに遺跡とバイパスとの境界に通過車両を遮蔽する盛土を設営し、その上に緩衝植栽を施すこととした。この結果、バイパス通過車両による遺跡内への影響は視覚面・聽覚面において相当程度軽減されることになった。

⑦ ガイダンス施設及び平泉遺跡群調査事務所の設置について

柳之御所遺跡の史跡指定後、平成11年11月には史跡に隣接した県有地（旧建設省用地）に建設省によって「柳之御所資料館」が設置され、平泉町教育委員会によって管理運営が行われていた。「実施計画」においては、「導入としての展示・案内の他、柳之御所遺跡の管理拠点として」当面、この施設を改修し「柳之御所遺跡ガイダンス施設」としてその機能を担わせることとされた（9頁）。

一方、ガイダンス施設・機能の中核のひとつをなす展示資料について、文化庁により「重要考古資料」として位置づけられたことから、ガイダンス機能の強化とともに出土資料の保全に万全を期すため、耐火構造によるガイダンス施設の新設が計画された（「ガイダンス施設整備基本計画」（平成18年3月）、「柳之御所遺跡ガイダンス施設基本設計」（平成19年3月））。しかし、財政難から施設の新設が見送られたことから、当初どおり「実施計画」にしたがった内容でその後の計画が進められた。

また、平泉文化研究の機能強化については、平成10年5月、JR平泉駅前に設置した「柳之御所遺跡調査事務所」を発展させ「柳之御所資料館」隣接地に「平泉遺跡群調査事務所」を設置し、当面の調査研究の拠点とした。

⑧ 世界遺産「平泉の文化遺産」との関連

平成13年4月、「平泉の文化遺産」がユネスコ世界遺産の暫定一覧表に登載されたことから、本遺跡の整備にも「世界遺産」としての視点を導入した。具体的には、以下の点があげられる。

○顕著な普遍的価値が「文化的景観」によって説明されるものであるとされたことから、景観阻害要因についての修景については特に配慮し、国道4号バイパスと遺跡間に盛土を設置したり、鉄塔や電柱、民家などが遮蔽されるよう、植栽を行ったりした。

○史跡整備の真实性については、復元表示する造構についての同時代性や復元設計の根拠が、発掘された資料等から合理的に説明できるよう検討を重ねた。

○「柳之御所資料館」の改修にあたっては、単に柳之御所遺跡のみのガイダンス機能にとどまらず、「平泉の文化遺産」全体を見据えた内容を加味することとした。なお、「ガイダンス施設基本計画」等においては、「平泉の文化遺産」について「理解を深める」ための機能を持たせることとされている。

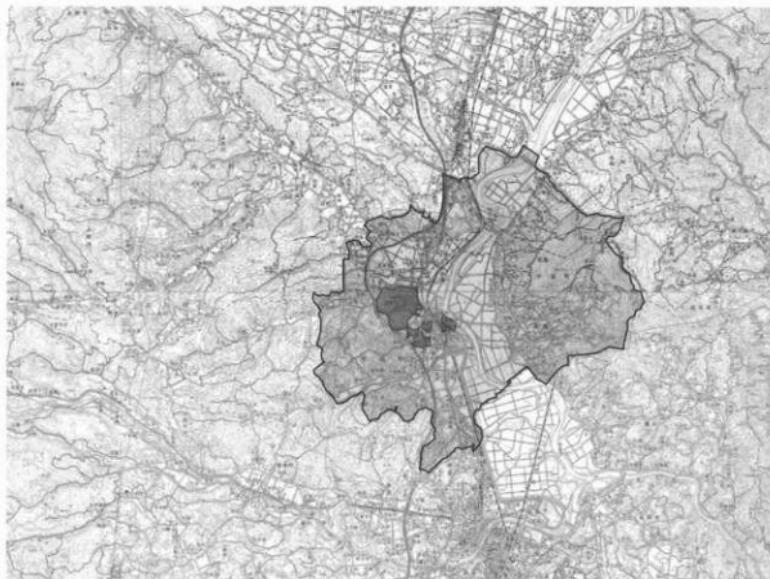


図22 今回の推薦資産と緩衝地帯の地図

(6) 遺跡環境の保護

昭和63年に北上川遊水地事業及び国道4号平泉バイパス建設に伴う緊急発掘調査が始まり、12世紀の奥州藤原時代の重要な遺構・遺物を数多く検出した。その後国土交通省との協議の結果遺跡の保存が決定され、平成9年に国指定の遺跡となった。遺跡保存が決定されたことから、遊水地事業の築堤や国道4号平泉バイパスは、当初計画よりも北上川寄の史跡指定範囲の外側へ新しいルートを策定し事業を進める一方で、「平泉・高館環境検討委員会」からの提言を考慮しながら国道4号平泉バイパスの路面高を堤防天端よりも可能な限り低くする計画で整備が進められた。しかし、まだ柳之御所遺跡と国道4号平泉バイパスは近接していることから、遺跡から直接国道を通過する車両が視野に入る他、騒音等の影響を受ける状態となっていた。

そこで、国道4号平泉バイパスを通過車両による、柳之御所遺跡から東稻山方向を望む景観を守り、遺跡内の騒音を軽減するために、国道4号平泉バイパスと柳之御所遺跡の境界に盛土（修景盛土）を行うことになった。事業の実施は、平成17年度から18年度にかけて国土交通省岩手河川国道事務所及び岩手県教育委員会で実施された。

○修景盛土の目的

- ① 修景盛土は、歴史的環境を保全する見地から、柳之御所遺跡側から東稻山方向を望む景観の保全と、遺跡内の騒音の低減を目的とする。
- ② 景観保全は、国道4号平泉バイパスの通過車両に対する遮蔽、自然地形のイメージを重視し

た盛土の造形とし、植栽による修景によって課題解決を図る。

- ③ 騒音の抑制は、柳之御所遺跡内の活用に支障を来たさない事を目的に騒音の低減を図る。

○位置と構造等について

- ① 修景盛土の位置は国道4号平泉バイパスの東側（遺跡側）に道路と平行した位置で高館山堀から高館橋までの区間約860mに行った。
- ② 修景盛土の構造は、土壟と混同することを避けると共に遺跡内へ圧迫感が生じないよう配慮し、国道4号平泉バイパスに設けられる歩道端部から1.5mほどの空間を設けて国道側は法勾配1:1.5で、柳之御所遺跡側は法勾配1:2.0から5.0に変化させ緩やかな勾配とした。
- ③ 修景修景盛土の高さは、遺跡の中心地点（堀内部地区はバイパスから約100m、堀外部地区は約80m）で現況地盤面から遺跡保護盛土1.0mに人間の視点高さ1.5mを加えた2.5m地点で東福山方向を視認した場合に国道4号平泉バイパスを通過する大型車（車高約4.0m）が連続して視野に入らない高さを求めたが、この場合は修景盛土の高さが高くなり周辺との違和感や遺跡から見た場合の視野の圧迫感があることから、大型車遮蔽高さから1m減じた値とし、概ね遺跡の保護高さから約2.0mを修景盛土高とした。また、高さの不足分については、植栽により車が目立たないよう配慮することとした。
- ④ 上記により計画では、通過車両の騒音予測は修景盛土設置が無い場合は60db程度に対して、修景盛土が設置された場合は40db程度まで減少する事が予測された（図21）。
- ⑤ 造形では遺跡側法面は一面的ではなく、連続的に緩傾斜とし、縦断的にも単一勾配を避け、傾斜確度、変化点に変化を持たせた。
- ⑥ 植栽は、盛土の法肩やロープ柵など人工的な形状を緩衝する目的で行った。樹木の配置は、住宅地など遺跡景観上好ましくないものを隠し、東福山系への眺望は確保できるよう配慮して行った。樹種、配置については、「(4) 植栽の考え方」を参照。

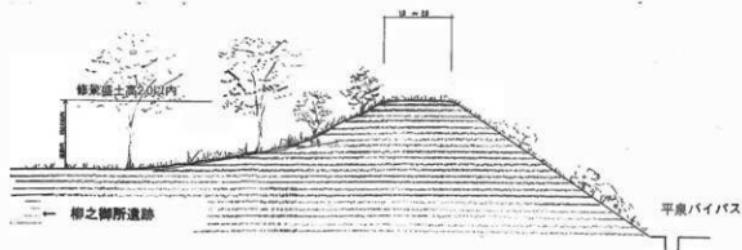


図23 修景盛土イメージ図

2 保存整備事業の詳細

(1) 遺構保護と地形の復元

地形の復元検討

遺構内の造成は、遺構の保護と地形復元の観点から行われた。地形の復元は、発掘調査で生活面の検出が行えなかったことから、建築遺構の柱穴の深さや圍池遺構の想定護岸高などの検討を踏まえて当時の地表高さの想定を行った。以下に、検討の概要として手順（①～③）を挙げた。なお、詳細については『柳之御所遺跡整備実施計画』を参照のこと。

①遺構検出レベル集成

以下の遺構情報について整理を行った。

- ・遺構平面図よりコンタ図を0.5mピッチで作成。
- ・遺構集成図に20m×20mグリッドを設定し、グリッド交点の遺構高を整理。
- ・建物遺構の検出高を整理。
- ・汚物廐棄穴遺構、道路側溝等の検出高を整理。

②地形復元検討

- ①得た情報より、各遺構について当時の地表高を想定した。

○建物遺構からの検討

- ・大型建物位置では、柱穴底面レベル平均より遺構面+1.0m±0.2m
- ・大型建物以外の建物位置では、柱穴底面高の平均より遺構面+0.6m±0.2m
- ・建物跡の存在する全域については、遺構面+0.2m

○汚物廐棄穴遺構からの検討（北西域）

- ・汚物廐棄穴遺構は概ね1.0～2.0mとなる。
- ・斜面地となり、樹林地と想定する。

○道路遺構からの検討

- ・東西道の中央付近、側溝が失われた範囲で「遺構+0.3～0.6m」

○庭園遺構からの検討

- ・圍池周辺は、護岸高（25.9）以上となる。

③復元地形想定図の作成

- ②の結果から、各位置の想定地盤高を整理し、0.5mピッチのコンタ図の作成を行った。

整 備

想定した地形に対して凍結深度や植栽及び復元が計画されている中心建物の基礎などに配慮し、遺構面から1.0mの保護盛土厚を確保することを基本として造成を行った。なお、国道4号平泉バイパスとの間に修景盛土を設けたことで、復元した地形と修景盛土との繋がりが不自然とならないように修景盛土の周辺では標準整備地盤高を約50cmの範囲ですり付けの高さを調整した。この検討を踏まえ、復元地形想定図に、遺構保護盛土高を考慮して、コンタを0.1mピッチに直し、整備地形図の作成を行った。

また、平成19年度の発掘調査により23SB4の東側の壅みが建物前まで広がっていたことが確認されたことから、周辺の復元地形の見直しを行った。このように新に確認された要素や検討結果によって



図24 「実施計画」における復元地形図 1/4000

修正を行なながら本整備は進められた。

造成工事は、遺構面が現況地盤より20~30cm下にあることから、地下遺構を損傷することの無いよう留意し、「下層盛土・上層盛土・表層仕上げ」の3層に分けて施工を行った。

下層盛土は、表示層と透水層を兼ねた盛土層で、遺構保護の観点から小型の重機を用いて現況面に直接乗り入れないように押し土によって造成を行った。上層盛土は下層盛土が完了した範囲に行われ、地形復元の基本形状はこの層で表現した。表層仕上げ層において建物表示や舗装等が行われ、それらへのすり付けを行うなど微地形を調整し、地形を整えた。

(2) 堀遺構の復元

遺構

堀遺構は、時期の異なる空堀が2つ以上確認されている。遺構の平面形状は不整形な楕円状であり、東側は北上川によって削られたか、北上川まで通じていたと予想されている。上幅で約10m、深さが2~5mで、橋脚の柱穴や木材が見つかっており、堀には数箇所に橋が架けられていたことがわかっている。

整備

発掘調査が完了した遺跡南側の張り出し部で、かつて内堀と呼ばれていた最終期の堀跡が整備対象となった。

○堀整備の基本的な考え方は以下の通りとした。

- ・遺構保護盛土を行い、遺構形状に合わせた整備を行う。
- ・空堀としての表現と堀の安全性を考慮して、堀底面に水が溜まらない形状とする。

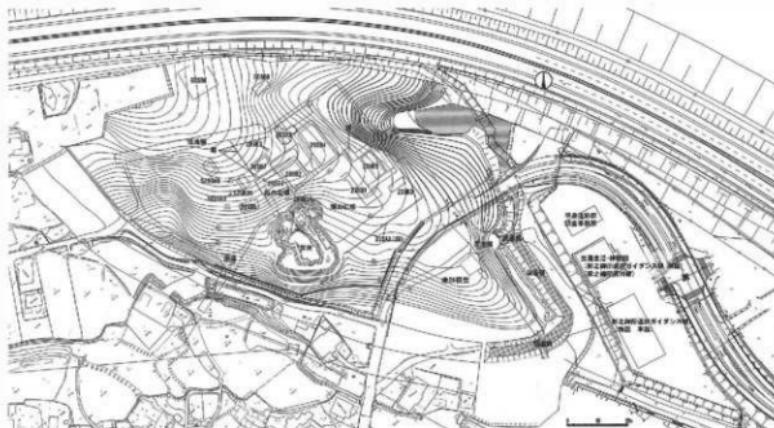


図25 整備平面図 1/3000

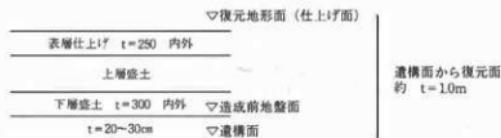


図26 盛土模式図

- ・堀法面及び堀底面は、表土保護のため張芝等の草本により緑化を行う。
- 堀の法勾配が緩い範囲は張芝（野芝）とし、急勾配となる堀底面からの立ち上がり部には植生土のうによって土留と緑化を行い、中間に当たる範囲は吹き付け植栽とした。堀底面には排水のための暗渠管と集水井を設置し、既存の水路に接続を行った。

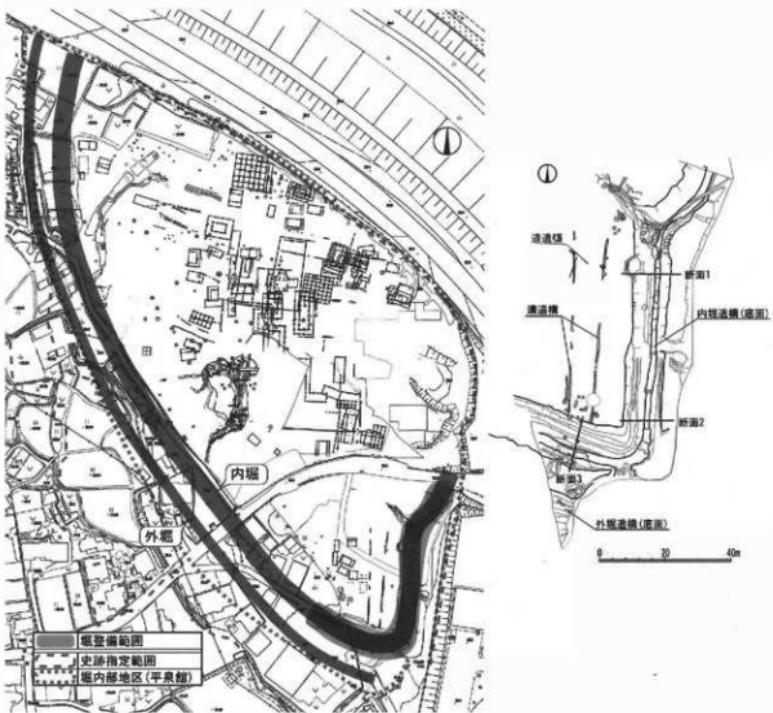


図27 堀造構の概念図

(3) 園池の復元

遺構

園池跡（23SG1）はⅠ期～Ⅲ期に分けられている。Ⅰ期園池跡は12世紀中葉またはそれ以前と考えられており、Ⅱ期園池跡は12世紀第4四半期ごろにⅠ期の上面に大規模に造り替えられた園池跡である。また、Ⅱ期が廃絶した後に、Ⅱ期の池底面に複数の溝状に水が溜まった状態をⅢ期として位置付けているが、12世紀かそれ以降かも判明できない状態であった。

整備方針

整備対象とする時期については、Ⅰ期園池跡は部分的に確認されているのみで全体像が不明であること、「実施計画」において柳之御所遺跡の整備対象期は園池を中心とする最盛期（秀衡期）とし、園池跡の全体が確認されており、規模がもっとも大きくなったⅡ期園池跡を整備対象期として復元的に整備を行った。なお、その後の遺構検討等により、Ⅱ期園池跡と建物整備対象期が異なることとなつた経緯については前述の通りである。

○園池整備の基本的な考え方については以下の通りとした。

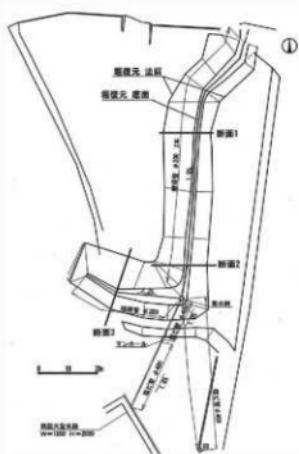


図28 整備平面図 1/2000

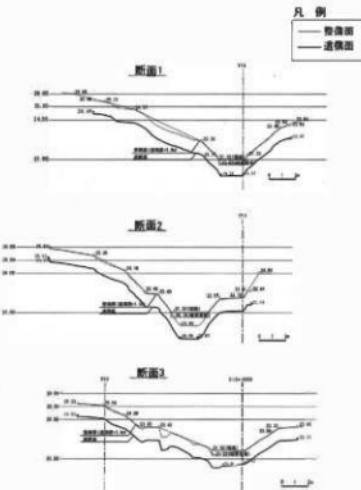


図29 整備断面図 1/400

- ・盛土により遺構の保護を行い、園池周辺（中心建物）と一体として地形復元を行う。
- ・詳細な遺構検討を行い、池水を溜めた池として池の規模（広がり）を表現する。
- ・植栽により修景を行う。

遺構の整理

発掘調査により得た情報に基づいて復元考察を行った。以下に園池の構成要素ごとの検討方法と考察に要した遺構情報についてまとめた。

○園池平面形状

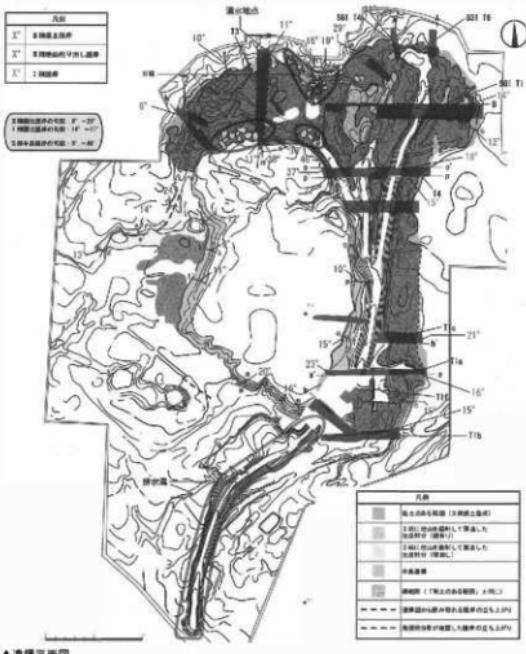
園池南東側から西側にかけては比較的に遺構の残りが良く、Ⅰ期園池からⅡ期園池に移行した際に貼られた粘土の範囲やⅡ期園池築造時に掘削された地山の痕跡から園池の平面形状が判明した。しかしながら園池南西側から南側にかけては遺構の削平が著しく、池底の痕跡がみられる範囲や地山の立ち上がりを手掛かりに平面形状を想定している。

以下が検討に要した遺構情報である。

- ・粘土のある範囲
- ・礫の在る範囲と礫のない範囲
- ・遺構図から読み取れる護岸の立ち上がり
- ・発掘担当者が確認した護岸の立ち上がり

○中島の平面形状

発掘調査によって中島は地山を削り出して築造したことが確認され、護岸の立ち上がりは良好に残存していた。



▲造模平面図

- ・地山を掘削して圍池を築造した範囲（疊有り）
- ・地山を掘削して圍池を築造した範囲（疊なし）

○中島護岸と中島地上部の断面形状

前述のとおり中島造構の地上部はその殆どが削平されており、断面形状は不明であった。護岸部分は良好に残存していたため、断面形状は容易に判明した。

○護岸・池底・中島の地表面の造構

護岸造構・中島造構地上部は消失が著しく仕上げは不明であった。中島造構の護岸は地表面が消失しているのか特に仕上げといったものは見られなかった。池底造構のはば全範囲で拳大（径：10cm～15cm）の河原石が粘土面、又は地山面に貼られているのが確認されたことから、池底は全面を石敷きで仕上げていたと推測された。

○圍池池底と圍池護岸の断面形状

池底造構は圍池南側を除き良好に残存していたことから断面形状は容易に判明した。護岸造構は圍池北側から北東側にかけては多少残存していたため断面形状が判明したが、围池東側から西側にかけてはその殆どが消失しており、断面形状は不明であった。そこで、この部分については、I期围池の護岸勾配のから断面形状を想定した。

○検討に要した造構情報

圍池護岸の断面形状の検討に要した造構情報

- ・II期围池の盛土護岸の勾配
- ・II期围池の地山削り出し護岸の勾配
- ・I期围池の護岸の勾配
- ・围池池底の断面形状
- ・粘土のある範囲

○導水

発掘調査により園池北側の護岸部分（法部分）の地山で湧水地点が確認されたことから、この湧水が園池への主要な給水方法であったと考えられる。また、湧水地付近の水面下に環状に近い石組が確認され、かつてはここから水が湧き出ていたと考えられている。更に、園池造構は遺跡内の低い位置にあり、雨水が自然と集まることからこれを利用していたとも考えられている。

なお、園池北側に造水と考えられる屈曲する溝造構が確認されているが、給水地点が不明であり、造水の可能性も考慮し検討を行ったが断定することはできなかった。

○排水

発掘調査により園池南側で排水溝を確認した。排水溝の位置が園池の池尻であることや周囲の地形が排水溝に向かい下がってきていていることから、これを園池の排水溝と見てまず間違はない。この溝が暗渠か開渠かを判断するための造構及び遺物は特に見られなかったが、溝造構を最初に発掘を行った担当者へのヒアリングで「溝の法方部分が比較的明瞭で、溝に向かって雨裂が存在しないことから、暗渠であった可能性もある。」との指摘を受けた。

○景石など

発掘調査によって景石及び護岸位置と考えられる石が確認された。主に①園池北側の護岸と井戸造構と見られる環状に近い石組、②中島北側の池中石組、③中島北東側の池中石組の3箇所に分けられる。どの石も地山の上に直接据えられており、基礎や堀方などは確認されていない。また、石が確認された位置へ動いた痕跡なども見られなかった。この他にも既に抜き取られた石がある可能性も少なくはないが、抜き取り穴等の石が据えられていたことを示す痕跡は確認されなかつた。

また、石組に使用されている石の種類より広範囲の地域から集められたと判断されている。特に、宮城県の太平洋沿岸部付近と岩手県南部の北上山系の岩も多く使われている。

番号	石 質	産 地	備考
1	黒色頁岩	石巻市近隣産に類似	石組1
2	砂質頁岩	石巻市近隣産に類似	石組1
3	安山岩	奥羽山脈	石組1
4	凝灰岩	—	石組1
5	石英安産岩	東福山南辺(平泉、北上川対岸)	石組1
番号	石 質	産 地	備考
9	石英安産岩	東福山南辺(平泉、北上川対岸)	
10	花崗岩	東福山南辺(平泉、北上川対岸)	
11	安山岩	東福山南辺(平泉、北上川対岸)	石組2
12	凝灰岩	東福山南辺(平泉、北上川対岸)	石組2
13	黒色頁岩		石組2
14	安山岩		石組2
15	花崗岩		石組2
16	凝灰岩		石組2
17	安山岩		石組2
18	砂岩		石組2
19	砂質頁岩		石組2
20	黒色頁岩	北上川山地南部	石組2
21	砂質頁岩		石組2
番号	石 質	産 地	備考
6	砂岩	宮城県	石組3
7	安山岩		石組3
8	花崗岩		石組3

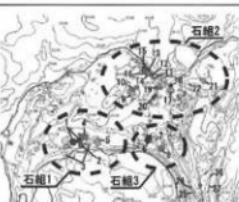


図31 景石及び護岸石の石質

当時の地表部の仕上げと考えられる造構は確認されていない。よって、園池周辺の地面にはこれといった仕上げは無かったものとも考えられる。

参考のため近隣の園池を伴う遺跡について、園池周辺の地上部の仕上げについて発掘調査報告書よ

○園池周辺の地表部

(仕上げ)

園池周辺は地山面まで調査が行われており、発掘によって石敷きや砂利敷きな

表10 類例庭園の圍池周辺の仕上げ

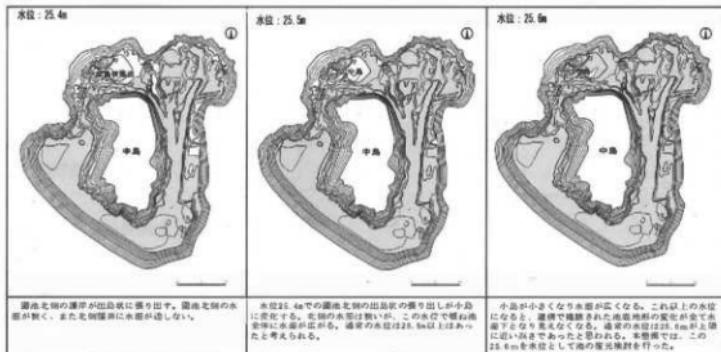
■比較対象の圍池外地面面の仕上げの有無と概要

No.	対象	所在地	管理者	表面材質	開造時期	圍池外地面面の仕上げの有無と概要
1	志賀山通路庭園通構	岩手県	武家宅	池、庭	平安時代12世紀	×なし
2	花立Ⅰ通路庭園通構	岩手県	寺、院	池、庭	平安時代12世紀	△未発達
3	花立Ⅱ通路庭園通構	岩手県	武家宅	池、庭	平安時代12世紀	×なし
4	白山社通路	岩手県	神社?	池、庭	平安時代12世紀	△未発達
5	中尊寺境内二重池庭園通構	岩手県	寺、院	池、庭	平安時代12世紀	×なし
6	中尊寺境内大池庭園通構	岩手県	寺、院	池、庭	平安時代12世紀	×なし
7	羊越寺庭園	岩手県	寺、院	池、庭 (土式)	平安時代12世紀	●圍池外を除く敷地の表面の仕上げ 大抵が池周囲の上端に、明瞭な仕上げをしたずに 表面材質は生土を施すものが多い。 前庭園(1尺以上)は、生土の上に石組が施された。 この1尺以上の表面材質は、必ずしもその上に の毛石等で一層に敷き詰め、砾石で留め(突き固め)てある ことは、毛越寺庭園(12世紀)の境内の地表面に 現れたる所である。また、同様の褐色土色が見ら れ、その上に積石をもつた面の石が配置さ れている状況が確認された。
8	般若自在主庭園通構	岩手県	寺、院	池、庭 (土式)	平安時代12世紀	●圍池北側部が下部の石組面 洲島の北側が急に達されたところの地表面 下部1尺から、更に、その上に石組が施された。 この1尺以上の表面材質は、必ずしもその上に の玉石等で一層に敷き詰め、砾石で留め(突き固め)てある ことは、毛越寺庭園(12世紀)の境内の地表面に 現れたる所である。また、同様の褐色土色が見ら れ、その上に積石をもつた面の石が配置さ れている状況が確認された。
9	無量光院跡庭園通構	岩手県	寺、院	池、庭 (土式)	平安時代12世紀	△未発達
10	白水門跡堂堂庭園通構	福島県	寺、院	池、庭 (土式)	平安時代12世紀	△未発達

なかったことから、護岸や石組及び複雑な形状をもっている池底面について水位による見え方から当時の水位の検討を行った。結果、当時の圍池水位は25.6m程度に考えるのが妥当となった。

○以下が検討の参考とした主な遺構情報である。

- ・中島北側の池中石組は概ね25.4m~25.6mの間に在る。
- ・圍池北側の護岸石組は概ね25.5m~25.8mの間に在る。また、周辺のコンタから石組1まで水面が達するには最低でも25.6m以上の水位が必要である。
- ・想定圍池汀線をもとに、25.40m~25.60mの各水位での圍池汀線の変化を比較した。



整備検討

遺構の検討より整備方針に則り柳之御所跡園池の整備検討を行った。以下に各構成要素ごとに復元考察と整備方法の概略を示す。

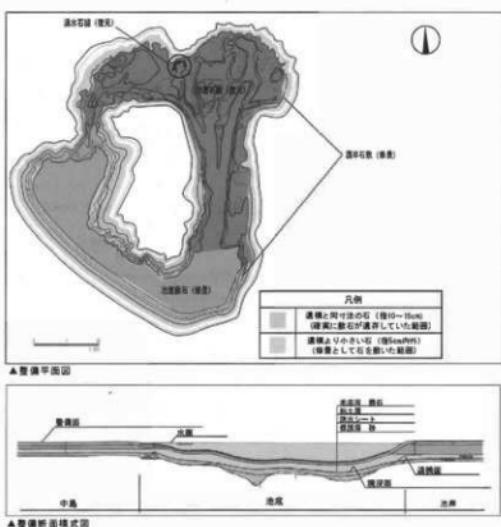


図33 池整備模式図

行う。但し、石敷きが確認された部分と石敷きが疎らな部分及び消失している部分では石の大きさを変え（径5cm内外）、その差を明瞭なものとした。

○護岸

園池北側の護岸石を除く護岸遺構の残存部では石貼りなどの仕上げは特に見られない。しかし、池底面が石敷きで仕上げられていることから、当時護岸においても石が貼られていた可能性も考えられる。よって、整備では維持・管理の観点から護岸の侵食を防ぐための石を貼ることとした。その際は、池底の石（径10~15cm）とは表現を変えた石（径5cm程度）を貼ることとし、解説板を設置して見学者に誤解を与えないよう配慮した。

○中島の地表部（仕上げ）

中島の地上部はその全てが削平されているために不明である。よって、整備では地表面の保護と修景のために張芝とした。

○園池と中島の平面・断面形

状の整備

従来の整備方法である石組遺構を表出させる整備を行うと復元建物の整備レベルと園池の整備レベルの間にかなりの高低差（およそ2.0m）が出てしまうこと、また、石組遺構の残存状況が悪いことを勘案し、本整備では遺構面の直上に園池地形を復元的に園池規模を表現した。

○池底の仕上げ

発掘調査により池底面に拳大（10cm~15cm）の河原石が敷かれていたことが確認されている。遺構の状況から当時は全面に石が敷かれていたと考えられることから、整備においては池底全面に石敷きを行った。

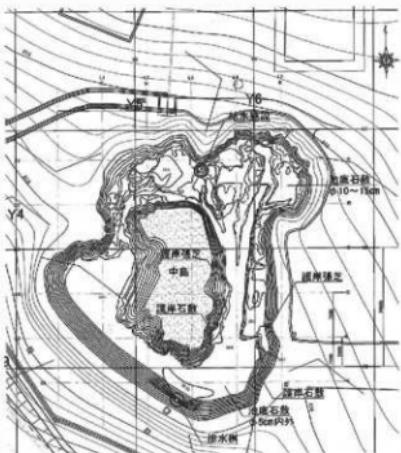


図34 池整備平面図 1/800

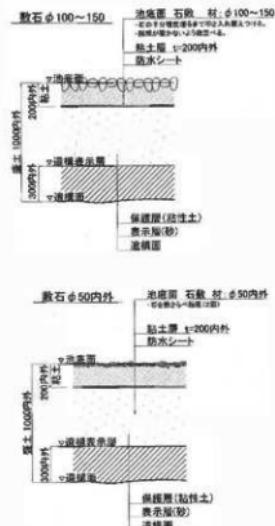


図35 池底整備詳細図 1/40

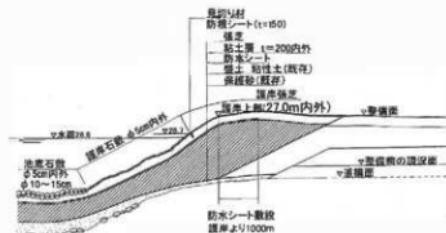


図36 護岸整備詳細図 1/40

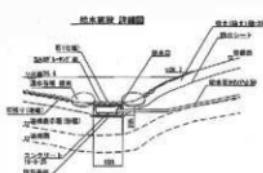


図37 給水施設詳細図 1/100

○給水

園池北側の池底から湧水石組と見られる環状の石組が発掘されており、整備ではこの環状の石組から給水を行うこととした。給水口は池底の仕上げと同様の石敷きで修景し、給水施設が見えないよう配慮した。また、給水は既存の水路を利用する計画となっており、水路と池をつなぐ整備が予定されている。

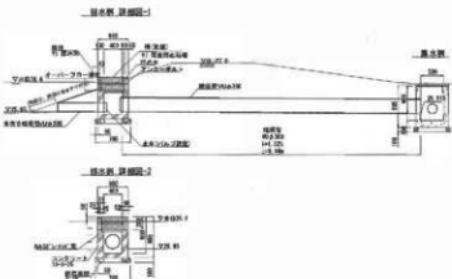


図38 排水施設細図 1/100

○景石など

発掘調査により3箇所で石組が確認されているが、以下の理由から本整備では石組の整備を行わないこととした。

- ・主だった石組は消失している可能性がある。
- ・本整備は池の広がりを表現することを目的としている
- ・レプリカでの設置も検討されたが維持管理に問題がある。

○園池周辺の地表部（仕上げ）

柳之御所遺跡の堀内部地区においては、当時の生活面の仕様が確認された場所はなく、また同時代・同地域に所在した庭園についても参考となる地表部分の仕様が確認された庭園は無かった。よって整備では、地表面の保護と修景を兼ねて、園池周辺の仕上げと合わせた張芝を行うこととした。

（4）植栽の考え方

植栽は遺跡景観の要素として重要であり、本整備では樹木植栽を行うことから、主に樹木の種類と植え方の検討を行った。発掘調査の結果と既存の研資料などを参考とし、さらに柳之御所遺跡内を機能別にゾーニングを行い、遺跡内の主な観賞点となる位置を定めた。次に、各ゾーニングに合う種類の検討をし、遺跡内の景観と共に遺跡外の周辺景観との繋がりにも配慮して配置検討を行い、実際の植栽が行われた。

調査・検討

○発掘調査の結果と既存の研資料究

花粉分析の結果、園池及びその周辺では木本類が16種、草本類が15種確認された。しかし、確認された植物は全て周辺地域の植生に見られる種類であり、周辺地域からの飛散もしくは流入した可能性もあることから、一概に柳之御所遺跡内にあったとすることはできない。なお、クリについてはコナラ属コナラ亜属に比して花粉の検出量が多かったため、有用植物として栽培されていた可能性も示唆される。

花粉分析の結果にⅡ期園池が存在した時期に庭園植栽として一般に用いられていた植物を照らし合

○排水

発掘調査により園池南側で排水溝を確認し、暗渠であった可能性が高いと考えられている。

整備では暗渠とし、堰造構等は発掘調査で確認されてはいいながら、園池の機能上必要な施設であることから設置することとした。

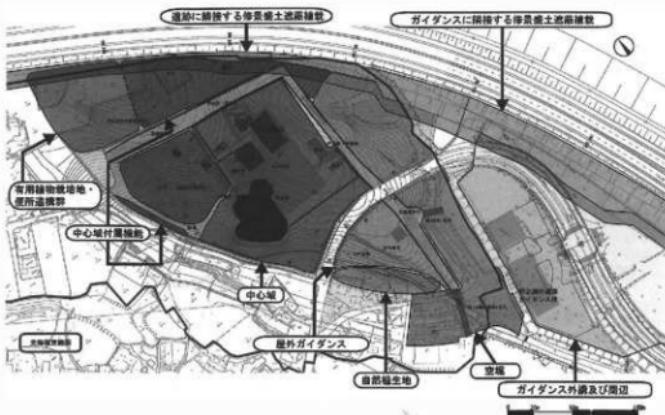


図39 植栽検討に伴うゾーニング図 1/4000

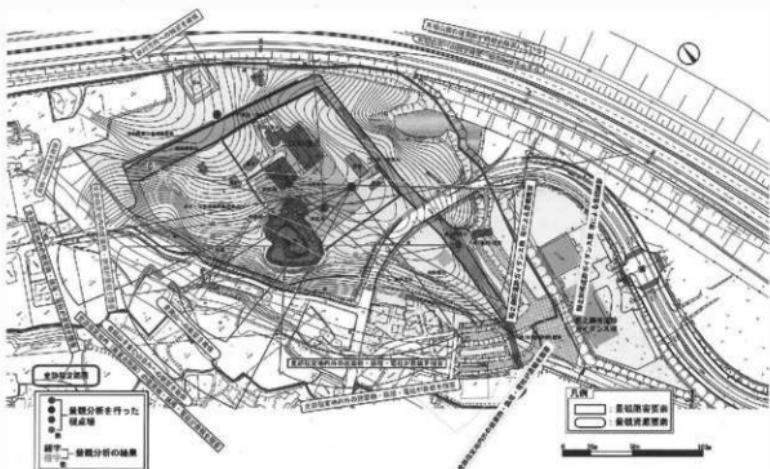


図40 景観検討図 1/4000

わせることで、植栽されていた可能性がある植物の推定を試みた。当時の庭園植栽については、平安・鎌倉時代の日本庭園の植栽に詳しい『平安鎌倉時代の庭園植栽』(河原, 1999)と日本庭園の植栽についての通史的研究である『日本庭園の植栽史』(飛田, 2004)を参考とした。結果、木本類ではヤナギ属・クリ属クリ・カエデ属の4種類、草本類ではセリ亞科・キク亞科の2種類に植栽されていた可能性を見出せた。

なお、配植位置・配植単位は、植穴跡や植物遺体などは確認されていないため不明であった。

表11 園池及び園池周辺の花粉分析の結果
確認された植物

No	科・属・種	No	科・属・種
1	トウヒ属	1	イネ科
2	ツガ属	2	イモ属
3	マツ属 单球管葉属	3	カキツバタ科
4	スギ属スギ	4	タデ属サナエタケ節
5	ヤナギ属	5	ノハラ属
6	クルミ属サワグルミ	6	アカサ科ヒュウ科
7	ハンノキ属	7	ナデシコ科
8	マツダケ属	8	アブリナ科
9	クリ属クリ	9	セリヤ科
10	ブナ属	10	ナス科
11	カエデ属	11	オオバコ属
12	チノキ属	12	タブガボヤ科
13	ニレ属ケヤキ	13	キク属
14	コナラ属コナラ亜属	14	オナモミ属
15	コナラ属アカガシ亜属	15	ヨモギ属
16	カバノキ属		

註：表中の塗りつぶし部分は植栽された可能性がある植物

○（園池の）植物の種類と配植位置

下表は河原・飛田の著書を参考に平安時代後期の園池・中島に植栽された植物の種類と配植位置を整理したものである。

また、河原・飛田の著書から抜き出した平安時代後期の庭園植栽に用いられた植物の特徴を以下に挙げる。〔(河)…河原氏の著作、(飛)…飛田氏の著作〕

・平安前期後半から始まったサクラの愛好がさらに進んだ。(飛、p83)

・貴族邸宅も寺社も同様の樹木が植えられている。(飛、p83)

・役木

河原は前述の著書のなかで江戸時代の植栽技法とされていた役木の先駆的存在が既に平安・鎌倉時代においても見られたことを指摘している(「図：役木」参照)。右頁上段の表は役木についての記述から平安時代後期についてのみを抽出・整理した。

表12 平安時代後期の園池・中島に植栽された植物の種類

植物名	標題	出典
マツ・コマツ・松・たかからぬ松・シダレヤナギ・柳・かへで・サクラ・ヤエザクラ・梅・梅子・白ツツジ・ヤマブキ・ときは木・蘭・黄蘭・芹・秋草・苔・しづ	文献	平：p118-p168-p169 日：p85-p87
マツ(二葉)・アカマツ・ヤナギ(相生)・サクラ・ウメ・センダン・カジノキ・エノキ・ムクノキ・クリ	発掘	平：p170-p171 日：p86
マツ(波枝松)	絵巻	平：p170

註：平…『平安鎌倉時代の庭園植栽』(河原、1999)
日…『日本庭園の植栽史』(飛田、2004)
植物名で漢字・平假名表記のものは河原が分析対象とした文献の原文表記

表13 平安時代後期の園池・中島に植栽された植物の種類と配植

配植位置	植物名	標題	出典	
池岸	マツ・コマツ・シダレヤナギ・かへで・サクラ・ヤエザクラ・梅・白ツツジ・ヤマブキ・蘭・黄蘭・芹	文献	平：p118-p168-p169 日：p85-p87	
池岸	マツ(二葉)・アカマツ・ヤナギ(相生)・サクラ・ウメ・センダン・カジノキ・エノキ・ムクノキ・クリ	発掘	平：p170-p171 日：p86	
池岸	マツ(波枝松)	絵巻	平：p170	
中島周辺	松・柳	文献	平：p118	
中島	山島	ときは木	文献	平：p118
中島	野島	秋草・苔	文献	平：p118
中島	鳥島	しづ	文献	平：p118
中島	磯島	たかからぬ松	文献	平：p118
中島	雲形島	柳があるところからず	文献	平：p118
中島	松皮島	人のこころにまかべし	文献	平：p118

註：平…『平安鎌倉時代の庭園植栽』(河原、1999) 日…『日本庭園の植栽史』(飛田、2004)
植物名で漢字・平假名表記のものは河原が分析対象とした文献の原文表記



『年中行事絵巻』第1巻4段

図41 役木(波の木・波枝松)

出典：『平安・鎌倉時代の庭園植栽』

表14 平安時代後期の役木と植物名 [参考文献：『平安鎌倉時代の庭園植栽』(河原、1999)]

役木名	配植位置	植物名	標題	出典
波の木 + 波枝松	州崎	マツ	文献	p168
	州浦	コマツ	文献	p168
	出島	マツ(波枝松)	絵巻	p170
	池岸	マツ・コマツ・マツヒフジ(フジはマツに拂む)・シダレヤナギ・ヤナギ(相生)・ウメ・サクラ・ヤエザクラ・センダン・白ツツジ・ヤマブキ	文献・発掘	p169-p171
	裏手の池	ウメ・ヤナギ・コザクラ・ヤマスゲ	文献	p168
	沼地	アシ・カツミ・アヤメ・カキバタ	文献	p168
	入江に立たし木	無載	文献	p168

波の木：波面に投影した樹の葉や花の色を愛しながら、夏の涼や秋の月など季節のさまざまな鑑賞を効率的に行うため、波岸近くに植栽した貴重木をさす。[『平安鎌倉時代の庭園植栽』(河原、1999), p165]

波枝松：水面に枝を差し出したマツをさす。[『新山庭造(後編)解説』, p10]

・植栽単位

河原は平安・鎌倉時代の池・中島の配植単位について当時の絵図から分析を行い、平安時代後期から鎌倉時代に「単植」、平安時代中期から鎌倉時代に「相生」という特徴が見られたことを指摘している。しかしながら、その知見を平安時代後期のみに絞ってみると、単植については該当するものが多く、相生については絵図の分析を行っておらず、修景植栽の参考となる知見を得ることができなかつた。そこで、配植単位については河原が分析の対象として扱わなかつた平安時代後期の絵図について独自で分析を行うこととし、更に、より知見を充実させるために河原が分析した鎌倉時代の植栽単位の知見も修景植栽の参考とすることとした。

河原は「単植」を1本で修景する植栽（「図：単植」参照）、「相生」を同じ場所で、あたかも2本が夫婦のように調和した植栽（「図：相生」参照）と定義している。単植に用いられる植物の樹形としては、室町時代の作庭書である『山水並野形図』に見られるような、主幹を斜めにし、途中から何本かの太枝を垂直に伸ばして第2の幹に仕立てるものが好まれたことを指摘している（「図：単植に用いられる樹木の樹形」参照）。また、「単植」において「フジの絡むマツ」（「図：単植」参照）が多く見られたとの指摘は特筆すべき点であり、飛田も前述の著書において同様の指摘をしている。

表15 平安時代末期～鎌倉時代の植栽単位：単植

配植位置	植物名	備考	時代	模描	出典
南庭池岸 橋の袂	マツ	流枝松	平安時代 末期	絵巻	『年中行事絵巻』卷一 朝御行幸 裏巻 第五十八紙
南庭対の屋 正面の池岸	クメ	横元に接石を1石と草本類の植物を伴う。法長柱がある。	平安時代 末期	絵巻	『年中行事絵巻』卷一 六月造大堂、 裏巻 廊下の間にかけた六月造 第五紙
寝殿と池と の間、池岸	サクラ	斜幹の桜元から間に太枝が仕立てられている。	鎌倉時代	絵巻	平:p153
南庭対の屋 正面の池岸	マツに絡むフジ	配植位置からマツに絡むフジは観賞を目的に種栽されたものと分かる。	鎌倉時代	絵巻	平:p153
釣殿出閣近 く池岸	マツに絡むフジ	接石を伴う横元がマツ。伸び放題な幹や枝は本当に障壁を起すのではないかと感覚される程である。	鎌倉時代	絵巻	平:p154
中島	マツに絡むフジ	島には流枝松が種栽され、フジの花が纏い付いている。	鎌倉時代	絵巻	平:p154

平安時代末期～鎌倉時代の植栽単位：相生

配植位置	植物名	備考	時代	模描	出典
南庭池岸	マツ（？）	横元に接石を1石伴う。	平安時代 末期	絵巻	『年中行事絵巻』卷一 朝御行幸 裏巻 第六十紙
南庭池岸 橋の袂	マツ（？）		平安時代 末期	絵巻	『年中行事絵巻』卷一 朝御行幸 裏巻 第三十六紙・第三十七紙
池岸	不明	幹には太枝を思い切って切落した跡が見られる。	鎌倉時代	絵巻	平:p158

註：平…【平安鎌倉時代の庭園植栽】（河原、1999）



図42 単植に用いられる樹木の樹形

出典：「平安・鎌倉時代の庭園植栽」（河原、1999）p22

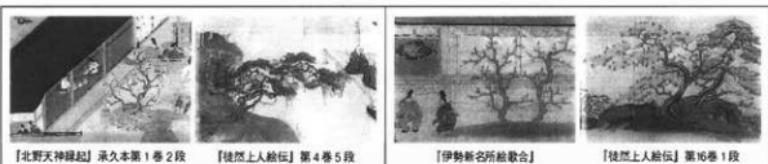


図42 単植

出典：「平安時代・鎌倉時代の庭園植栽」（河原、1999）p13

図43 合生

出典：「平安時代・鎌倉時代の庭園植栽」（河原、1999）p14～15

以上の平安時代後期の庭園植栽についての知見と復元考察の結果を踏まえ、植物の基本方針として種類と配置の考え方を以下の通りとした。

・植物の種類

植栽する植物の種類については、復元考察の結果及び当時の庭園植栽についての知見を踏まえて選定し、更にその中から地域の気候・風土に適合し造園木として流通しているものに絞り込んだ（「表：修景植栽に用いる植物一覧」参照）。サクラ類・マツ類（クロマツ・アカマツ）とウメ・フジについては花粉分析では花粉が検出されていないものの、平安時代後期の庭園植栽に欠かせない存在であったことが河原・飛田の著作から明らかであるので、植栽することとした。スギについては花粉分析では未検出、当時の庭園植栽にも挙げられてはいないが、成長も早く庭園景観との相性も良いことから圓池外の景観阻害物の遮蔽を目的として植栽することとした。また、草本類の植栽については整備のなかでは行わず、園池管理の一環として行うことを検討する。

・植物の配植

植物の配植については役木・配植単位を含む当時の配植方法についての知見に従い、園池内のみではなく、園池外の景観阻害物の遮蔽や金鶏山・東稻山・高館への眺望も考慮した修景植栽を行う。

○柳之御所全体（園池以外）の植栽

平安時代の邸宅内植栽について以下のような研究成果があり、これらの要素が柳之御所にあった可能性がある。

・鞠場配植（『平安鎌倉の庭園植栽』河原武敏 信山社 1999）

この時代の写本とされる絵巻の『年中行事絵巻』第3巻に或る貴族館の場面があり、寝殿前の隅で蹴鞠に打ち興ずる貴族たちの姿が描かれている。この場面は建物の入隅で、懸かりの木として配植方向は定かではないがサクラ・マツ・カエデ・ヤナギの4種が見受けられる。

・門脇の樹（『平安鎌倉の庭園植栽』河原武敏 信山社 1999）

柳について『作庭記』では門前に柳をうふること、由諸侍か。但門柳ハしかるべき人、若ハ時の権門にうふべきとか。これを制止することハなけれども、非人の家に門柳うふる事ハ、みぐるしき事とぞ承侍し。』とある。門前に柳を植えることができるは然るべき人か、又は権威ある人の門前に植えられるべきで、地位の低い人の家に植えるのは見苦しいとしている。この理由は『詔名・詔葬制』によると、中国では身分のある人が柳の棺車で葬られるのを好んだからとある。身分を越えた行為は咎むべき事とする考え方が一般的であったからであろう。

・垣留めの樹（『平安鎌倉の庭園植栽』河原武敏 信山社 1999）

垣根の端に植える木である。

・街路植栽（『庭園植栽の歴史』飛田範夫 日本美術工芸616-639 1990-1991）

平安京の中央に位置していた朱雀大路にはシダレヤナギが街路樹として植栽されていた。これは平城京に街路樹としてシダレヤナギが植えられていたことを踏襲したものだらうと考えられる。

整 備

○整備では以下の項目を基本方針として植栽整備を行った。

- ・植栽整備により遺跡風景の再現に勤める。
- ・花粉分析による復元植栽の根拠がある部分は復元的な植栽とし、根拠がない部分は既往研究に基く詳細な検討を行い、遺跡の景観保持を目的とした修景的な植栽を行う。
- ・遺跡の周辺景観にも配慮し、景観阻害要素は植栽により遮蔽し、景観資源要素（東福山系・金鶴山・高館）への眺望を確保する。



図45 植栽配置図 1 / 1500

(5) 建造物等の復元

○建物の復元について

復元対象期の堀内部地区の空間的な理解を深めるため、各建物の規模や位置を表示する計画がされている。堀内部は複数の建物から構成され、それぞれの建物に役割が想定されており、遺構の時期変遷との関係性や建物に想定される役割から整備方法を3種類に分けることとした。表示方法は、復元展示が計画されている建物を「表示A」、付属的な建物で立体表示を行った「表示B」、整備対象期とはことなるが柳之御所遺跡で特徴的な建物で平面表示を行った「表示C」の三段階に分けた。なお、「表示A」は今後の計画において整備となることから、本整備では仮表示として「暫定表示」を行っている。

○建物整備に伴う検討

建物の上部構造を復元する手掛かりとなる情報を得ることを意図して、柱材・柱径の検討を行った。以下にその結果を挙げる。

・柱材の検討

各建物遺構の発掘調査で確認できるのは、掘立柱材の基部が残存するごく一部の例を除けば、基本的に既に失われた柱の圧痕だけであり、整備対象期の建物遺構からは確認されていない。そこで、柳之御所遺跡全体の出土建築部材の調査を参考として、柱形状・材種を求めるところとした。その結果、柱材と考えられる部材のはほとんど丸柱でその多くがクリ材であったことが確認された。

・柱径の検討

整備対象となっている各建物の柱遺構図より、柱径の検討を行った。遺構図において、柱径の根拠としては「断面図>平面図>底面痕跡」の順で信頼性が高いと考えている。このため基本的には断面図の平均寸法を円柱の直径とみなして採用値とするが、極端にサンプルが少ない場合は平面図や底面痕跡の平均寸法を採用した。柱圧痕が明瞭に確認できない遺構については、平面規模や柱間等が近似し、かつ柱径が推定できる建物跡における数値（柱径／柱間比）を援用して推定柱径の算出を行った。

なお、いずれの場合においても推定した柱径にはかなりの誤差を含むと考えられるため、1寸（30mm）の倍数を採用することとし、遺構が示す数値は本来の柱径より土圧によって縮小しているものと考え端数は繰り上げ処理とした。

表16 遺物による柱材確認

遺構	地点・層位	部材名	樹種
98-87-PP 8		円柱の半切	クリ
100-87-PP13		角柱？	クリ
99-86-PP 5		丸柱	クリ
99-80-PP 6		丸柱	クリ
99-86-PP 5		丸柱	クリ
99-57-PP 4	柱根	丸柱？	クリ
23SA 1 東辺柱根		角柱の残欠	クリ
23SA 1 南辺柱根東側		角柱	クリ
21SD 1 a横樋		八角形柱？	クリ
21SD 1 a横樋		八角形柱の一部	クリ
64-73-PP 1	柱根	丸柱？	クリ
4ISD 2		丸柱？	クリ
99-87-PP 1		円柱？	クリ
21SD 1a	第一階グリッフ、 埴色土No. 9	柱材	クリ

表17 柱径の検討

遺構名	採用柱径	採用値
中心建物 -2SB 2	27	断面図の平均径 25
-2SB 4	27	2SB 2 の柱径・柱間比
付属建物 -3SB 7	18	断面図の平均径 16
-5SB 18	21	平面図の平均径 19
-5SB 26	18	平面図の平均径 16
-5SB 8	24	平面図の平均径 22
-2SB 2	27	断面図の平均径 26
-2SB 3	27	底面痕跡の平均径 25

○表示A 中心建物（28SB 2・28SB 4）について

柳之御所遺跡を構成している建物跡遺構のうち、中心建物(28SB 2・28SB 4)と掘竪造構（55SX 2）及び厩と想定されている(23SB 3)については、上部構造を遺構直上位置への実物大復元が計画されている。

本整備期間中に、中心建物(28SB 2・28SB 4)について基本設計よりCGの作成が行われたことから、参考として復元検討の概要を以下に纏めた。なお、復元検討は現段階のものであり、今後の実物大復元に向けてさらに検討が進められ、修正が加えられる。

建造物復元の考え方

- ・この時代の貴族住宅は儀式をするための空間であり、居住空間ではない。
- ・平泉館の儀式では貴族的、武家の要素のいずれも使われていた。
- ・遺構からの分析・類例建物との比較の結果等をふまえた設計とする。

・西の中心建物（28SB 2）

想定した儀式の様子

西の建物は、東の建物より地形的に高い位置にあり、柱間も広いことから格が高いと考え、貴族や高僧などの客人を迎えて接待の儀式が行われた場として想定を行った。

復元の復元

- ・建物の身屋部分は格の高い空間であることを示すため床を一段高くし、中央部分には天井を設ける。
- ・建物は西庭や園池と一緒に使われたことから、蔀戸が使われた開放的な空間とする。
- ・庇との間には御簾などの仕切りが使われ、客入の座る場所には畳が敷かれていたと想定する。



図46 28SB2復元検討図 1／400

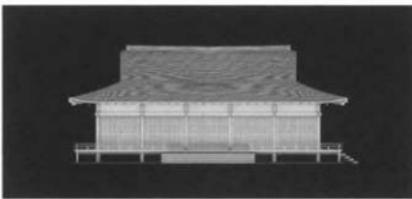


図47 28SB2復元検討CG 1／400

・東の建物（28SB4）

想定した儀式の様子

東の中心建物は、長い建物形状と西の建物との比較から、武家の要素に使われたと考え、奥州藤原一族、郎党などの対面の儀式が行われた場を想定した。

儀式の復元から建物の復元へ

・建物は大勢の人々が集まる場と考え、内部は仕切りや段差がない。

・奥の壁で囲まれた部分は塗籠（小部屋）を想定し、正面側に扉をつけた。

・建物は地方性を考慮した結果、土壁に板扉とし、天井は張らない建物とした。

・外部は板張りとし、瓦の出土が少ないとから屋根は板葺きとして棟は瓦葺きとした。

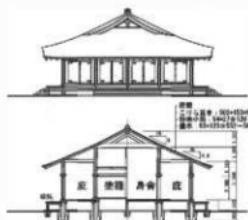
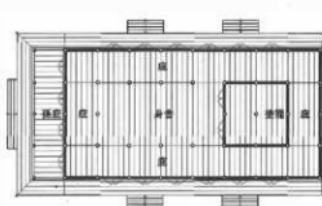


図48 28SB4 復元検討図 1／400

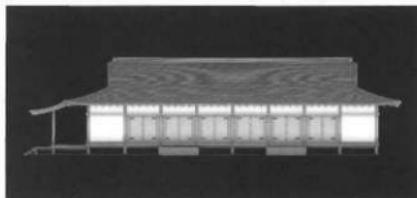


図49 28SB4 復元検討CG 1／400

○建物構造表示（「暫定表示」・「表示B」・「表示C」）

・暫定表示（「表示A」）

堀内部地区で政務や儀式に使われるなど中心的な役割があったと考えられている建物については、現地での復元展示が計画されている。よって、復元展示が行われるまでの間、建物位置と規模が分かるように、碎石敷きを行い暫定的な処置として建物表示の役割を持たせた。

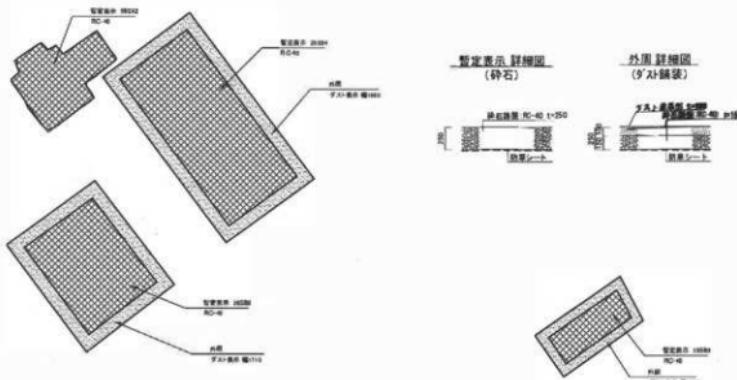


図50 暫定表示平面図 1/600・断面図1/60

・遺構表示B

中心建物と同時期の建物群の広がりや遺跡全体の構成・性格を見学者に認識してもらうことを目的に、中心建物と同時に存在したと考えられる付属の建物跡についても遺構表示を行った。発掘調査によって確認されている柱穴を基本に柱痕跡が確認されていない遺構が多く掘り方の範囲で柱位置を想定している。柱位置は遺構と同じ位置とし、建物が建てられる範囲で柱筋をそろえている。さらに建物範囲に舗装を施することで周囲との視覚的な差を設ける方法とした。

儀式の準備などに利用された、中心建物に対して付属的な役割があったと考えられる建物について表示を行うこととし、中心建物と同時期の5箇所(28SB2、31SB7、52SB18、52SB26、55SB8)の建物遺構の表示を行った。

表示方法は、以下の通りとした。

- ・柱を付けた表示とし、柱径の検討から柱の太さを決める。
- ・材の検討よりクリ材とし、白木材を防腐処理を行い設置する。
- ・柱は足を截せられない程度(45cm)とする。
- ・建物内側と外側を舗装材を変えて表示を行う。
- 表示範囲は、建物内は外側の柱心を通る範囲とし、外周は柱間の6割とする。
- ・示面は水平とし、周辺は復元地形にすり付ける。

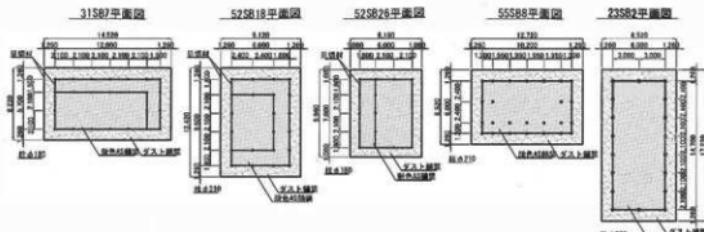


図51 表示B平面図 1/600

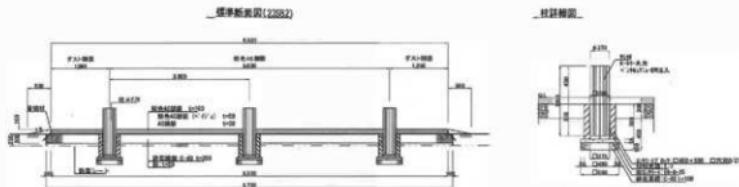


図52 表示B 標準断面図 1/100・柱詳細図 1/60

・遺構表示C

整備対象期とは異なるが、特徴的な建物遺構については位置と規模が分かるように表示を行うこととし、対象を以下の3箇所とした。

- ・純柱の建物で『吾妻鏡』で記されている「高屋」の可能性が検討された建物遺構 (31SB5)
 - ・柳之御所跡内でもっとも大きな面積を持つ建物遺構 (55SB6)
 - ・南の広場内にある廊下状の遺構で、寝殿造風の建物の一部として検討された遺構 (23SB1)
- また、表示方法は以下の通りとした。
- ・復元地形に合せて建物の範囲を線として表示を行う。
 - ・表示範囲は建物遺構外側の柱心を通る位置に小舗石を2列並び設置する。
 - ・遺構が不明な箇所、整備状表示が難しい場所については表示を行わない。

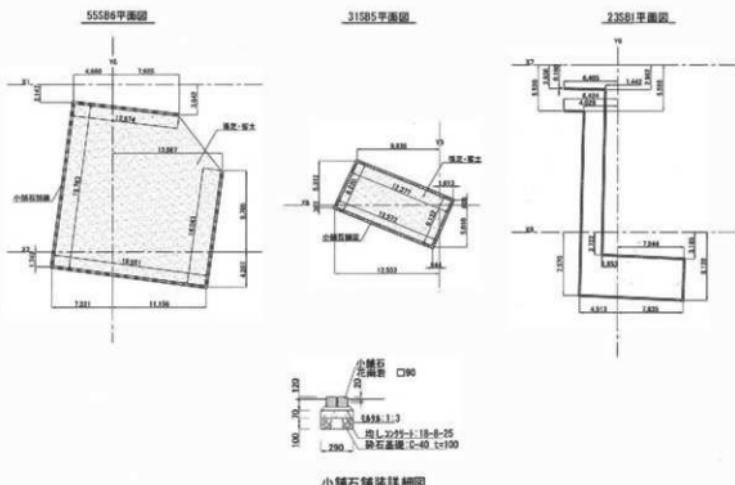


図53 表示C 標準断面図 1/100

○板塀の検討

中心域の東南部に、L字形の塀遺構（23SA 1）が確認されている。この遺構は、布堀を伴い、内部には巾10~15cmの柱状の痕跡が連続して見られたことから、板材が連続して設置された塀であったと想定した。

板材が連続する外郭塀が描かれた例として「粉川寺縁起」が挙げられ、堅板を連続して立ち上げ、内側から桟木を上下の二通りで打ち付けている。控柱は見られず、桟木に各板材が連続することで自立しているものと考えられる。遺構から出土した柱根遺物は堅板の根入れと想定し、絵画資料を参考に現段階で想定される塀の復元図の作成を行った。

なお、板塀は中心建物の復元整備と合せて設置される計画となっており、今回の検討結果は復元C Gに反映させた。

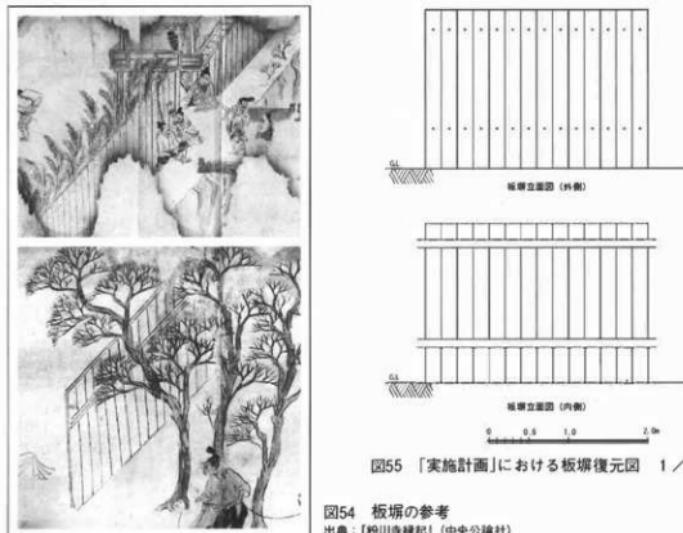


図55 「実施計画」における板塀復元図 1 / 60

図54 板塀の参考
出典：『粉川寺縁起』（中央公論社）

（6） 井戸遺構・汚物廃棄穴遺構の復元

○井戸遺構の復元

遺構

井戸跡と考えられる遺構は遺跡内に点在しており、これまでに60基以上が見つかっている。これらの井戸跡は、平面形状から方形と円形の2種類に分かれ、井戸枠の見つかっている遺構もある。方形の遺構は井戸枠があったと考えられており、円形の遺構は素掘りであったと考えられている。

整備

本整備では方形の井戸遺構（28SE 4）を井戸枠のある井戸として整備を行った。井戸枠は、遺跡内で見つかっている井戸枠遺構を参考とした。井桁は確認されていないことから、絵画資料を参考として整備を行った。また、円形の井戸遺構についても設置していく計画となっている。



図56 井桁の参考

出典：「春日稚現卷」
（中央公論社）

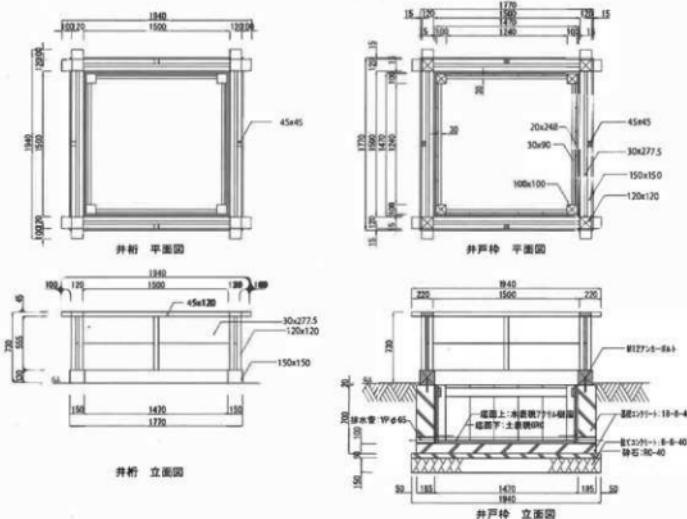


図57 井戸復元図 1 / 60

○汚物廃棄穴遺構の復元

遺構

汚物廃棄穴は、チュウ木やウリ科種子などが見つかっており、人の排泄物などを捨てたゴミ捨て場としての機能をもった遺構と考えている。遺構内には、汚物廃棄穴は遺跡内に散らばって見つかるものの、建物から離れた遺跡の北西部に30基以上が集中して見つかっている。

この遺構分布の状況から、汚物廃棄穴は使い方で2種類に分かれていたと考えられている。建物近くなど散らばって見つかる遺構は、一次的にゴミを溜めておく穴であり、北西部の集中している地区は、一次的な穴からゴミを移して埋めてしまう最終廃棄場であったと想定されている。

なお、汚物廃棄穴遺構は、トイレ状遺構と呼ばれているものであるが、いわゆるトイレとは異なることから、整備においては汚物廃棄穴遺構と呼ぶこととした。

整備

整備では、一次的な廃棄場所と考えられている汚物廃棄穴遺構（31S K80）を発掘調査で確認された状態に類似するように、ちゅう木や折敷などの遺物模型を置いて復元的に整備を行った。なお安全のために蓋の設置を行った。今後、汚物廃棄穴が集中する地区において、遺構の位置を示す整備が計画されている。

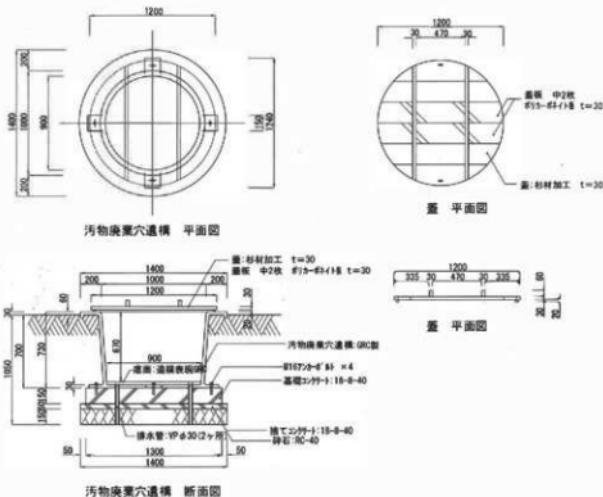


図58 汚物廃棄穴造構復元図 1／60

(7) 庭・広場・道造構の復元

○広場について

東の建物（2SB 4）の正面（南側）に南の広場、西の建物（2SB 2）の西側に西の広場として、儀式のための空間としての広場を想定した。以下に、各広場についての遺構の状況及び整備の考え方について挙げた。

○南の広場

遺構

遺構としては、大きく削平を受けている範囲であり、広場を示すような遺構の確認はされてはいないものの、井戸遺構など掘り込みが深く、跡内に広く部分分布している遺構についても確認されていないことから、この範囲はもともと遺構の少ない場所であったと考えられている。この遺構状況と建物の機能面からの検討により南の広場が想定され、東の建物、池、堀跡（23SA 1）、付属建物（23SB 2）に囲まれた範囲とすることとなった。

整備

当時の舗装材等が確認されていないことから、土（裸地）であったと考え、土色の舗装とし、身障者利用を考慮と表土の流失を防ぐために硬質の舗装を行うこととした。

○西の庭

遺構

西の建物と堀跡（28SA 1）、池に囲まれた範囲で、井戸遺構が数基と堀跡と重複する建物遺構が確

認されているものの、目立った建物遺構のない範囲となっている。

遺構の状況と建物の機能面からの検討より、西の建物での儀式のための庭として想定された。

整備

中心建物の復元と合せて、南の広場と同じ舗装を行う計画となっている。本整備では、表土保護と景観への配慮から張芝を行った。

○道路遺構の復元

遺構

遺跡内には平行した2条の溝状遺構があり、この溝状遺構を道路の側溝と考え道路遺構が想定されている。道路遺構（溝遺構の間隔）は10~12mあり、舗装材と考えられる遺物等は確認されていないことから、土のままであったと考えられている。

整備

遺構表示と見学動線を兼ねた道路遺構の整備を行う。車椅子と管理用道路としての利用が可能な舗装構成にすると共に、遺構状況に近づけるため土色とした。また、溝状遺構も道を示す重要な要素として復元の整備を行い、表面は土の流失を抑えるため張芝とした。



図59 舗装範囲図・断面図

(8) その他の整備

公開活用のため以下の施設の設置を行った。

○園路

広場と道遺構表示を繋ぎ、見学者と管理用の導線として園路を設けた。舗装材は、遺跡景観の統一性に配慮して、広場、道遺構と同様の舗装材としつつ、見学者に誤解を与えるよう舗装の色を変えて整備を行った。

また、道遺構からの排水や表流水を受けるために園路への側溝が必要であることから、形状は溝遺構に合せた管理用の側溝を必要な箇所に設けた。

○地形模型

柳之御所遺跡の範囲や全体像・周辺の地形の理解することを主旨に屋外地形模型の設置を行った。柳之御所整備では、遺跡の立地や全体像を理解するための広域な範囲の地形模型と復元対象期の柳之御所内の姿を示した詳細な地形模型の2種類の設置が計画されている。本整備では、広域の地形模型を設置し、詳細な模型は今後の建物等の検討を踏まえ設置の検討を行う。

模型の表現方法は以下の通りとした。

- ・柳之御所を中心とした、周辺遺跡の入る40km四方とした。
- ・縮尺は、平面を1/2000とし標高差は、平面の2.5倍(1/800)とした。
- ・模型内の主な寺院・遺跡等の位置に名称板を設置する。
- ・地形は大正2年の測量図を基本とし、細部は現代の各遺跡の測量図などを参考に作成する。
- ・柳之御所遺跡内は整備対象期とし、主な建物・池・地形の表現を行う。
- ・川・池に着色を行い、それ以外の範囲は単色とする。

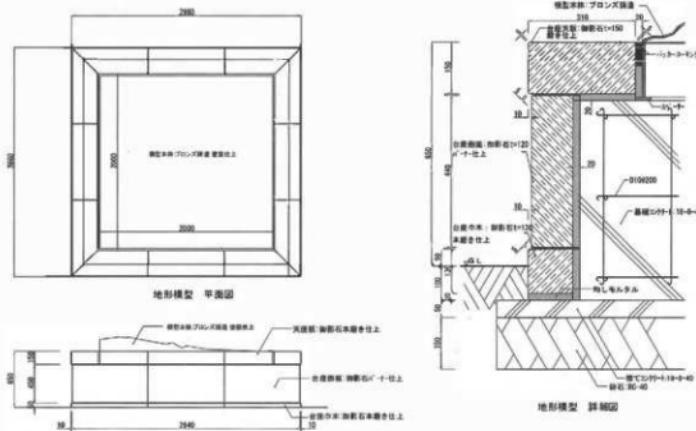


図60 地形模型図 1/60・詳細図 1/20

○解説板

柳之御所遺跡の解説板は、平泉遺跡群全体のサイン計画のもと統一感のあるデザインとし、基本的な考え方を以下の通りとして設置を行った。

- ・遺跡理解の補助手段のひとつとして位置付づけ、詳細な説明はガイダンス施設・パンフレット等で行う。
- ・遺跡内は歴史体感空間の場であることから過剰な説明は避け、必要最小限の解説及びサインを設置する。
- ・文章表現を極力抑制し、図・絵・写真等視覚的に認識可能などを適宜使用する。
- ・離れた位置からも確認でき、景観に配慮した形状・色となるよう配慮する。
- ・耐久性のある材を使用する。

柳之御所に設置する解説板は、今後設置予定のものを含め目的ごとに下表の通りに分類を行った。今日の整備においては21年までに解説板大1基・解説板中2基・解説板小1基の設置を行い、その他の解説板については仮の解説板を設置し、設置対象としているすべてに解説板の設置を行った。また、遺跡全体を説明する解説板大については、本整備においては仮の位置として県道から中心域側への導入部へ設置を行ったが、整備の最終形として地形模型に隣接した場所への移設する計画である。

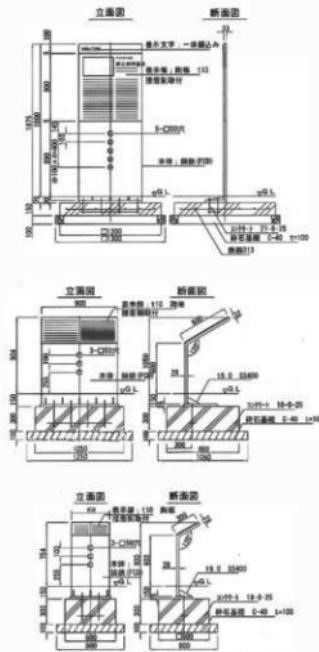


図62 解説板小図 1 / 60

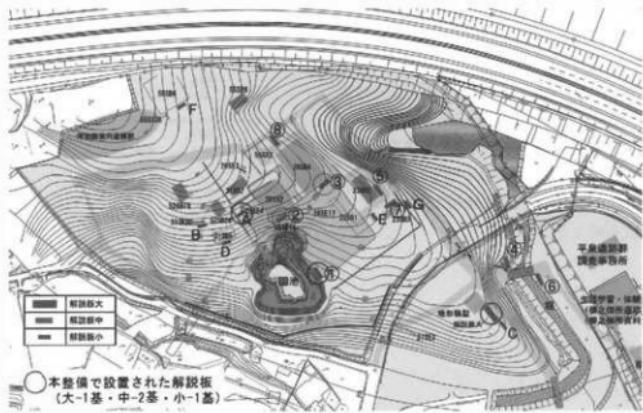


図61 解説板設置位置図

表19 設置する解説板の分類

趣旨(目的)		構成	サイズ等	備考
解説板大 (史跡サイン)	史跡の概要説明 (メインとなる看板)	遺跡名称・所在地・道路内容 遺跡全体写真 4ヶ国語説明 点字	成人の目線 わかりやすさ (見つけやすさ)	平泉遺跡群共通仕様 (古史跡で統一されたデザインとする)
(標柱サイン)	史跡位置の表示 (シンボル性)	遺跡名称 2ヶ国語説明	成人の目線 わかりやすさ	平泉遺跡群共通仕様 (南北御所遺跡への設置は今後検討)
解説板中	主要施設の説明	遺構の歴史(標題)・名称 遺構の形状・性格・概要 写真(遺構・遺物など)・図版 (遺構・整備概念図・復元イ メージなど) 2ヶ国語説明	児童・生徒の目標 (復元構造物を 迷惑しない)	各遺跡ごとの デザイン (共通のコンセプトのもと、 各遺跡・設置名所にあわせ たデザインとする)
解説板小	付属施設等の説明	遺構の歴史(標題)・名称 遺構の形状・性格・整備概要 写真(遺構・遺物など)・図版 (遺構など) 2ヶ国語説明	児童・ 生徒の目標	各道路ごとの デザイン
名称板	表示道構の名称	遺構の歴史(標題)・名称		各遺跡ごとのデザイン

表20 解説板の種類

種類	設置対象道構	備考
解説板大	遺跡全体解説	図は整備完成時の予定位置
解説板中	① 池 ② 西の建物(中心建物) ③ 東の建物(中心建物) ④ 坂 ⑤ 付属建物 ⑥ 横 ⑦ 館 ⑧ 食	23SG 1 28SB 2 28SB 4 21SD 1 23SB 2 23SX12 23SB 3 55SK 2
解説板小	A 井戸 B 汚物廻収穴 C 通(廻溝) D 食(高屋) E 廊下建物 F 大型建物 G 館	28SE16 31SK60 21SC 1 31SB 5 23SB 1 55SB 6 23SA 3 23SA 1
名称板	解説板中・小を設置しない整備構造物	

■ 本整備設置解説板

①～⑧、B～Gは他の解説板を設置。

※設置の優先順位

解説板中 ①→②→③

解説板小 A→B→C

○柵

隣地との境界を示すため、また堀など高低差の大きい場所に利用者への注意を促すための施設として、ロープ柵の設置を行った。設置した樹木およびロープは、遺跡景観に配慮し、色と明るさを抑えた。

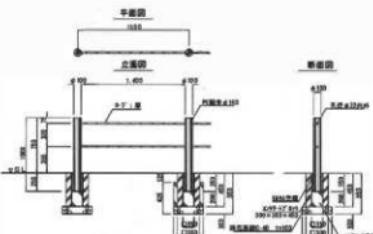


図63 ロープ柵図 1/60

IV 管理・運営と今後の課題

1 管理と運営

今回の柳之御所遺跡整備事業を実施した範囲は、「史跡柳之御所遺跡公園」として平成22年4月から公開することとしている。管理運営については、岩手県として条例を定め公開していくものである。公園は、周知の埋蔵文化財包蔵地であるとともに史跡範囲を含むもので、保存管理計画を策定した平泉町との協議の基で、遺跡の保存と管理を行っていくこととしている。また、当面は遺跡に隣接した箇所に設置している岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課の平泉遺跡群調査事務所において、史跡内の保存を目的とした発掘調査及び公園の公開などを行うこととしている。

2 今後の課題

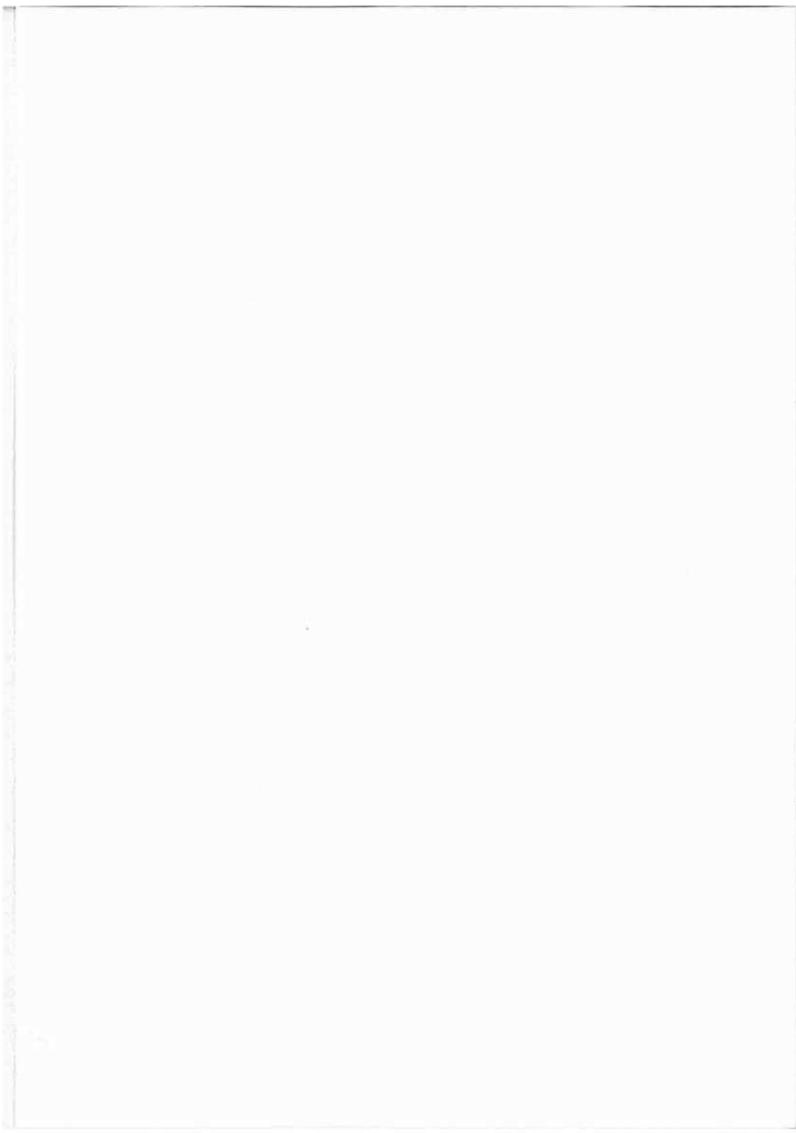
今回の第1期整備事業を実施した範囲は、柳之御所遺跡の中でも堀によって囲まれた堀内部地区と呼ぶ範囲で、遺跡全体の約半分にあたる。堀外部地区については、平泉町による発掘調査が行われているが、未調査の範囲も多く残されている。これらの範囲については、平泉町で進めている本遺跡の東に隣接する無量光院跡の整備計画とも関連させながら、整備方針を検討していきたい。

また、今回整備を行った堀内部地区においても基本構想に含まれたガイダンス施設や動線計画に含まれている現在の柳之御所資料館との間の堀に架かる橋跡の復元などが予定されている。しかし、整備の現段階では、ガイダンス施設や橋などの未整備の施設が多く残されている。今後、平泉文化研究計画を推進していくための体制整備とあわせ、これらの堀内部地区の整備を進めていく必要があると考えている。

また、「1 管理と運営」で述べたとおり、公園は岩手県が管理し公開するものであるが、遺跡は地域の方々の支援によって支えられてきたものである。本遺跡を含む周辺の保存、活用が進展するためにはこれらの地域の方々の理解と支援が不可欠なものであり、より一層公開の場を設けるなど進めていく必要があると考えている。



図 版





竣工写真 蓄水池



竣工写真 堤



地形復元



修景盛土及び植栽



園池及び植栽



堤



建物表示B (52SB18)



建物表示C (31SB 5)



暫定表示 (28SB2)



広場舗装及び表示C (23SB 1)



園池復元：石張完了、周辺地形調整



園池復元：完了



植栽：植栽位置確認（園池）



植栽：材料確認



植栽：植栽 傾き調整（園池）



植栽：委員現地指導



植栽：完成（園池及び周辺）



植栽：完成（修景盛土）



造構表示A：位置確認



造構表示B：基礎完了



造構表示B：舗装工事完了



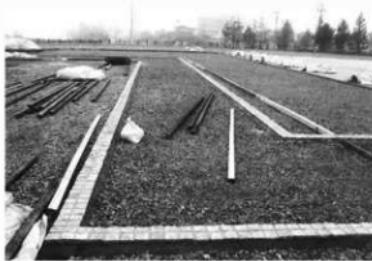
造構表示B：柱設置



造構表示B：位置確認



造構表示C：基礎完了



造構表示C：小鉢石設置



造構表示C：完了



園池復元：造成前の園池周辺



園池復元：造成後 園池復元前



園池復元工事：護岸勾配の調整（東より）



園池復元：護岸勾配の調整（南より）



園池復元：石張試験



園池復元：石張試験 委員指導状況



園池復元：防水シート敷設・地形調査・石張



園池復元：石張



造構保護・地形復元：下層盛土（表示層）



造構保護・地形復元：上層盛土完了（地形復元）



修景盛土：施工前・丁張確認



修景盛土：造成



堤復元：整備工事前



堤復元：上層盛土完了・丁張確認



堤復元：造成



道構表示



園路舗装工事：基礎工事



暫定表示：基礎完了・舗装工事



道造構表示：基礎完了



道造構表示：舗装工事



井戸基礎工事



園路舗装工事：舗装工事



井戸復元



汚物廃棄穴復元・設置



池遺構



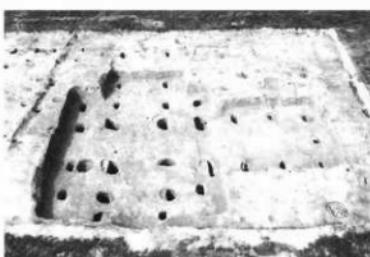
池遺構 湾水石組



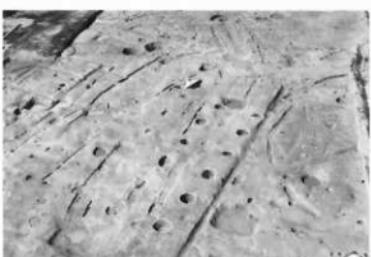
28SB 4



28SB 4



55SX 2



31SB 5



23SG 1



21SD 1、SD 2



52SB18



52SB26



55SB 8



55SB 6



遺構



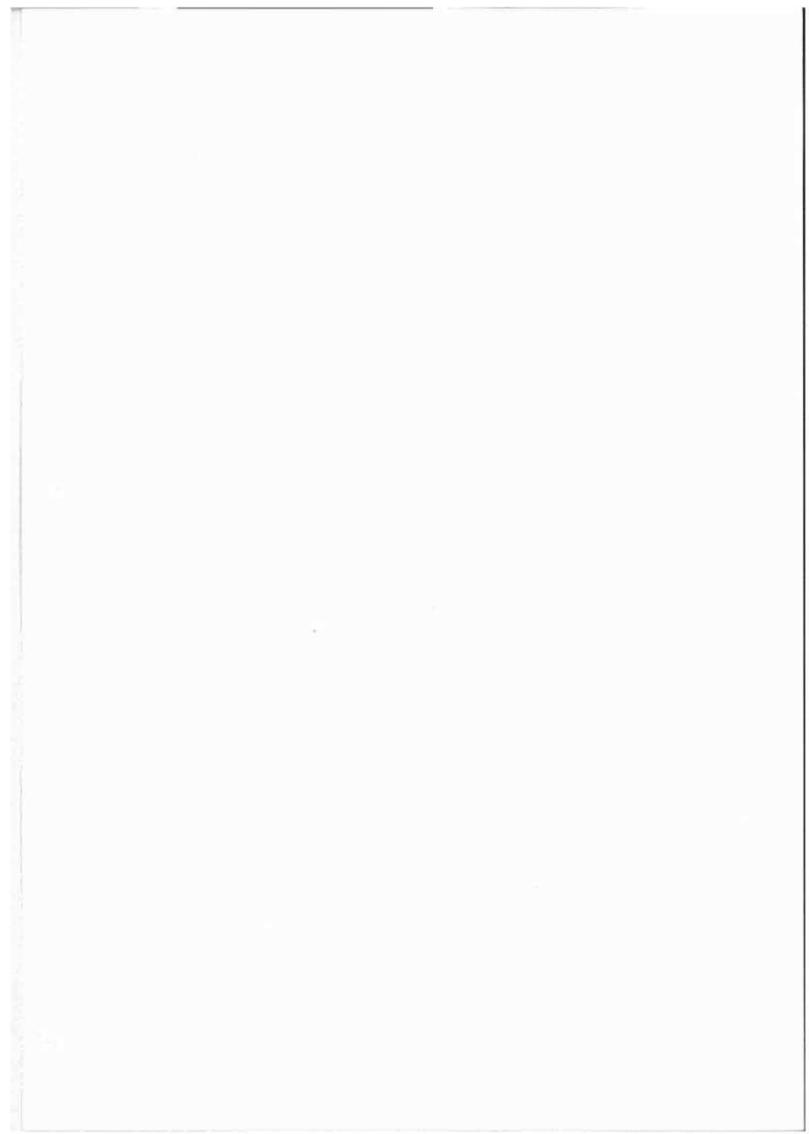
埋遺構



28SE 4



52SB26



報 告 書 抄 錄

岩手県文化財調査報告書第131集

柳之御所遺跡

- 第Ⅰ期保存整備事業報告書 -

印刷日 平成22年3月29日

発行日 平成22年3月29日

発 行 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課

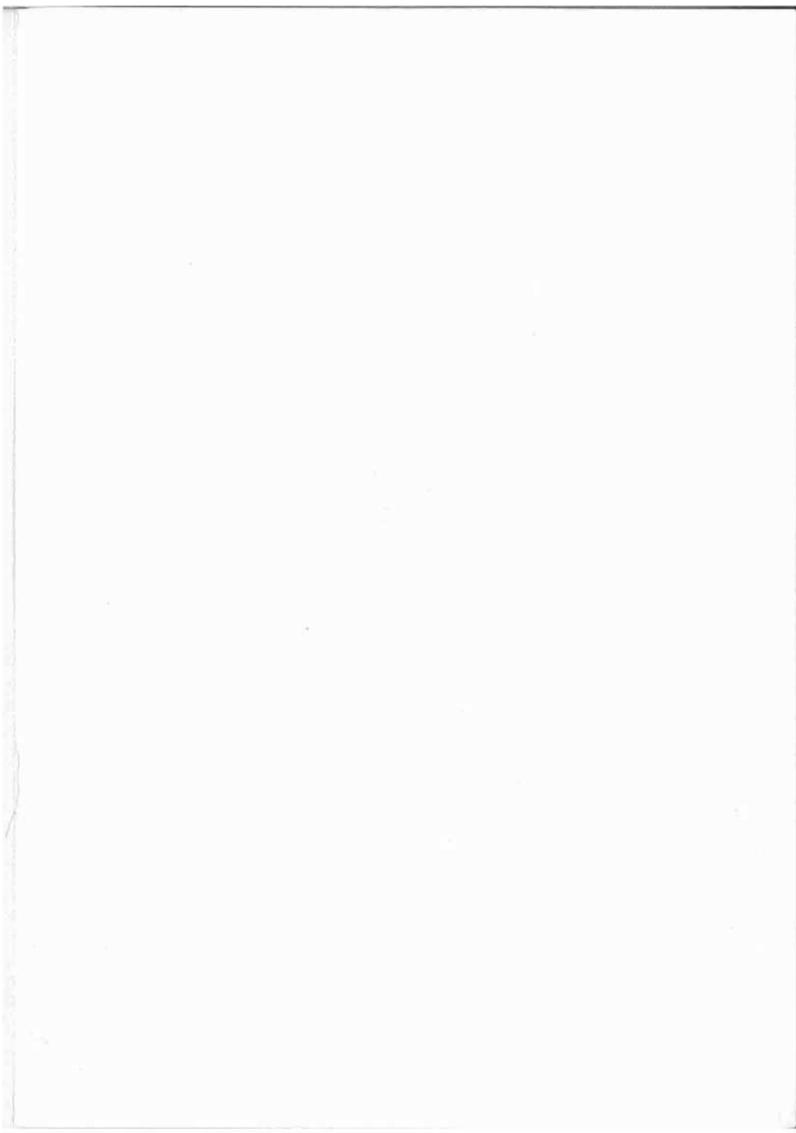
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話 019-629-6171

印 刷 有限会社県南印刷

〒021-0055 岩手県一関市山目泥田33-2

電話 0191-25-2184



Yanaginogosho Site

2010

Iwate Board of Education , JAPAN